
市川三郷町景観計画(素案)

平成26年3月

市川三郷町

目 次

序 章 市川三郷町らしい景観形成をめざして

1. 市川三郷町らしい景観形成に向けて…………… 2
 (1) 市川三郷町らしい景観の形成…………… 2
 (2) 景観形成に取り組む意義…………… 3
2. 景観計画策定の背景と目的…………… 4
 (1) 計画策定の背景…………… 4
 (2) 計画の目的…………… 4
3. 景観計画の位置づけと構成…………… 5
 (1) 計画の位置づけ…………… 5
 (2) 計画の期間…………… 5
 (3) 景観計画の構成…………… 6
4. 景観計画の区域…………… 7

第1章 市川三郷町の景観特性と課題

1. 市川三郷町の概況…………… 10
 (1) 町の概況…………… 10
 (2) 町の成り立ち…………… 11
 (3) 地域の景観概要…………… 12
2. 市川三郷町の景観特性…………… 14
 (1) 市川三郷町らしさが現れている景観…………… 15
 (2) 暮らしや営みが映し出されている景観…………… 18
3. 景観づくりについての主な住民意向…………… 22
 (1) 風景づくり住民懇談会の提案…………… 22
 (2) 市川三郷町景観住民アンケート調査…………… 23
4. 景観形成に向けた課題…………… 24

第2章 景観形成の方針

1. 景観形成の基本的な考え方…………… 28
 (1) 景観形成の基本理念…………… 28
 (2) 景観形成の目標…………… 30
 (3) 市川三郷町の景観構造…………… 31
2. 景観形成方針…………… 36
 ■景観形成方針の体系…………… 36
 (1) あるがままの自然を守り・活かす風景づくり…………… 37
 (2) 美しい眺望と夜景が印象づける風景づくり…………… 41
 (3) 固有の歴史文化を誇り、継承する風景づくり…………… 43
 (4) のっぴいが育む豊かな農と里山、農村の風景づくり…………… 48
 (5) 住む人が心地よい、地域の個性が協奏する暮らしの風景づくり…………… 51
 (6) 交流や結びつきを深め、まちが元気になる風景づくり…………… 58
3. 景観形成推進ゾーンの方針…………… 61
 (1) 景観形成推進ゾーンの選定…………… 61
 (2) 景観形成推進ゾーンの景観形成方針…………… 62

第3章 良好な景観形成のための行為の制限

| | |
|-------------------------|----|
| 1. 行為の制限に関する基本的な方針 | 72 |
| (1) 基本的な考え方 | 72 |
| (2) 景観計画で定める事項 | 73 |
| (3) 建築物等の行為制限に関する基本的な方針 | 76 |
| 2. 景観形成地域ごとの行為の制限事項 | 78 |
| (1) 田園居住景観形成地域 | 78 |
| (2) 山麓・山間景観形成地域 | 81 |
| (3) 森林景観形成地域 | 84 |

第4章 景観資源等の魅力を高めるために

| | |
|------------------------|----|
| ■市川三郷町で定める事項 | 88 |
| 1. 景観上重要な建造物や樹木について | 89 |
| (1) 基本的事項 | 89 |
| (2) 指定に関する事項 | 89 |
| 2. 景観上重要な公共施設等について | 90 |
| (1) 基本的事項 | 90 |
| (2) 指定に関する事項 | 90 |
| (3) 整備に関する事項 | 91 |
| (4) 占用許可の基準の考え方 | 91 |
| 3. 屋外広告物の表示・設置等の制限について | 92 |
| (1) 基本的事項 | 92 |
| (2) 行為の制限に関する事項 | 90 |
| 4. 田園景観や農村風景の維持・向上に向けて | 93 |
| (1) 基本的事項 | 93 |
| (2) 景観農業振興地域整備計画で定める事項 | 94 |
| 5. 市川三郷町独自で定める事項 | 95 |
| (1) 歴史的景観の保全・創出に向けて | 95 |
| (2) 眺望景観の保全・創出に向けて | 98 |

第5章 計画の推進に向けて

| | |
|-------------------------|-----|
| 1. 協働による景観まちづくりの考え方 | 100 |
| 2. 景観計画の推進に向けた施策 | 102 |
| (1) 景観に関する町民等の意識の醸成 | 103 |
| (2) 町民の自発的な景観形成活動の促進 | 105 |
| (3) 景観に関する庁内体制や仕組みの充実 | 107 |
| (4) 協働による先導的な景観まちづくりの推進 | 109 |
| 3. 景観施策の実現に向けて | 114 |
| (1) 景観施策の段階的な推進 | 114 |
| (2) 総合的かつ実効的な景観まちづくりの推進 | 115 |
| (3) 景観計画の見直しについて | 115 |



・トウモロコシ畑と八ヶ岳遠望

序章

市川三郷町らしい景観形成をめざして

序章 市川三郷町らしい景観形成をめざして

1. 市川三郷町らしい景観形成に向けて

(1) 市川三郷町らしい景観の形成

市川三郷町は、御坂山地の山並みと深遠な森を中心とした豊かな自然景観、笛吹川、富士川、芦川などの骨格的な水辺景観に加え、新川や山田川、葛籠沢川などの身近な水辺景観、四尾連湖、まちなかの水路網など「水文化」を象徴する特徴的な水辺景観、優れた眺望景観、のどかな里山や農山村景観、風土に培われた伝統産業などの暮らしの景観、風格ある歴史文化的な景観や繁栄の歴史など往時の面影を残すまちなみ景観など、まちの個性や魅力を至るところに感じ取ることのできる多彩な景観を擁しています。

こうした市川三郷町の個性と風格ある景観は、本町特有の地形や風土のなかで、先人たちが知恵と暗黙の秩序のもとに、永い歳月をかけて築きあげ、形づくられてきたものであり、永い歴史的な背景があります。そこには地域ならではの「作法」や「配慮」に基づいた独自の秩序があり、この独自の景観的な秩序こそが市川三郷町らしい景観の原点となっているのです。

しかし、近年、豊かな暮らしを享受できるようになった一方で、こうした地域づくりの秩序が薄れ、これまで培われた貴重なまちなみやふるさとの風景の喪失が懸念されています。

時代の流れとともに市川三郷町らしさも少しずつ変化をしていくことは否めませんが、この永い年月をかけて培われた市川三郷町らしさを形成している一定の景観的な秩序は、町民共有のかけがえのない財産であり、次世代へと引き継いでいかなければなりません。

このため、景観法の活用や景観計画の策定はもとより、町民、事業者、行政それぞれが景観形成の主体であることを認識し、それぞれの役割と責任をもって、時には観光客などの来訪者も含め、市川三郷町らしい景観をみんなの共有財産として守り、育み、継承していく景観づくりに継続的に取り組むこととします。



・みはらしの丘からの眺望



・市川公園からみた中心市街地



・上野地区の田園集落地



・網倉の集落地

(2) 景観形成に取り組む意義

景観は、目に映る全てのものを含みます。そのため、たとえ私的な空間であっても外部からみえる空間は、一定の公共性があるという認識が重要です。このような考え方は、これまでにまちづくりの作法、ご近所への配慮という暗黙の秩序として行われてきたものです。

景観形成とは、単に表面的な美しさをつくるということではなく、時には「つくらない」「取り除く」といった空間デザインも含め、真の意味で気持ちよく快適で市川三郷町らしいまちや地域をつくることであり、その結果が景観として現われるのです。そのため、景観形成に取り組むということは、次のような意義があります。

● まちや地域の個性を創出します



・「ひや」と呼ばれる路地

市川三郷町にしかない景観や、特徴が際だっている景観などは、「市川三郷町らしさ」ということができます。

この本町固有の景観を守り、創り、育てることによって、市川三郷町の個性（アイデンティティ）や魅力を創出することができます。また、そうした景観形成への取り組みが、ふるさとへの誇りを育むことにつながります。

● 豊かな暮らし・生活環境を形成します



・市街地を流れる水路のせせらぎ

良好な景観は、暮らしに豊かさゆとり、潤いをもたらすためには不可欠なものです。

景観形成に取り組むということは、心豊かな暮らしや、誰もが心地よいと感じる生活環境を形成していくということに他ならないのです。

● まちや地域の活性化、交流を創出します



・神明の花火大会



・収穫体験

賑わいや楽しさのある風景は、多くの人々を魅了し、引きつけるとともに、地域に暮らし働く者にとっても心の糧や誇りとなるものです。

地域資源を大切に活かした魅力あるまちなみや個性ある界隈などの風景は、それ自体がおもてなしの景観であり、人々が賑わい、楽しむ風景は、観光や経済活動、文化・交流活動等に活力を与え、まちや地域の活性化を促します。

● 地域のコミュニティを育みます



・住民による花植え

住民がこれまで暮らしの中で積み重ねてきた「作法」や「配慮」が感じ取れる風景は、景観に奥行きを与え、地域への愛着を感じさせます。このことは、地域の豊かなコミュニティや、将来を担う子どもたちの感性を育むことにもなるのです。

また、身近に小さな心づかいの感じられる風景は、住んでみたいと思わせる気持ちを生み出すことにもつながります。

2. 景観計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

「景観計画」は、平成 16 年6月に制定された「景観法」に基づき、景観行政団体*が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画です。

景観に対する住民等の意識が高まる中で、全国の多くの自治体で「景観法」を根拠とする景観計画への取り組みが進められています。山梨県内でも、本町をはじめ、多くの自治体が景観行政団体となっており、それぞれの自治体で景観計画の策定または取り組みが進められています。

本町の景観形成については、これまで「市川三郷町第1次総合計画」（平成 19 年 3 月）や「市川三郷町都市計画マスタープラン」（平成 22 年 3 月）を策定し、この中において一定の方向を示すとともに、市川地区中央部における魅力あるまちなみの形成など、町民と協働による様々なまちづくりプロジェクトに取り組み、本町らしい景観づくりに向けた活動を展開してきています。

一方、平成 17 年 10 月の合併により、これまで 3 町で行なわれてきた景観施策を整理・統合し、市川三郷町として新たな景観形成のビジョンを再構築するため、町域を一体的にとらえた魅力ある景観形成の創出が求められています。

こうした背景のもと、本町は平成 17 年9月 18 日に「景観行政団体」になったことを契機として、市川三郷町景観計画の策定および景観条例の制定に向けた取り組みを始動しました。

(2) 計画の目的

市川三郷町景観計画は、景観形成に関する基本的な考え方や方針、基準等を明らかにし、市川三郷町らしい景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、町民、事業者、来訪者、行政等の協働の指針をつくり、良好な景観形成の実現を図ることを目的としています。

そのため本計画では、市川三郷町の風景に誇りと愛着をもち、次世代に継承していくという町民共有の熱い思いを込められるよう、多くの町民の声を反映して策定作業を進めてきました。

■計画の特徴

●市川三郷町の景観形成に関する総合的な計画です

景観計画は、景観法に基づいて市川三郷町が定める計画で、本町の景観形成に関する総合的な計画となるものです。本町の景観形成は、今後、この計画に基づいて進めていくことになります。

●広く町民意見を反映して策定する計画です

景観計画の策定にあたっては、「市川三郷町風景づくり住民懇談会」の設置や景観住民アンケート調査の実施、広報やホームページによる策定経過や計画案の公表、パブリックコメント（意見公募手続）の実施など、広く町民の意見を反映しています。

●景観形成のめざす方向を共有する、町民、事業者、来訪者、行政等の協働の指針となります

景観計画に定める内容は、本町の良好な景観形成を推進していくための町民、事業者、来訪者、行政等の協働の指針（ガイドライン）となるものです。

注) * 景観法に基づく諸施策を実施する行政団体のこと。政令指定都市、中核市の区域にあってはそれぞれ等該市が、その他の区域にあっては都道府県が景観行政団体になりますが、その他の市町村も都道府県に代わって景観行政団体になることができます。

3. 景観計画の位置づけと構成

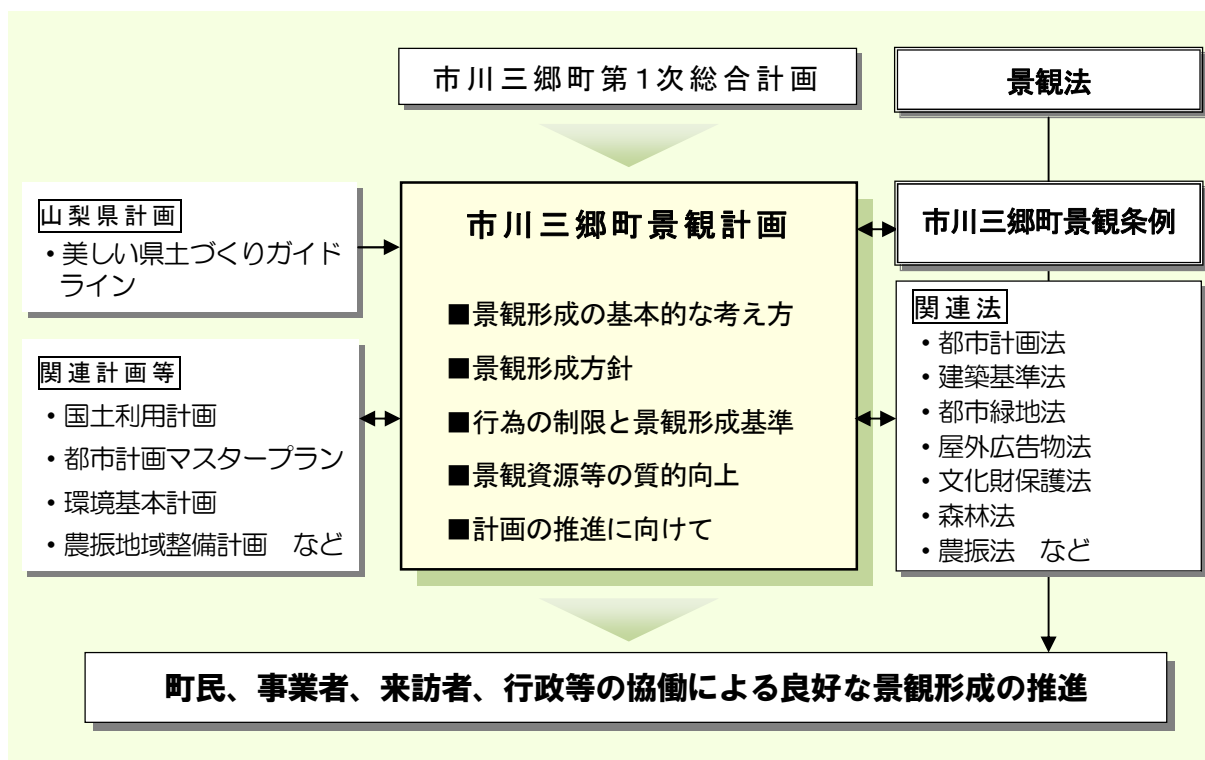
(1) 計画の位置づけ

「市川三郷町景観計画」は、景観法に基づく法定計画として定めるもので、上位計画である「市川三郷町第1次総合計画」（平成19年3月）に則した、本町の景観形成に関する総合的な計画として位置づけられます。

今後、町民が行う景観形成活動や、行政が行う景観施策や景観形成事業などは、本計画に沿って進めていくことになります。

また、計画の実効性を高め、景観形成をより強力に推進していくため、次に示す関連計画との連携を図るとともに、都市計画法、建築基準法、都市緑地法、屋外広告物法、文化財保護法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）などの景観形成に係わる法令等の活用を図ります。こうした総合的な施策推進により、町民、事業者、来訪者、行政等との協働による景観形成を推進していきます。

■「市川三郷町景観計画」の位置づけ



(2) 計画の期間

景観形成には、長い時間を要することから目標年次は定めません。しかし、方針等の景観形成に関する基本的事項については、上位・関連計画等の改定や、国や山梨県の景観施策の変更を踏まえ、今後の町民ニーズや本町をとりまく社会・経済環境の変化に伴い、適宜、見直しを行うこととします。

また、景観形成の基準や計画の推進に向けては、重点地区の指定や景観形成への取り組み状況などに応じて、適宜、追加・修正を行うなど、成長型の計画として内容を充実し運用することとします。

(3) 景観計画の構成

本計画は、景観に関する総合指針として、景観法に定める法定事項だけでなく、本町独自で定める任意事項も含め、次に示すように、大きく5つの内容で構成します。

■市川三郷町景観計画の構成(案)

1 市川三郷町の景観特性と課題

1. 市川三郷町の概況
2. 市川三郷町の景観特性
3. 景観づくりについての主な住民意向
4. 景観形成に向けた課題

2 景観形成の方針

1. 景観形成の基本的な考え方
 - 基本理念／●景観形成の目標／●市川三郷町の景観構造
2. 景観形成方針^{*2}
 - (1)あるがままの自然を守り、活かす風景づくり
 - (2)美しい眺望と夜景が印象づける風景づくり
 - (3)固有の歴史文化を誇り、継承する風景づくり
 - (4)のっぴいが育む豊かな農と里山、農村の風景づくり
 - (5)住む人が心地よい地域の個性が協奏する暮らしの風景づくり
 - (6)交流や結びつきを深め、まちが元気になる風景づくり
3. 景観形成推進ゾーンの方針

3 良好な景観形成のための行為の制限 (行為の制限と景観形成基準)

1. 行為の制限に関する基本的な方針
 - (1)基本的な考え方
 - (2)景観計画で定める事項
 - (3)建築物等の行為制限に関する基本的な方針
2. 景観形成地域ごとの行為の制限事項^{*1}
 - 届出対象行為／●景観形成基準

4 景観資源等の魅力を高めるために (景観資源等の質的向上に関する事項)

1. 景観上重要な建造物や樹木について^{*1}
2. 景観上重要な公共施設等について^{*2}
3. 屋外広告物の表示・設置等の制限について^{*2}
4. 田園景観や農村景観の維持・向上に向けて^{*2}
5. 市川三郷町独自で定める事項
 - (1)歴史的景観の保全と創出に向けて
 - (2)眺望景観の保全・創出に向けて

5 計画の推進に向けて

1. 協働による景観まちづくりの考え方
2. 景観計画の推進に向けた施策
 - (1)景観に関する町民等の意識の醸成
 - (2)町民の自発的な景観形成活動の促進
 - (3)景観に関する庁内体制や仕組みの充実
 - (4)協働による先導的な景観まちづくりの推進
3. 景観施策の実現に向けて

市川三郷町景観条例

注) *1 景観法に基づき必ず定めなければならない必須事項です。

*2 景観法に基づいて必要に応じて定めることができる選択事項です。

4. 景観計画の区域

甲府盆地の南側を縁取るように続く長大な御坂山地を西へたどると、本町の最高峰である蛾ヶ岳を最後に富士川へと落ち込み、その姿を消しています。また御坂山地は二重山稜を成しており、その間を西流してきた芦川は本町で山から解き放たれ、甲府盆地へと入り笛吹川に合流しています。その扇状地に本町の中心市街地が形成されています。蛾ヶ岳以西の地形は複雑で、その地形の襲に沿って集落地や小規模な農地が点在しています。

市川三郷町の景観は、こうした地形構造と地形に即した土地利用を基調に、町の北部から西部を縁取る河川景観、御坂山地の森林景観、中山間の農山村景観、良好な眺望景観、平坦地から台地にかけての田園景観、平坦地に展開する市街地などの都市的景観、歴史文化的景観といった多様な景観が相互に重なり合っています。

景観計画の区域については、こうした本町の景観の特性と今後の景観行政の運用を考慮し、町域全体を景観計画区域とし、必要な景観形成方針等を定めます。

また、本計画では、景観計画区域の中で、特に先導的かつ重点的に景観形成を図るべきゾーンを「景観形成推進ゾーン」として位置づけ、施策の方向を示します。

■景観計画の区域





・藤田集落の家並み

第1章

市川三郷町の景観特性と課題

第1章 市川三郷町の景観特性と課題

1. 市川三郷町の概況

(1) 町の概況

本町は、甲府盆地の南西に位置し、東部は甲府市、北部は中央市と南アルプス市、西部は富士川町、南部は身延町にそれぞれ接した、豊かな自然環境に恵まれた田園都市です。

蛾ヶ岳をはじめとする御坂山地西端の山々を後背に擁し、町の北側から西側には笛吹川や富士川が流れ、これに合流する芦川の扇状地や河川沿いの平坦地に市街地が形成され、河川や幹線道路に沿いに集落地が立地しています。

JR 身延線が町を南北に縦断し、町内には7駅があり、町民の重要な足となっているとともに、車窓にはローカル線の趣と魅力ある風景が展開しています。鉄道にほぼ並行して主要地方道甲府市川三郷線などの幹線道路が走り地域間を連絡しています。また、中部横断自動車道増穂ICが近接し、今後、中部横断自動車道（仮称）六郷ICの整備により、地域の発展が期待されています。

本町は、こうした立地条件や御坂山地の山々の森林景観、町の北西部を縁取る笛吹川、富士川等の河川景観、四尾連湖や芦川渓谷の潤いある水辺景観、丘陵地や高台からの甲府盆地や周辺の山々を一望する優れた眺望景観など、豊かな自然環境と四季折々の美しい景観を有しています。

一方、本町は山梨県の古代文化発祥の地、甲斐源氏発祥の地といわれ、富士川舟運や千年の歴史を持つ和紙、日本有数の花火の産地、篆刻の技術と歴史を誇る生産高日本一の印章、養蚕などの伝統産業が栄え、地域の中心として発展してきた歴史と文化を有しています。

この、和紙、花火、印章といった伝統産業は全国的にも知られ、本町の重要な文化資産となっています。また、基幹産業である農業は、グリーンツーリズムの展開など新たな交流文化を育んでいます。

■市川三郷町の広域的位置



(2) 町の成り立ち

■ 古 代

本町の起源は古く、山梨県の古代文化発祥の地といわれており、葛籠沢の石仏遺跡や大木の宮の前遺跡、大塚の北原一帯からは縄文・弥生時代の貴重な文化遺産が多数出土しています。特に、曾根丘陵付近には大塚古墳やエモン塚古墳、鳥居原狐塚古墳、伊勢塚古墳などの古墳が集中しています。

平安時代に入ると、市河荘、岩間荘といった荘園が置かれ、大集落が営まれるようになり、甲斐の国から朝廷に紙や紙の原料となる麻を貢進したと文献に記されており、すでに市川を中心に和紙の生産が行われていたことがうかがえます。



・伊勢塚古墳

■ 中 世

市川は甲斐源氏発祥の地と言われており、源義清が館を構えたとされる平塩の岡には甲斐源氏旧蹟碑が建てられています。また、武田信玄の時代には、現在の蹴裂神社・歌舞伎文化公園の一带に、信玄の弟にあたる一条信龍の館があったとされています。

また、甚左衛門という人が紙の技術に優れ、市川和紙に改良をもたらしたとされるほか、信玄の時代の烽火が市川の花火産業の始まりになったとされています。



・平塩の岡

■ 近 世

江戸時代に入ると、富士川舟運が運行され、黒沢には鵜沢、青柳とともに河岸がおかれたことから、当地は甲州一円から松本諏訪藩に至る物流の要衝としてかなりの活況をみせたほか、岩間陣屋や市川陣屋が置かれるなど、河内、巨摩、八代郡を支配する行政の中心地でもありました。

武田信玄時代にその庇護のもとに置かれていた市川和紙は、江戸時代にも幕府の御用紙となり、世襲の肌吉衆によって漉き継がれました。

また、岩間一帯への灌漑のため、岩間堰の開削や岩間足袋の起業もこの時代に行われています。



・市川陣屋跡

■ 近代・現代

明治初期の甲府の水晶加工技術業の発展に伴い、水晶印の行商から始まった印章彫刻技術は、町の基幹産業に発展しました。また、この時代、一瀬益吉氏によって桑の最良品種である一瀬桑が発見され、以降、奨励品種として全国の養蚕業発展に貢献しました。

明治以降の区政や郡区町村編成法などにより合併が進み、昭和29年から31年にかけてのいわゆる昭和の大合併により、旧三珠町、旧市川大門町、旧六郷町が誕生し、平成17年10月1日、3町の合併により、市川三郷町が誕生しました。



・印刻

(3) 地域の景観概要

■三珠地域



・ 芦川溪谷



・ 歌舞伎文化公園

- 三珠地域は、御坂山地の北稜と南稜の山並み、これらに挟まれた芦川溪谷の溪流景観、みはらしの丘と呼ばれる丘陵地の農山村景観、丘陵地からの眺望景観や美しい夜景、河川沿いの平坦地に広がる豊かな農地景観、山の辺に連坦する集落景観などに特色があります。
- 三珠地域は曾根丘陵の西端にあたり、一帯は山梨県の古代文化の発祥の地といわれています。波場公園周辺は、甲府盆地が湖水であった頃の「船つき場」とも言われており、高台に位置する公園からの眺望は、みたまの湯からの眺望とともに本町を代表とする眺望景観となっています。
- 駿州往還の街道筋に集落が発達し、武田信玄の時代には上野城が置かれ、現在は、歌舞伎の名門・市川團十郎発祥の地にちなみ歌舞伎文化公園が整備されています。
- 「のっぶい」と呼ばれる豊穡な土地は、かつては「一瀬桑」で名をはせましたが、現在は、「大塚にんじん」や「甘々娘」の市川三郷町ブランドで知られています。緩やかな丘陵地の農地や、広々とした大塚田んぼなどの優良農地の風景は、本町の代表的な農村景観となっています。

■市川地域

- 市川地区は、蛾ヶ岳や四尾連湖周辺の豊かな自然景観、山保や八之尻の山合いに立地する山村集落景観、高台からの眺望景観、中心市街地のまちなみ景観などに特徴があります。
- 芦川の扇状地に発達した本町の中心市街地は、かつては富士川舟運の要衝として市川陣屋が置かれ、これを中心に地場産業が発展し、旧家、ひや、水路網など、舟運や街道筋の面影を残すまちなみ景観をみることができます。
- 平塩の岡周辺は、甲斐源氏発祥の地といわれ、市川地区成り立ちの礎となった多くの史跡、歴史資産が身近に点在しています。
- 水が育んだ一千年の歴史を誇る「市川和紙」と、武田氏時代の烽火が始まりといわれ、山梨県下一の規模を誇る「神明の花火大会」は市川地区のイメージを牽引する代表的な心象景観です。また、「市川百祭り」といわれるほど多くの祭りや伝統行事が受け継がれ、イベントや祭りの賑わい景観も市川地域の特色のひとつとなっています。



・ 市街地を流れる水路



・ 神明の花火大会

■六郷地域



・網倉からみた六郷地域の眺望



・岩間地区のまちなみ

- 六郷地域は、北東西の三方を山地に囲まれ、富士川沿いの平坦地に小さな市街地と農地が広がる、谷合の小盆地的な農山村景観に特色があります。
- かつて富士川舟運により鰻沢・黒沢・青柳の3河岸が開かれ、物流の要衝地として岩間陣屋が置かれ、岩間堰の開削や「岩間足袋」が起業された歴史を有していますが、当時の面影はあまりみられません。
- 県内で甲州水晶が産出され、これを素材として篆刻の技術が生まれ、「はんこの郷」として印章の生産量が名実ともに日本一を誇る産地となっています。現在においても日本最大のはんこの展示や印章資料館、印章店の看板などに地場産業の景観をみることができます。
- 各地に点在するそれぞれの集落では、獅子舞や虫送り等の伝統行事や風習が受け継がれ、ふるさとの風景を想起させる風物詩となっています。
- また、ホタルやカタクリの群生、寺所の桜などの豊かな自然環境を象徴する景観、ダイヤモンド富士等の眺望景観、のどかな里山のたたずまい、「おかぶと造り」と呼ばれる養蚕農家の集落や昔ながらのまちなみ景観が残され、趣のある郷土景観を呈しています。

■3つの地域



2. 市川三郷町の景観特性

市川三郷町の景観特性は、現況調査結果から景観的な基調や骨格を成す主要な景観（＝「市川三郷町らしさが現われている景観」）と、これに地域らしい特色を添えている主要な景観（＝「暮らしや営みが映し出されている景観」）に分類し、下記に示す 11 の景観特性を整理しました。

■市川三郷町の景観特性

●市川三郷町らしさが現われている景観

- ①山紫水明を象徴する多彩な水辺景観
- ②複雑な地形が生み出す多様な山地景観と森林景観
- ③盆地や山並みの優れた眺望景観、美しい夜景
- ④のどかな田園景観と里山が一体となった農山村景観
- ⑤山梨県の古代文化の発祥、甲斐源氏発祥の面影を残す風景
- ⑥歴史文化資産が自然や暮らしにとけこんでいる風景

●暮らしや営みが映し出されている景観

- ①地域の成り立ちや暮らし方が色濃く残る市街地景観
- ②古くからの農村集落景観と新しい景観が併存する郊外部の景観
- ③里山に抱かれて寄り添う中山間地域の集落景観
- ④交流を育む道路や公園などの施設の景観
- ⑤祭りの賑いや彩りある四季の風景



・四尾連湖の紅葉

(1) 市川三郷町らしさが現われている景観

①山紫水明を象徴する多彩な水辺景観

笛吹川、富士川、芦川などの河川は本町の景観の骨格を形成するとともに、湖沼、渓谷や沢筋などの清らかな水辺の風景、まちなかの水路網のせせらぎなど、多彩な水辺景観が身近に存在しています。



・富士川の流れ



・千波滝

- 富士川は、三川落合と呼ばれる川の合流を繰り返し、本町西部で甲府盆地の水をひとつに集め、山峡を流れ下るダイナミックな河川景観をみせています。この他、町内には、暮らしに身近な小河川などの水辺空間や小水路が縦横に流れ、清流を身近にみることができます。
- 御坂山地の主峰黒岳を源流とする芦川は、長い渓谷を形成しており、本町では千波滝や湯桶の釜周辺などが景勝地となっています。こうした溪流景観は四季折々の変化をみせる森林景観とあわせ、多くの人に親しまれています。
- 古くは神秘麗湖と称され富士八湖に数えられる四尾連湖周辺は、県下でも有数の景勝地として知られており、山上の天然湖として神秘性に富んだ景観は、四季を通じて多くの人々が訪れています。
- 本町は、豊かな水環境を背景に和紙の伝統産業が育まれてきました。このため、まちなかには現在も水路網が残されています。この水路網に沿って祠や道祖神がたたずみ、「ひや」と呼ばれる路地空間とともに、独特の中心市街地景観を形成しています。

②複雑な地形が生み出す多様な山地景観と森林景観

奥行きのある芦川の渓谷景観、市街地の背景をなす山の森林景観、複雑な山巒に抱かれた山間地の里山集落景観、六郷地域のゆるやかな圍繞景観など、大地の息吹が作り出した多様な山地景観と森林景観が展開しています。



・四尾連湖周辺の森林

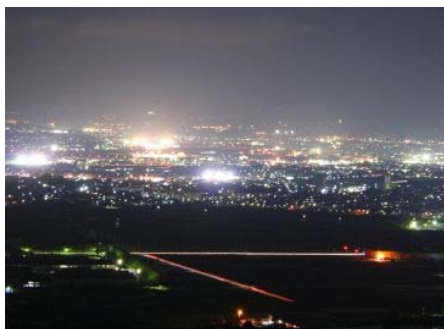


・富士見ふれあいの森公園の散策路

- 町域の多くは御坂山地西端の中山間地で、細かい山巒が複雑に延び、地域景観を分節化しています。この他、山麓に展開する丘陵地、笛吹川、富士川沿いの平坦地、西部の富士川の大きな谷筋など、多彩な地形構造により変化に富んだ景観が展開しています。
- 町の約6割を占める森林の多くは、御坂山地の山々に広く分布し、本町の豊かな環境と自然景観の骨格を形成しています。
- 複雑な山間地の地形の中で、比較的地形構造が明瞭な芦川の谷筋と甲府盆地に面する山の斜面林は、人々の活動領域からの視認性が高く、景観的には重要な緑となっています。
- 四尾連湖周辺や芦川渓谷の豊かな自然は、景観だけでなく貴重な動植物等の生息地でもあり、自然レクリエーションの場として親しまれ、観光拠点ともなっています。

③盆地や山並みの優れた眺望景観、美しい夜景

甲府盆地を眼下に一望し、盆地を取り囲む名峰や山並みをパノラマ状に見渡せるダイナミックな眺望景観が展開しており、本町の魅力のひとつとなっています。この他、蛾ヶ岳や日向山など町内には良好な眺望ポイントが数多く点在しています。



・みたまの湯からの夜景



・蛾ヶ岳からの富士山の眺望

- 曾根丘陵の西端にあたるみはらしの丘、蛾ヶ岳や大畠山から平塩の岡へと連なる尾根筋や登山ルートからは、甲府盆地や背景の山並みが一望でき、パノラマ景観を楽しむことができます。
- 甲府盆地や背景の山々を一望し、夜景を誇るみはらしの丘・みたまの湯は、眺望を楽しみながら入浴できる温泉施設として人気の場所となっています。
- 富士山全景を眺望できる蛾ヶ岳、ダイヤモンド富士を望む日向山など、富士山のビューポイントも数多く点在しています。
- この他、平塩の岡や烽火台跡、金川曾根広域農道など、山麓や丘陵地周辺には、パノラマ景観を望む良好な眺望場所（ビューポイント）が潜在的に分布しています。
- また、笛吹川や富士川等の水辺空間と一体となった山並みの眺望や、桃林橋、三郡橋、月見橋などの橋梁、公園など、日常の身近な場所にも良好な眺望場所が数多く分布しています。

④のどかな田園景観と里山が一体となった農山村景観

河川沿いの平坦地や丘陵地に広がるのどかな田園景観と山の辺に寄り添う農山村集落景観、山間地の果樹園や畑地、棚田の風景など、それぞれに特色ある郷土景観を形成しています。



・上野地区の田園・集落・里山が一体となった景観



・急斜面に展開する網倉集落の農山村景観

- 大塚、上野、市川、高田、岩間、宮原地区などに優良農地が広がり、町内ではまとまった田園景観が展開しています。
- 特に、土地が肥えていたことから「大塚田んぼ」と呼ばれた大塚地区は、町内随一の農業地帯であり、緩やかな扇状地に優良農地が広がる本町の代表的な農村景観を呈しています。
- 中山間地域には、平坦地の水田を中心に果樹や畑地が分布し、網倉など山間地では段々畑がみられます。複雑な地形による厳しい地形条件下で培われた農の風景や山村景観は、地域の永い営みが映し出された独特の景観美を放っています。
- 里山は、市街地後背の斜面樹林地や芦川の谷筋、六郷地域の山麓や丘陵地、新川、山田川、葛箆沢川などの身近な河川や沢筋などにかけて広く分布しています。
- 市街地後背の里山や山間集落地周辺などの里山景観、地形に添った景観美を呈する段々畑の風景など、里山と農地、小さな集落地が一体となった農山村風景は、本町の原風景となっています。

⑤山梨県の古代文化の発祥、甲斐源氏発祥の面影を残す風景

本町は、山梨県の古代文化発祥の地、甲斐源氏発祥の地といわれ、古墳や石仏、平塩の岡に代表されるように貴重な歴史文化遺産が町の至るところに息づいています。



・伊勢塚古墳の桜



・平塩の岡に建つ甲斐源氏旧趾

- 本町の起源は古く、山梨県の古代文化発祥の地といわれており、葛籠沢地区の石仏遺跡や、大塚地区の縄文から古墳時代にかけての遺跡や古墳など、貴重な文化遺産が数多く出土しています。
- また、甲斐源氏旧趾を始め、甲斐源氏ゆかりの史跡群や市川陣屋跡、由緒ある社寺など、数多くの史跡等が分布し、西八代・峡南地域の経済と文化の中心であった、誇りある歴史文化資産が町のいたるところに息づいています。
- 市川地区中央部の南側丘陵地一帯は平塩の岡といわれ、甲斐源氏発祥の地、市川地区の成り立ちの礎となつたとされています。周辺は、眺望にも優れ、天台百坊といわれた歴史、夢想国師由縁の庭園、多くの旧跡、神社等が集積するなど歴史文化を背景としたシンボリックな景観を擁しています。また、正の木稲荷神社等は、身近な桜の名所として近隣町民に親しまれています。

⑥歴史文化資産が自然や暮らしにとけこんでいる風景

市川地区中央部などの本町を代表する歴史文化的なまちなみ景観、歴史的な建造物、伝統産業が培った文化的景観、身近な歴史資源など、本町のアイデンティティともいえる数多くの歴史文化資産が自然や暮らしにとけこんでいるところに本町の地域景観の特徴があります。



・「ひや」と呼ばれる路地



・市川陣屋跡



・手漉き和紙

- 本町には、駿州往還、中道往還などの古道・旧街道や、富士川舟運などの歴史のみちすじが残され、周辺には往時をしのばせるまちなみや歴史資源も多く分布しています。
- 中心市街地である市川地区中央部は、江戸時代に市川陣屋がおかれ、今でもまちの中に江戸期の町割、通り、「ひや」と呼ばれる路地、水路が巡り、辻空間が残るなど、往時の面影を残す風情あるまちなみ景観がみられます。
- また、市川教会などの本町を代表する歴史的建造物や土蔵造りの商家、洋風建築物など、往時の繁栄を伝える近代化遺産や、歴史を感じさせる趣きのある建造物が数多く残されています。
- 本町は、豊かな水が育んだ和紙や書、信玄時代の烽火が始まりといわれる花火、山峡の暮らしの知恵が育んだ印章技術などが、「和紙」「花火」「印章」という伝統産業として今なお受け継がれ、本町の重要な文化的景観となっています。
- その他、社寺、古民家、蔵、土塀等の建造物、祠、道祖神、石仏等の小さな史跡、水路、小川、堰など、自然や暮らしにとけこんだ身近な歴史的景観資源が数多くみられます。

(2) 暮らしや営みが映し出されている景観

①地域の成り立ちや暮らし方が色濃く残る市街地景観

まちの中心市街地を形成している市川地区中央部、地域の中心となっている岩間地区や上野地区の幹線道路沿いなどは、古くからの地割や地域資源、商店などが集積し、地域の成り立ちや暮らし方が色濃く残る市街地景観を呈しています。



・中央通り商店街



・岩間地区中心部のまちなみ



・上野地区中心部のまちなみ



・市川地区中央部の住宅密集地

- 市川地区中央部は、本町で最も古くから形成された市街地です。江戸時代から続く「ひや」と呼ばれる路地や水路が宅地内を縦横に走り、繁栄の歴史を感じさせる町屋、土蔵、社寺、洋風建築物や昭和期のモダンな建物など、重層する歴史の面影が残る、落ち着いたたたずまいのまちなみ景観がみられます。
- 岩間地区の主要地方道市川三郷身延線沿道には、印章店の看板や印章資料館前の日本一の巨大はんこなど、印章のまちを想起させる景観資源がみられます。
- 上野地区の主要地方道甲府市川三郷線沿道には市川地区から連担する市街地が形成されており、三珠地域の生活拠点としてのまちなみ景観がみられます。
- 既存商店街は、こうした町内の市街地を中心に、市川地区中央部の中央通り商店街や六郷地域の甲斐岩間駅周辺に、商店等が連続または点在するまちなみ景観が形成されています。その他、三珠地域の上野地区、JR 鯉沢口駅付近や黒沢地区などにも暮らしに身近な商店等の集積がみられ、新たな魅力づくりや賑わいの再生に向けた取り組みが行なわれています。
- 古くから中心地として形成された市川地区中央部をはじめ、その周辺や近傍に位置する高田、上野、大塚地区などの市街地においては、住宅の密集地も多く、そうした状況がまちなみ景観にも反映しています。その他、立地や土地利用などにより、地域それぞれの暮らしぶりが色濃く残る市街地のまちなみ景観をみることができます。



・市川中央部周辺の既存市街地

②古くからの農村集落景観と新しい景観が併存する郊外部の景観

市川地区の中心市街地外縁部から笛吹川沿いの平坦地にかけては、広い田園と古くからの農村集落地の中に新しい住宅地、商業店舗、工業地などが併存する景観が展開しています。



・宅地化が進行する高田地区の新しいまちなみ



・大塚たんぼと呼ばれる広々とした田園



・大塚工業団地

- 中心市街地の中でも高田地区周辺は宅地化が進行し、比較的新しいまちなみ景観となっています。また、近年計画的に整備された富士見団地などでは、ゆとりと統一感のあるまちなみ景観もみられます。
- 中心市街地外縁部から笛吹川沿いの平坦地にかけては、大塚たんぼに代表される広々とした田園景観が広がり、丘陵地では豊穡な土壌をさす「のっぴい」の畑地が広がっています。こうした農の風景は、背景の里山や昔ながらの農村集落地と一体となって、豊かで美しい農村集落景観をみせています。
- また、市街地周辺や郊外の田園地帯、古くからの農村集落地などでは、田園景観や伝統的な集落景観の中に新たな住宅地景観が出現しており、景観的な混乱も一部みられます。
- 工業地等は、主に住宅地周辺や、笛吹川、芦川等の河川周辺、国道 140 号等の幹線道路沿道に立地しています。特に、県内有数の工業団地である大塚工業団地は、本町の産業拠点であり、計画的に整備された基盤に工場や倉庫が立ち並ぶ工業地景観をみせています。比較的規模の大きな建物が多く、中には、沿道や外周部に工場緑化を施すなど、周辺景観への配慮した施設もみられます。

③里山に抱かれて寄り添う中山間地域の集落景観

中山間地域や丘陵地に立地する古くからの集落景観は、その立地や家並み、地形に沿った道などに自然な秩序があり、それぞれに特色ある集落景観が形成されています。



・山保の藤田集落



・芦川沿いの中山集落

- 中山間地域や丘陵地に立地する集落地は、古くから形成されたものが多く、山地の緩傾斜地や山麓の山の辺などに大小様々な集落地がみられます。これらは、地形に沿った道や集落の配置、古民家や蔵などの建造物と家並み、屋敷林、農業用水路などが、周囲の里山や農地と一体となった集落景観を形成しています。
- 長く深い谷地形を形成している芦川沿いでは、極めて少ない緩傾斜地に寄り添うように集落が点在しており、両側に迫る斜面の森林景観や芦川の溪流景観と一体となって、谷合い独特の集落景観を呈しています。
- こうした集落景観には、自然との共生の中で先人たちが形成してきたまちづくりの作法や配慮がみられ、風景の背後にある一定の秩序を感じとることができます。

④ 交流を育む道路や公園などの施設の景観

道路をはじめ、公園・広場、主要な公共公益施設、大きな土木構造物などは、町民が日常利用し目にするものであり、それらの施設や構造物は、地域景観を特徴づけるものとなっています。



・都市計画道路役場前線



・広域農道の桜



・市川大門駅



・富士見ふれあいの森公園



・市川三郷町庁舎（本庁舎）

- 本町には、河川沿いや田園地帯の開けた沿道景観が展開する道路や、中央通り、南線、北線と呼ばれる古くからのまちなみ景観が展開する道路、丘陵地の眺望に優れた金川曾根広域農道、芦川渓谷沿いの道路、山間地域をぬうように走る道路など、多様な景観的特色をもつ道路が多くあります。道路は、地域を眺める最も基本的な視点場でもあるのです。
- 本町は JR 身延線が通り、鉄道駅が7駅もあることが特徴のひとつです。身延線はローカル電車としての魅力をもっており、河川を眺めながら橋梁を超え、田園地帯から山里に入る車窓からの眺めは魅力的であり、沿線には地域ごとに多様な景観が展開しています。また、各駅舎も、ローカル線の素朴なたたずまいの中で地域性を表したものがみられます。
- 本町には、歌舞伎文化公園、大門碑林公園等の歌舞伎や書道をテーマとした町の文化を象徴する公園や、波場公園、市川公園等の眺望に優れた公園、また、富士山のみえる高台に位置し、自然散策路やレクリエーション施設の豊富な富士見ふれあいの森公園など特色ある公園があり、地域住民に親しまれているとともに、魅力ある景観を形成しています。
- 駅舎をはじめとして、庁舎や文化交流施設、小・中学校等の教育施設、公民館等のコミュニティ施設、病院、福祉施設、温泉入浴施設、農産物直売所などの公共公益施設は、多くの町民や観光客等に利用され、交流や賑わいの場となっているほか、それぞれに個性のある施設デザインは、まちや地域のシンボル・目印として地域景観を特徴づけています。また、これらの施設では、景観に配慮した意匠やデザイン、町民による緑化や花植えなど、様々な景観形成の取り組みが行われています。
- 笛吹川や富士川に架かる大きな橋は、広い河川や農地の中で周辺からもよく視認され、地域のランドマークとなっています。また、芦川沿いには、近代土木遺産である発電所が3箇所あり、自然景観や溪流景観とともに歴史的な土木構造物もまた、地域景観を特徴づけるひとつとなっています。
- 中部横断自動車道の延伸整備が進む（仮称）六郷 IC 周辺は、山並みや里山を背景とした田園景観と穏やかな農村集落景観が広がり、地域振興への期待とともに、良好な景観への配慮や工夫が求められています。

⑤祭りの賑わいや彩りある四季の風景

本町は、年間を通して行われる様々な伝統行事やイベントが、まちの賑わい景観を演出するとともに、地域の歴史文化や暮らしぶりを伝える大切な風物詩となっています。また、芦川渓谷や四尾連湖などの豊かな自然景観に加え、四季折々の草花が地域景観に彩りを添えています。



・ 神明の花火



・ 御幸祭



・ 歌舞伎文化公園のぼたんの花



・ 甘々娘の収穫体験



・ 宝寿院のしだれ桜



・ 下大鳥居のアジサイ



・ 寺所のコスモス

- 市川三郷町は、昔から職人が多く、巨摩・八代地方の交通、経済、文化の中心地であったため、「市川の百祭り」といわれるほど、祭りの盛んなまちです。

こうした伝統は今日にも受け継がれており、毎年20万人を超える観光客で賑わう神明の花火大会や、御輿の川渡り、ぼたんの花まつり、地場産業祭や収穫祭など、年間を通して多くの祭りや伝統行事、イベントなどが行われており、多数の町民や観光客が訪れる風物詩となっています。

これらの賑わいある行祭事の風景は、まちに活力をもたらすとともに、本町のイメージを発信する重要な機会や場となっています。

- 本町には、三珠支所周辺や甲斐岩間駅の桜並木、寺所さくらの里など、町民により育まれた身近で親しみある花の風景がみられます。その他、ぼたん回廊、芦川渓谷や四尾連湖の紅葉、ミスミソウの自生やカタクリの群生などが、花や紅葉の季節になると多くの人の心を癒し楽しませてくれます。また、ぼたんの花まつりといった花に関わるイベントも開催されるなど、花や紅葉は本町の風物詩として四季を彩る重要な風景となっています。

- 水田や野菜畑・果樹園など農地が広く分布する本町では、一年を通じて、田植えや稲刈り、野菜・果樹の手入れや収穫など、様々な営農風景を目にします。また、中山間地域の棚田などの営農風景は、郷愁を感じる素朴な郷土景観となっています。

本町はグリーンツーリズムの先進地でもあり、来訪者を含めた甘々娘や大塚にんじんの収穫風景、収穫祭の賑わい景観なども、本町ならではの生業と交流の風景といえます。

3. 景観づくりについての主な住民意向

景観計画の策定にあたっては、初期の段階から、「風景づくり住民懇談会」の開催や、「市川三郷町景観住民アンケート調査」を実施するなど、多くの住民意向を聴取し、計画への反映に努めてきました。ここでは、これらの主な住民意向を次のように整理しました。

(1) 風景づくり住民懇談会の提案

開催期間：平成 23 年 12 月 9 日～平成 24 年 10 月 10 日 計 6 回開催（提案書提出含む）
 懇談会の概要：公募・地域推薦等による 30 名の住民
 開催概要：ワークショップ方式による検討、「風景づくり住民プラン」のまとめ、提案書の提出

風景づくり住民懇談会では、「風景資産を守り、これらと調和・共生する風景づくりを進める」、「風景の背景にある暮らしぶりを地域らしさとして活かす景観づくりを進める」、「風景への関心や興味などの意識を醸成し、みんなで風景を育む」を大切な視点として共有し、次の 4 つのテーマと、全てのテーマに含める「市川三郷町の歴史文化を守り・活かす」を重点テーマに提案づくりを行いました。

■風景づくり住民懇談会の主な意向

※重点テーマに対する提案より

| 重点テーマ* | 主な提案 |
|-------------------------------|--|
| 1.優れた自然景観や眺望を守り・活かす | ○豊かな森林を守る／河川と土手の風景を活かす／水辺と四季折々の風景を活かす／リゾートの展開／ホテル等の生息環境を守る／丘陵地の地勢的條件の優れた眺望を活かす／眺望場所を守り・活かす／自然と歴史の眺望を活かす／治水・地滑り等の防災との調整、ごみのポイ捨て・不法投棄対策 など |
| 2.農と里山の風景を守り・活かす | ○大塚・矢作などの広がりある豊かな田園景観と優良農地の保全／網倉、楠南などのふるさとの原風景である集落景観の保全／美しい里山の維持・保全／里山ツーリズムの展開／身近な歴史資源の活用／四季折々の花の風景の活用／地域の伝統行事・祭りの風景づくりへの活用／鳥獣害対策への対応 など |
| 3.市川地区中央部のまちなみ景観をつくる | ○市川の原点「平塩の岡」から展開する風景づくり／暮らしのみちと「ひや」の活用／眺望に配慮した美しいまちなみづくり／七軒町や陣屋など歴史的まちなみの保全／市川教会や蔵などの歴史的建造物の保全と活用／身近な景観資源の活用／歩いて楽しむまちなみづくり／心地よく暮らせるまちなみの改善 など |
| 4.地域特性を活かした市川三郷町らしいまちなみ景観をつくる | ○地域の暮らしぶりを風景づくりに活かす／無秩序な郊外の開発抑制とまちなみ景観の改善／歩道のバリアフリー整備など歩きやすい歩行者のみちづくり／良好なみちの風景づくり／地域の風景になじむ公園等の施設周辺の景観誘導／潜在的な資源の活用／六郷 IC 周辺整備の景観誘導 など |
| ●必要な手だて・仕組みづくり | ○まち独自の「景観条例」など最低限のルールづくり／地域資源を顕在化する仕組みづくりと景観まちづくりへの活用／風景づくりの意識啓発の仕組みづくり／わかりにくい資源の活かし方・PRの工夫！／力をあわせてみんなで景観づくり（地域住民による維持管理の仕組み、既存の住民活動の人材登用とネットワークづくり、人材発掘と地域リーダーなど人材育成、若者への参加呼びかけ） など |

注) * 重点テーマ「市川三郷町の歴史文化を守り、活かす」に対する提案は、上記の全ての提案に含まれています。



・風景づくり住民懇談会ワークショップ

(2) 市川三郷町景観住民アンケート調査

調査対象：市川三郷町全域、20歳以上の住民 1,500人（票） ※無作為抽出
 調査期間：平成23年11月9日～11月23日×切
 配布・回収方法：郵送による配布・回収
 回収結果：回収数511票、回収率34.1%

住民アンケート調査からは、町民の景観への高い関心や景観形成への強い参加意向の他、祭りや伝統行事・イベント、眺望景観、清流と水辺の景観等を大切に思う傾向が強く、今後、行事や祭り等の風景、郷土の自然景観、農の風景と、暮らしびりがみえる景観形成を望む傾向がうかがえます。

■景観アンケート調査による主な住民意向

※上位回答の傾向を整理

| 設問 | 主な意向 |
|---|---|
| 市川三郷町の景観の現状 <ul style="list-style-type: none"> ●景観やまちなみへの関心 ●市川三郷町の景観全体の評価 ●特に大切にしたい・自慢したい景観 ●近年の景観の変化 <ul style="list-style-type: none"> ○市川三郷町全体の景観の変化 ○地域の身近な景観の変化 ●景観を損ねている要因 | <ul style="list-style-type: none"> ・多少関心があるが約半数、大いに関心があるが約3割と、関心があるとする回答は全体の8割を占め、景観への関心度はかなり高い ・多少素晴らしいと感じるが約4割強、景観を素晴らしいと感じている回答は全体の約7割強を占め、景観への関心だけでなく評価も高い ・「太々神楽、御幸祭、神明の花火大会、ぼたんの花祭り、収穫祭などのお祭りや伝統行事、地域イベント」が多く、その他、眺望景観、清流と水辺の景観、四季折々の花の風景など、本町固有の風景も多い ・半数以上の住民が町全体の景観は変わらない、または悪くなってきているとし、観光レクリエーション・交流施設周辺の景観、まちや地域の中心となるまちなみ景観、水辺の景観などは良くなったとする一方、約半数の住民は、中心市街地や中心商店街のまちなみ景観が悪くなってきているという回答 ・約5割強が変わらないとする一方、多くの住民は、景観は悪くなってきていると懸念する傾向を示し、道路や水路の景観は良く、身近な自然景観は悪くなったという傾向。また、地域の雰囲気と景観については良くなった・悪くなった双方の意見が相反して高い ・維持管理のされない水路や耕作放棄地、ごみの不法投棄、電柱・電線類、鉄塔、携帯アンテナ塔、農地・森林等の無秩序な開発など、維持管理やルール・マナー、美観、開発行為に関わる阻害要因が多い |
| 今後の景観づくり <ul style="list-style-type: none"> ●重要と思う景観づくり ●良好な景観づくりのために必要な手法 ●景観づくりに今後必要なルール ●建築物の高さのルール ●看板など屋外広告物の規制 | <ul style="list-style-type: none"> ・伝統行事の継承やイベントの活性化、農地の保全と遊休農地等を活用した風景づくり、清流・水辺景観の維持・保全、花の名所を増やす等が多い ・行政による景観計画、景観条例等の指針づくりや開発抑制、規制・誘導、住民の環境美化活動や景観形成活動への参加が必要との意見が多い ・建築物や工作物の設置や意匠などのデザインルール、敷地緑化や樹木保全のルール、看板や広告物の設置、意匠のルールなど、住民自らによる景観形成の啓発も含めた何らかのルールが必要との意見が多い ・配慮すべきエリア内に限っての制限や町全域で何らかの制限が必要との意見が7割近くを占める ・「現行の県条例の規制をより周知し、ある程度は規制すべきである」が6割強を占める |
| 景観形成への参加 <ul style="list-style-type: none"> ●景観づくり活動への参加意向 ●景観形成のための協力意向 ●住民の景観づくり活動への支援策 | <ul style="list-style-type: none"> ・「時間等の都合がつけば参加したい」が5割近くで、何らかの参加意向は5割強と高く、関心も含めると参加意向は高い ・自発的な緑化・美化活動や身の回りのルール・マナーの徹底、イベントを通じた身近な景観の周知など、暮らしに身近な場からの景観づくりへの協力意向が高い ・積極的な情報公開を最も重要とし、行政による地域の景観形成活動へのサポートや協働による景観形成のしくみづくり、人材育成など望む傾向が高い |

4. 景観形成に向けた課題

市川三郷町の景観特性や景観形成に関する動向、多様な町民意向などを踏まえ、今後の景観形成に向けた課題を次のように整理します。

①水辺や森林などの豊かな自然景観や眺望景観を守り活かすこと

本町の地形構造を土台として、笛吹川や富士川の河川景観、まちなかを巡る水路や堰、芦川溪谷や四尾連湖の清流と四季折々の風景、変化に富む山並みと緑深い森林景観、多彩で優れた眺望景観などは、町民共有の大切な資産です。

これらを損なうことのないよう、郷土の基調となる風景として厳正に保全するとともに、身近に親しみ、ふれあうことでその価値や魅力を再認識し、高めていくことが必要です。

【配慮すべき主な視点】

- 変化に富む地形構造を尊重し、景観に配慮すること
- 森林の維持管理と保全、再生に努めること
- 市街地後背の斜面樹林・里山を守ること
- 清流の保全と水辺景観の有効活用を図ること
- 暮らしや生業とつながる水文化の再生と魅力を高めること
- ホテルの生息地などの生物生息環境を守ること
- 自然に親しみふれあう取り組みを進めること
- 雄大なパノラマ景観、夜景、自然と歴史が融合した眺望等の優れた眺望景観を守り、活かすこと
- 良好なビューポイントの魅力を高めること

②先人たちに育まれた市川三郷町固有の風景や郷土景観を継承し、活かすこと

本町には、山梨県古代文化の発祥や甲斐源氏発祥の地といわれる由緒ある歴史、古くから培われた歴史文化や伝統が色濃く残る、内外に誇れる風景があります。

また、平坦地に広がる田園景観、丘陵地や山の辺に展開する農村集落景観、奥行きある中山間地域の農山村集落景観など、それぞれの地域に永い年月をかけて育まれた、特色ある集落景観がみられます。

このような脈々と育まれてきた風景を、次世代に継承するとともに、市川三郷町らしさを表象する景観として活かすことが必要です。

【配慮すべき主な視点】

- 山梨県の古代文化発祥の地といわれる文化遺産や史跡等の風景を守り・活用すること
- 平塩の岡周辺のシンボル景観を顕在化すること
- ひや・水路・町家・蔵・辻など市川地区中央部の特色あるまちなみ景観を守り・活かすこと
- 歴史的建造物の維持・保全、旧街道や富士川舟運の歴史のみちすじを景観づくりに活かすこと
- 潜在的な歴史資源を景観づくりに活かすこと
- 伝統技術の継承と、生業や営みが育んだ文化的景観を景観まちづくりに活かすこと
- 大塚地区などの豊かな田園景観を保全すること
- 農の風景を維持・保全し、農の交流を育むこと
- ふるさとの原風景となる里山と農山村集落景観を守り・育むこと

③地域の個性を尊重しながらも、背景を含め全体として整序感のあるまちなみ景観をつくること

本町は、平坦地から山岳までの起伏のある地形、市街地や集落などの成り立ちや歴史文化、人々の暮らしや生業などから、それぞれの地域ごとに特色あるまちなみ・集落景観が展開しています。

市川三郷町らしい景観を創出するためには、こうしたそれぞれの地域個性を尊重し、周辺景観と調和した景観づくりが大切です。

そのためには、まち全体の景観形成の考え方を明確にし、個性をみがきながらも、その表情に整序感を持たせた、魅力あるまちなみ景観の創出を図ることが必要です。

【配慮すべき主な視点】

- まちの顔となる中心市街地(市川地区中央部)の先導的な景観まちづくりを推進すること
- 木造住宅密集市街地の改善を図ること
- 地域の景観拠点の魅力づくりを進めること
- (仮称)六郷 IC 周辺の、自然景観や里山、農山村集落景観と調和した景観を誘導すること
- 地域景観と調和した個性あるまちなみ景観づくりを進めること(住宅地景観、中山間地域の集落地景観、幹線道路沿道、工業地景観など)
- 中央通り商店街など、賑わいと活気ある商店街のまちなみ景観を再興すること
- 多くの人が目にする場の魅力を高めること(まちの玄関口、道路、公園、公共施設など)

④ 交流を育み、まちや地域が元気になる風景づくりを進めること

市川三郷町は「市川の百祭り」といわれるほど、祭りの盛んなまちです。歴史や生業に培われた祭り、各集落の特色ある伝統芸能や行事、四季折々の花の風景、収穫祭のイベントなど、四季を通して、住む人も訪れる人も楽しむ風景が風物詩となっています。

また、住民懇談会の提案やアンケート調査においても、「祭りや伝統行事、地域イベント」は、本町の風景づくりにとって不可欠なものとの意見が多くあります。

これらを市川三郷町らしさとして景観づくりに活かすことは、風景を介した交流による地域振興や観光振興、さらにはまちの文化の継承につながるものです。まちへの誇りや愛着を育むためにも、多くの人との交流を介し、地域活力が高まる景観づくりを進めることが必要です。

【配慮すべき主な視点】

- 祭りや伝統芸能・行事を継承すること
- 伝統の技や伝統産業を活かした交流の風景づくりを進めること
- 収穫祭や農業体験、新たな観光農業、グリーンツーリズムなど農を介した交流を進めること
- 花の名所など、身近に潤いや彩りを与える、四季折々の景観資源を維持・保全し、おもてなしの風景として景観づくりに活かすこと
- 多様な景観資源を結びつける観光ルートや景観ルートを創出すること
- 本町の景観の魅力を多くの町民や来訪者に知ってもらうこと
- 景観の魅力の発信・PRを工夫し、充実すること

⑤ 市川三郷町らしい景観形成のための一定のルールづくりを進めること

景観は、日常の心づかいや配慮が身近な風景となって映ります。また、景観づくりは、地域に住む町民の様々な営みにより支えられ、多くの人々の理解と協力なしでは成し得ることはできません。

住民懇談会やアンケート調査においても、市川三郷町らしい景観形成のためのルールや条例づくりが望まれています。

良好な景観を維持・創出するためにも、景観を阻害する要因について少しずつ改善を図るとともに、開発や屋外広告物等に対しての一定のルールに基づく規制・誘導が望まれます。

【配慮すべき主な視点】

- 公園や公共建築物などの公共施設については、率先して景観に配慮した整備を進めること
- 大規模な土木構造物や工作物等については、周辺景観と調和した適切な景観誘導を図ること
- (仮称)六郷 IC 周辺の先導的な景観誘導を図ること(開発行為と土地利用のあり方、巨大構造物による地域の分断と風景への影響など)
- 景観に対する配慮やマナーの向上を図ること
- 景観についての地域の申し合わせや一定のルールを確立すること
- 地域の創意工夫により景観を妨げる要因を改善すること

⑥ 風景への意識を醸成し、みんなが協働で景観を育む仕組みをつくること

景観を育むためには、まず地域に住む一人ひとりが、地域の景観を知ることから関心を高め、意識を醸成することが大切です。そして、身近な景観を想う気持ちを共有し、手を携えて地域から発信し、行動していくことが重要となります。

また、町民、事業者、来訪者、行政などの各々の主体による責任と連携により、景観づくりに取り組む気運を高めていくこと、さらには、協働により実践していく仕組みづくりが必要です。

【配慮すべき主な視点】

- 協働体制による景観まちづくりを推進すること
- 景観に対する関心や意識を高めること
- 地域が主体となった景観づくりを進めること
- 町民の自発的な景観づくり活動を支える仕組みをつくること(景観づくりに関わる機会と場づくり、助成、支援の仕組みづくり、協働による維持管理の仕組みづくりなど)
- 景観まちづくりに対する行政の体制や仕組みを充実すること(景観に関する窓口、行政の推進体制や関係機関との連携、景観審議会等の景観を協議する場づくり、市川三郷町独自の景観に関する指針づくりなど)



・宮原の田園景観

第2章

景観形成の方針

第2章 景観形成の方針

1. 景観形成の基本的な考え方

(1) 景観形成の基本理念

市川三郷町らしさが現れている景観、暮らしや営みが映し出されている景観の特性を踏まえ、景観形成にあたっては、これらを守り、育み、さらにまちの風景資産として魅力あるものにするため、景観形成に向けた課題に取り組み、景観形成を通して心の豊かさや誇りを培うよう、次のような基本理念*1を設定します。

■基本理念



市川三郷町の風景は、豊かな自然景観や美しい眺望景観、固有の歴史や伝統文化、四季を彩る里山景観や郷愁をさそう農山村景観、生業や日々の営みがあらわれた暮らしの景観などに特徴があります。これらは、市川三郷町らしさを映し出している大切な風景資産であり、誇りでもあります。

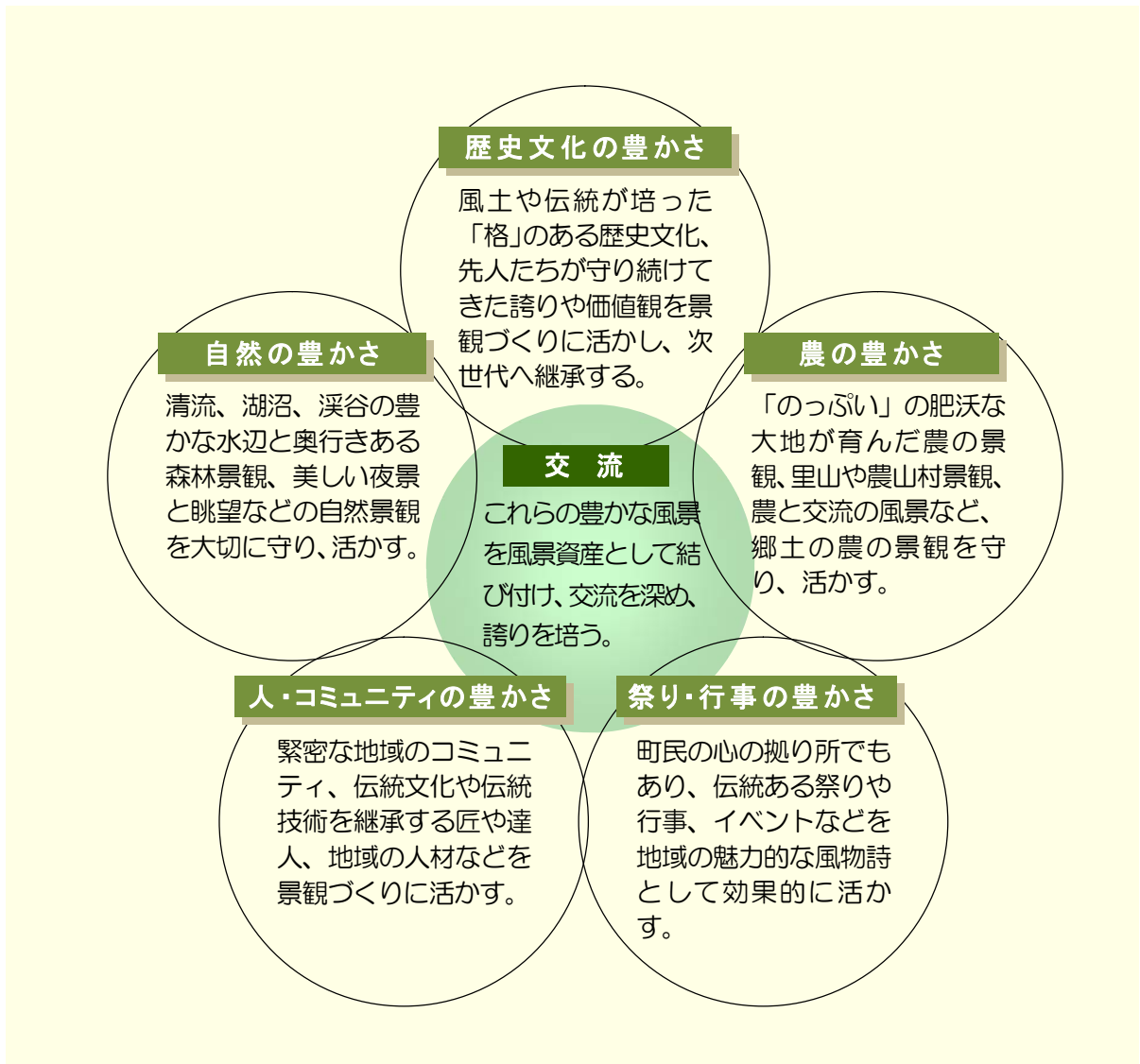
三珠地域には、「のっぴい」という、作物を育むキメの細かい肥沃な土壌（大地）を指す独自の言葉があります。本町には、あたかもこの言葉のように、潜在的なものから目に映るものまで実に多様な景観資源が、まちの至るところに息づいています。これらを景観の種として今一度見直し、私たちの景観への想いを肥沃な土壌として大切に育み、慈しみながら次世代へ継承していくことが大切です。

また、風景にはそこに暮らしている人の「心の豊かさ」が表れます。本町は、風土が育んだ伝統産業や祭り・行事などの交流が盛んであり、町民の心の拠り所ともなっています。これからも、心の拠り所でもある交流を通し、住み続けたい、訪れてみたいと感じることのできる、本当の「豊かさ」や「心地よさ」を高めていく景観づくりを進めていくことが重要です。

以上のことから、本町の景観づくりは、市川三郷町らしさが現れている豊かな風景をまちの風景資産として、多様な景観資源の芽を育て、交流を育みながら、ふるさとの誇りを培っていく景観形成を基本理念として掲げます。

注) *1 基本理念や景観形成の目標は、景観特性や課題を踏まえるとともに、「風景づくり住民懇談会」で提案された「風景づくり住民プラン」を反映し設定しています。

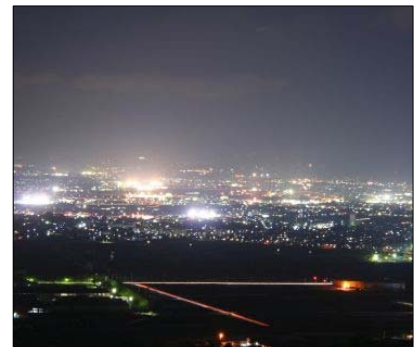
■基本理念のイメージ



・四尾連湖



・神明の花火大会



・みたまの湯からの夜景



・富士川の流れ



・甘々娘収穫祭

(2) 景観形成の目標

景観形成の基本理念に基づき、培われた風景資産を継承しつつ、風景の背後にある営みや豊かさを景観の個性として守り・活かす景観づくりを進めるために、次のような目標を設定します。

■景観形成の目標

●固有の風景資産を継承し、これらと共生する風景を創出します

市川三郷町は、水辺と森林による自然景観を基調に、優れた眺望や田園景観、ふるさとを感じさせる農山村の集落景観、里山景観などが、身近な豊かさを感じさせる風景として日々の暮らしを包み込んでいます。

また、先人たちが築いてきた風格ある歴史文化を背景に、魅力的な景観が随所に存在するとともに、市川三郷町の風物詩となっている伝統行事や祭り、さらには、風土と歴史に育まれた地場産業や伝統工芸が、今なお継承されています。

こうした自然景観と歴史文化的景観が融合した風景は、市川三郷町の景観に厚みと奥行きを感じさせる、固有の景観イメージ（心象景観）を創り上げてきました。

景観形成にあたっては、この自然と歴史と暮らしが融合したまちの景観イメージを継承するとともに、時代の変化に細やかに対応しながら固有の風景資産を守り、発展させ、これらと共生する風景の創出をめざします。

●風景の背後にある暮らしぶりを地域らしさとして活かす景観を形成します

風景は、そこに住まう人々の暮らしぶりが映し出されます。真に豊かな暮らしは、町民にとってはもちろん、来訪者にとっても「心地良さ」や「おもてなし感」といった好ましい評価を与えます。

市川三郷町は、まちの成り立ちや地形的特色、歴史的背景や生業などの違いにより、地域ごとに実に多彩な暮らしぶりや営みの景観が展開しています。

市川三郷町の景観形成にあたっては、それぞれの地域の暮らしや営みを、個性や地域らしさとして尊重し、活かす景観づくりが重要です。

そのため、地域の風景資産を守り・活かしながら、心豊かに暮らす暮らしぶりそのものが醸し出す雰囲気や、個性や地域らしさとして映し出され、住む人にとっても、訪れる人にとっても心地よさを感じさせる景観の形成をめざします。

●みんなで守り・育む交流と協働による景観づくりを進めます

景観づくりは人づくりといわれます。良好な景観形成は、それを理解し共感できる人々がいてはじめて成すことができるものです。

市川三郷町の景観を守り、つくり、育てるためには、まず、町民一人ひとりが景観に対する関心を高めることが何よりも大切です。地域の風景を想う心を育むことによって、景観づくりに取り組む気運を高め、暮らしに身近なところから実践し、少しずつ全町的な取り組みへと広がっていくことが重要です。

また、風景は町民の共有財産であるという認識のもと、大切に育て誇りをもって次世代に継承するため、町民、事業者、行政等が、それぞれの役割と責任をもち、多くの来訪者も含めた交流と協働による景観形成の実現をめざします。

(3) 市川三郷町の景観構造

① 景観の基本構造

本町の景観構造は、複雑な山ひだが奥行感をつくっている地形構造と、その地形に即して暮らしてきた永い歴史と特色ある土地利用が景観の基本構造を形成しています。

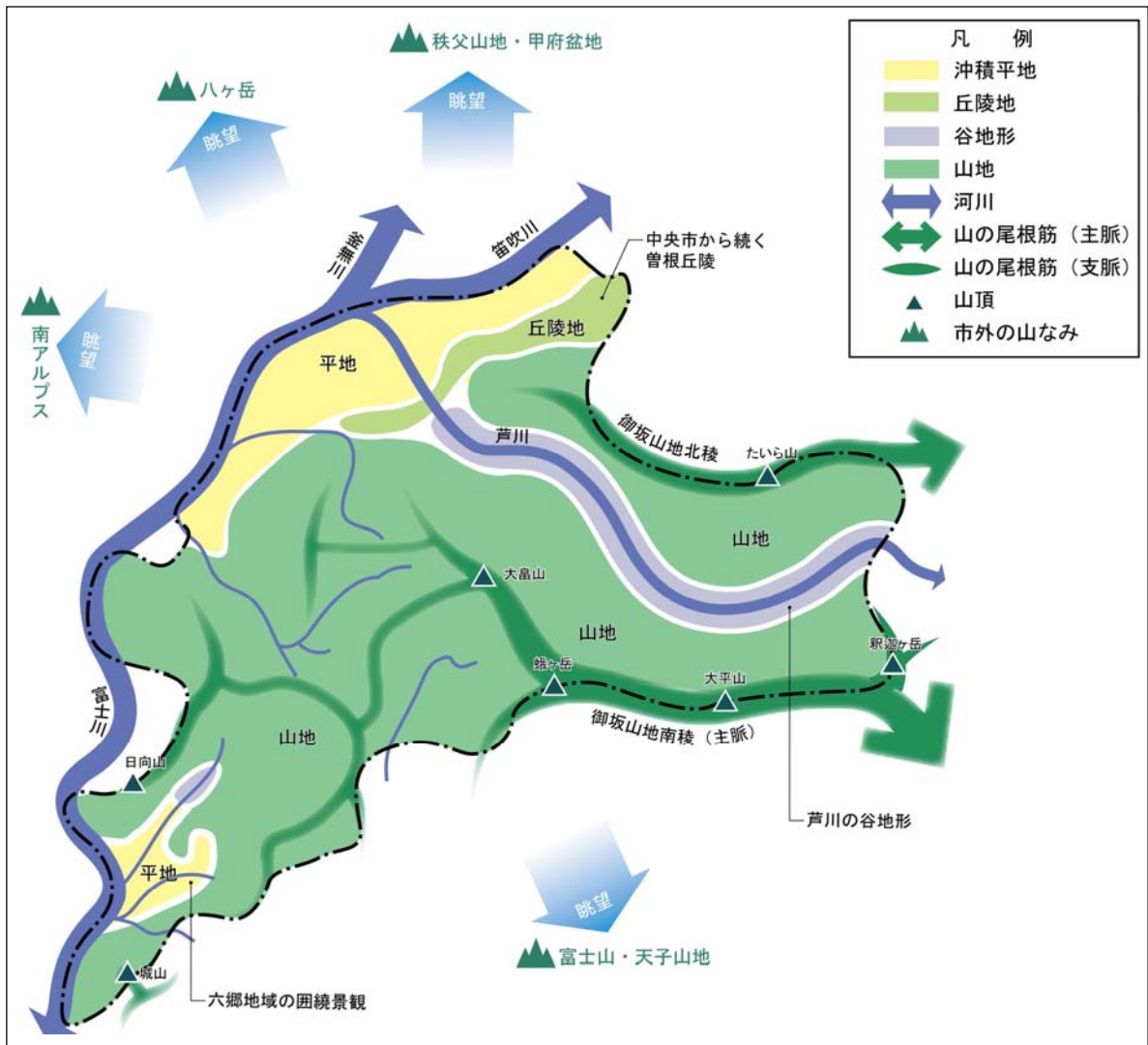
■ 地形からみた景観構造

甲府盆地の南側を縁取る長大な御坂山地は、東は大月市の高川山に端を発し、西は本町の蛾ヶ岳で終わっています。その主峰である黒岳以西は2重山稜を形成しており、その間の深い谷筋を芦川が西流しています。長い2重山稜も本町の中央北部が西端で、ここで芦川が甲府盆地へと開放され笛吹川に合流しています。

笛吹川沿いには、甲府盆地の最南端となる沖積低地が東西に延びています。また、御坂山地の山麓には、笛吹市の境川地区から甲府市、中央市を経て本町まで続く曾根丘陵が連なっており、三珠地域では明瞭な丘陵地形を形成しています。

市川地域の山間部となる蛾ヶ岳以西の地形は、支脈の尾根筋がいくつも枝分かかれし、複雑な地形を呈しています。一方、六郷地域は、周囲を低山に囲まれたゆるやかな小盆地を形成しており、ひとつの圍繞景観*を呈しています。

■ 地形からみた景観構造



注) * まわりを山などで取り囲まれた一定の範囲を有する景観のこと。

② 市川三郷町がめざす景観構造

■景観構造の考え方

豊かで奥行きのある景観の基本構造を今後とも保全・継承していくことを基本に、多彩で魅力的な景観拠点を育てるとともに、町全体としての一体感を持たせるよう、景観拠点や景観資源を有機的につないでいくことにより、市川三郷町の骨格となる景観構造の構築をめざします。

●大地の構造を保全・継承し、地域固有の景観的特性を効果的に活かします

大地の構造は景観の土台となっており、地域の個性ある景観は、大地の構造と人々の永い営みの歴史の中で築かれてきたものです。

この大地の構造を形成している骨格的な自然景観を保全・継承し、特色ある地域景観を損なうことのないよう、景観に充分配慮し、地域固有の景観の持ち味を効果的に活かす景観形成をめざします。



・みたまの湯からみた中心市街地

●多彩で魅力的な景観拠点を育み・創出します

景観イメージを牽引する風景資産や観光交流の場、まちの中心となる場や各地域の暮らしの拠点となる場などを、景観形成を推進する先導的な役割を担う拠点として育成していきます。

また、これらの拠点景観を周辺景観との調和を図りながら景観の質を高めていくことで、総体として町全体の魅力を高めていく景観形成をめざします。



・歌舞伎文化公園

●景観拠点や景観資源を有機的に結ぶ風景回廊を創出します

多くの人々が、豊かな自然景観をはじめ、優れた眺望景観、里山・農山村景観、歴史文化的景観、祭りや伝統行事の交流景観など、風景の魅力に親しみ、楽しめるよう、多彩な景観拠点や景観資源を有機的に結び、町を回遊する景観ネットワークを「風景回廊」として創出します。

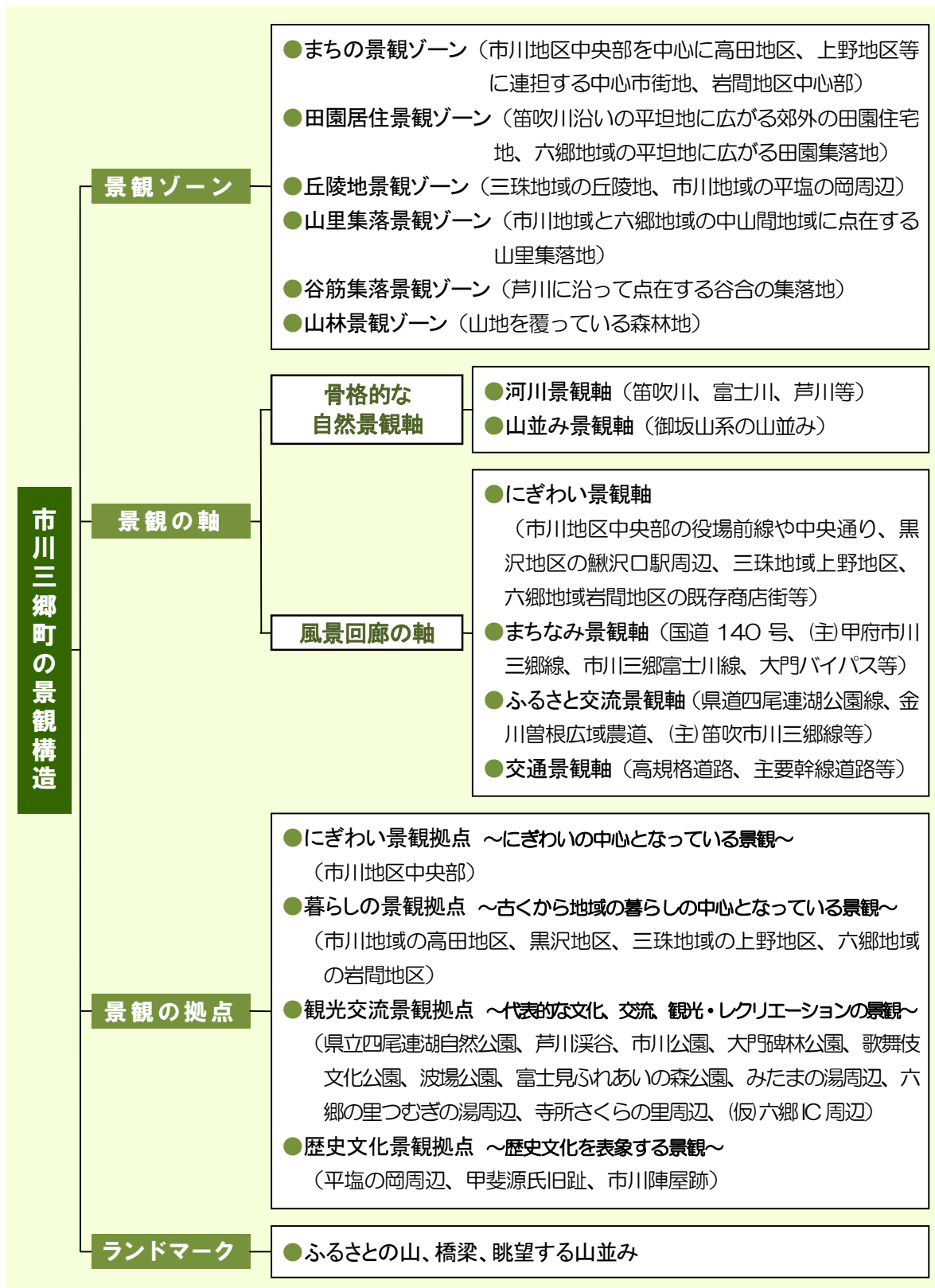


・金川曾根広域農道

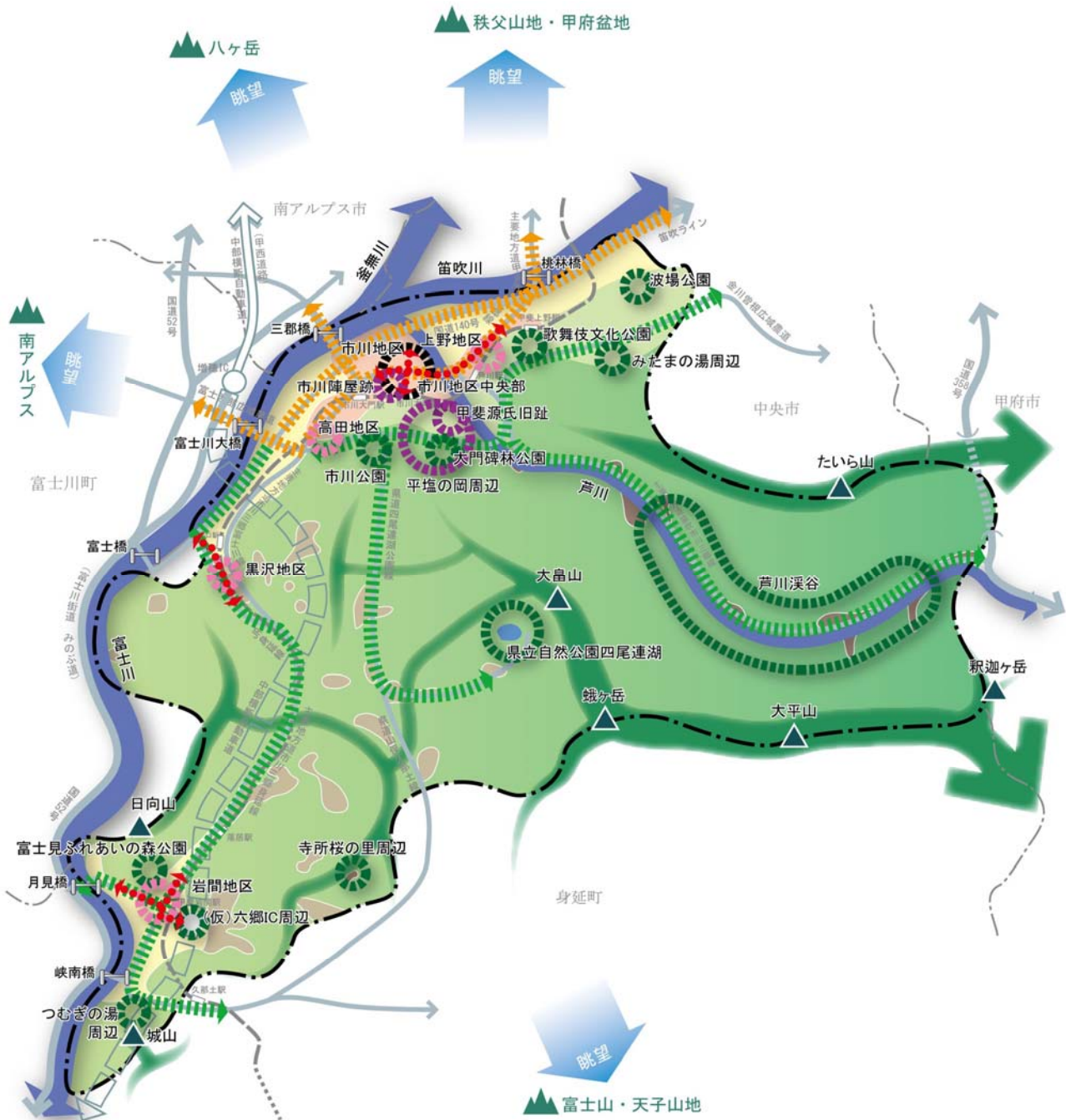
■ 景観構造の設定

本町の景観の基本構造や本町がめざす景観構造の考え方を踏まえ、本町の景観構造を次のように設定します。

■ 市川三郷町の景観構造の設定



市川三郷町の景観構造



| 景観ゾーン | 景観の軸 | 景観の拠点 | ランドマーク |
|--|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> まちの景観ゾーン 田園居住景観ゾーン 丘陵地景観ゾーン 山里集落景観ゾーン 谷筋集落景観ゾーン 山林景観ゾーン | <p><骨格的な自然景観軸></p> <ul style="list-style-type: none"> 河川景観軸 山並み景観軸 <p><風景回廊の軸></p> <ul style="list-style-type: none"> にぎわい景観軸 ふるさと交流景観軸 まちなみ景観軸 <p><交通景観軸></p> <ul style="list-style-type: none"> 高規格道路 主要幹線道路等 JR身延線 | <ul style="list-style-type: none"> にぎわい景観拠点 暮らしの景観拠点 観光交流景観拠点 歴史文化景観拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ふるさとの山 橋梁 眺望する山並み |

2. 景観形成方針

景観形成の基本理念、目標などを踏まえ、本町全体の景観形成の指針となる基本的な方針を次のように設定します。

■景観形成方針の体系



(1) あるがままの自然を守り・活かす風景づくり

本町は、山紫水明の原点となる潤いある水辺空間と御坂山地を中心とする豊かな自然、優れた眺望など、コンパクトな市街地・集落地景観を包み込むように起伏に富んだ自然景観が展開しています。

こうした固有の自然は、それ自体が風景資産であるとともに、市街地や集落地景観の背景としての役割を担い、まちの景観に潤いと落ち着きを与えているものです。また、日々の暮らしを通じて、私たちの精神活動や文化の形成にも大きな影響を与えています。

固有の自然景観を町の資産として次代へと継承していくため、人と自然とのつながりを今一度見直し、あるがままの自然景観を守り、その価値を高め、これらと調和・共生する一体感のある風景づくりを進めていきます。

① 変化に富む地形に沿った風景を大切に守る

- ・本町は、御坂山地の西端に位置し、町の北縁・西縁を笛吹川、富士川が流れています。複雑な山ひだといくつもの河川が景観に奥行き感を生み出し、この地形構造が固有の景観の基盤を成しています。
- ・人々の暮らしもこの地形に即し、河川沿いの平坦な地形に展開する市街地と農地、里山と一体になった丘陵地の農地と集落地、芦川の溪谷に沿って点在する谷筋集落地、地形のひだに沿うように点在する中山間集落地が形成され、実に多彩な景観が展開しています。
- ・このような大地の構造は、市川三郷町らしさの根幹を成すものであり、今後の景観づくりにおいては広く共有されるべき普遍的な価値を持つものです。
- ・このため、様々な施設整備や地形改変などにおいては、自然景観への影響を最小限に抑え、自然な地形に馴染むよう配慮するとともに、山並みのスカイラインや優れた眺望、緑の連続性に配慮した建築物や工作物の適切な規制・誘導を図ります。また、そうした取り組みを通して、自然の持つ秩序感を乱すことなく、細やかな変化に富む地形との親和性が充分に感じられる風景の保全に努めます。

<景観形成の対象>

- ・御坂山地～丘陵地～扇状地～笛吹川、富士川の沖積平野に下る北西傾斜の地形(三珠、市川地域)
- ・曾根丘陵の明瞭な丘陵地形(三珠地域)
- ・周囲を山地に囲まれ、富士川沿いにわずかな平地を持つ小盆地(六郷地域)
- ・釈迦ヶ岳・大平山・蛾ヶ岳と連なる御坂山地南陵、大峠・桜峠と連なる御坂山地北陵、笛吹川、富士川、芦川等の主要河川
- ・芦川溪谷の深い谷筋、蛾ヶ岳以西の尾根筋と谷筋がひだのように入り組んだ細やかな地形
- ・地形を景観化している斜面林の緑、優れた眺望 など



・芦川の扇状地と御坂山地



・清水集落と里山



・岩間平と山田川の谷筋

② 豊かな森林景観を守り、活かす

● 県立自然公園四尾連湖周辺の四季折々の美しい自然を守ります

- ・四尾連湖は、標高 850m にある山上の天然湖で、山梨県立自然公園に指定されており、県でも有数の景勝地です。
- ・周辺は、今なお俗化されずに自然度の高い景観を保ち続け、四季折々の美しい表情を湖水に映しています。また、貴重な植物群落、動物の生息も確認され、本町が誇る第一級の自然景観を擁することから、この景観や環境を厳正に保全し、後世に継承していきます。
- ・周辺のトレッキングコースや施設整備などにあたっては、県条例に基づく行為の規制を図るとともに、良好な自然景観に充分配慮した景観形成を推進します。



・四尾連湖周辺の森林

<景観形成の対象>

・県立自然公園四尾連湖周辺(蛾ヶ岳、大島山、四尾連峠、登山道・ハイキングルート、大門碑林公園周辺)

● 陰影に富む郷土の豊かな森林景観を守り、活かします

- ・町の約6割強を占める森林は、地形のひだに沿い四季折々の陰影に富む美しい風景をみせてくれます。
- ・森林は景観のみではなく、生物の多様性や水源涵養、自然災害の防止、レクリエーションの場など、多面的な機能を持つ大切な自然資源でもあります。
- ・そのため、「市川三郷町森林整備計画」に基づく森林の保全・整備、マツクイムシ対策などの適正な管理を図るとともに、開発の抑制、建築物や工作物等の適切な規制・誘導、ゴミの不法投棄等の景観阻害要因の改善に努め、郷土の豊かな森林景観の保全を図ります。
- ・また、森林療法や森林環境学習、森林レクリエーションの場の整備、バイオマスエネルギーの活用など、森林の持つ多面的な機能を有効に活かした取り組みを促進します。



・下芦川周辺の森林

<景観形成の対象>

・保安林、県有林、地域森林計画対象民有林

■ 風景づくり住民懇談会からの主な提案

- 広葉樹への樹種転換、山林所有者の確認と意識啓発
- 「地域の森(杜)」づくり～地域で厳正に残す樹木の指定とリストアップ
- 「山の木は自分の木」のネーミングによる「森(樹木)のオーナー制度」
- 「森の恵みのeco活用」～下草や剪定枝のペレット、堆肥づくり など

● 市街地後背の斜面樹林を守り、活かします

- ・三珠地域や市川地域の市街地後背の斜面樹林は、周囲からの視認性が高く、緑の屏風のように起伏のある地形を際立たせ、都市景観に憩いとやすらぎをもたらす重要な緑です。
- ・これらの斜面樹林は、緑や眺望のみならず、動植物の貴重な生息地、都市防災の観点からも町の資産として維持・保全することが大切です。
- ・そのため、自然植生等を勘察した樹林の維持・保全に努めるとともに、遠景・中景の眺望に配慮した緑の連続性や丘陵地を際立たせるため、斜面構造物や土石の採取等による景観への影響を最小限に抑え、丘陵地の自然地形から突出した印象を与えないよう土地の改変、建築物や工作物の適切な規制・誘導を図り、地形のもつ秩序感に即した斜面樹林の保全と良好な景観の創出を図ります。



・三珠地区丘陵地後背の樹林

<景観形成の対象>

・市街地の背景となる丘陵地斜面の森林

③ 水辺景観と四季折々の風景を守り、活かす

●四尾連湖や芦川溪谷の美しい水辺景観を守り、活かします

・山上の天然湖である四尾連湖は、古くは富士八海霊場のひとつに数えられ、信仰の湖として「神秘麗湖」とも称され、神秘的な雰囲気なたたえています。また、御坂山地の主峰黒岳を源流とする芦川は、滝、溪流、淵など様々な表情を変えながら溪谷の自然景観の中で清冽な流れをみせています。

- ・四尾連湖と芦川溪谷は、山紫水明を象徴する水辺景観であるとともに、四季を通じてレクリエーションを楽しむ憩いの場ともなっています。
- ・この美しい水辺景観を守るため、水質の保全、流域の森林の保全、自然護岸や景観に配慮した構造物の整備、景観阻害要因の改善や町民参加等による環境美化活動などにより、水辺景観の保全と、より魅力的で親しみやすい溪流景観や湖畔景観の創出を図ります。

<景観形成の対象>

・県立自然公園四尾連湖周辺、芦川溪谷周辺(沢、湯桶の釜、千波の滝、不動滝など)



・芦川溪谷の紅葉

■風景づくり住民懇談会からの主な提案

○芦川の原風景の再生、四尾連湖周辺の安全な散策路整備 など

●多彩な水辺景観の保全と川に開かれた風景を守り、活かします

・本町は、笛吹川、富士川、芦川をはじめ、幾筋もの小河川が流れ、市街地や集落地においても多くの支川や水路がみられるなど、多彩な水辺景観が展開しています。こうした水辺景観は、古くより暮らしや生業と密接につながり、重要な風景資産となっています。

・川や水路とともに暮らしてきた歴史や豊かな水辺景観を守り、活かすため、自然な河川景観の保全、水辺を意識した開放感ある眺望の確保、周辺の自然との連続性の確保、水と緑を実感できる景観の創出に努めます。また、サインやパンフレットなどにより、川とともに暮らしてきた本町の歴史や生業の風景の周知・啓発に取り組みます。

・さらに、河川沿いのサイクリングロード、河川の土手や広場、「水辺の楽校」などの親水空間は、水辺と一体となったオープンスペースや眺望の確保、河川構造物や橋梁の景観に配慮したデザイン、特色ある緑化などに努め、水辺に沿った風景体験を楽しむ場としての景観形成を図ります。

<景観形成の対象>

・笛吹川、富士川などの主要河川、山田川、新川などの小河川、水路、農業用溜め池、沢、滝、湧水
・富士川、笛吹川、芦川のサイクリングロード、芦川溪谷の溪流、四尾連湖等の親水空間 など



・笛吹川

●清流を再生し景観づくりに活かします

・本町は豊かな水環境を有し、多彩な水辺の表情をみることができですが、この水辺景観の質を向上させるためには、清流を回復し、まちなかの水路網のせせらぎや美しい水の流れる風景を再生していくことが重要です。

・そのため、下水道の整備推進と合併浄化槽の普及、自然や生態系に配慮した多自然型護岸の整備、ごみの不法投棄の防止、景観阻害要因の改善とともに、地域景観に即した水辺の緑化、河道内樹木の適切な維持管理、町民参加による河川美化活動などに取り組み、清流の維持・再生に努めます。



・北河原の散歩道に沿って流れる水路

④ 貴重な自然環境と共生する風景を守り、つくる

●ホタルなど貴重な生物生息環境と共生する風景を守り、継承します

- ・本町は豊かな自然環境に恵まれ、多様な動植物が確認されています。市川三郷町らしい景観を育む上では、地域固有の生態系を守り、環境と共生する暮らしを育むことが大切です。
- ・そのため、貴重な動植物の生息環境に配慮した施設整備の推進、生物の生態調査と監視の強化、生息の場である森林や水辺の適切な保全措置の検討、町民や観光客等に対する意識啓発を図ります。また、町の自然や環境を学ぶ場や仕組みづくり、協働による保全活動等を促進し、豊かな自然環境と生態系を市全体で守り、共生していく風景を継承していきます。

<景観形成の対象>

- ・芦川溪谷やその沢筋、山田川、帯那川、葛籠沢川などの小河川やその沢筋などのホタルの生息地
- ・高萩・古宿のセツブンソウ、畑熊のミスミソウ(ユキワリ草)、四尾連のリュウメンヒノキ、芦川溪谷のミスミソウ、宮原のカタクリの群生、寺所のコスモス
- ・その他、動植物の生息環境となっている河川、小川、水路、森林、雑木林、里山、農地 など

●自然や景観に配慮した施設整備を進めます

- ・道路・河川・湖・池などの構造物や施設整備等に際しては、多自然型工法や近自然工法等など、自然のあるべき姿に回復できるような工法の導入を検討し、自然や生態系、景観に配慮した施設整備を進めます。
- ・また、建築物・工作物の築造や開発などに対しては、良好な眺望や美しい自然景観を損なわないよう、適切な規制・誘導を図ります。

<景観形成の対象>

- ・道路構造物、湖や河川の構造物(護岸、水門、堰、水制工等)、擁壁や法面、公園や広場、治山施設(堰堤等)等の施設整備 など



・富士川の護岸

⑤ 自然に親しみふれあう風景を育む

- ・本町は、県立自然公園四尾連湖周辺のトレッキングコースやキャンプ場、登山道やハイキングコース、富士見ふれあいの森公園・仏舍利塔遊歩道、六郷地域の里山さんぽ道、サイクリングロード、芦川溪谷の釣りなど、豊かな自然を楽しむレクリエーションの場が多くあります。また、小学校の環境教育や自然観察会、ホタルの保護といった活動も盛んに行われています。
- ・今後も、地域や観光の活性化・交流の視点も踏まえ、各種レクリエーション活動の充実、風景を通じて郷土について学ぶ「風景学」への取り組み、風景体験を楽しむ場の整備、エコツーリズムやグリーンツーリズムの充実など、自然と親しみふれあうことで、ふるさとの風景を見直し、育む取り組みを進めていきます。



・四尾連湖のキャンプ場

■風景づくり住民懇談会からの主な提案

- 近代遺産である第1～第3発電所の活用、吊り橋の復活
- リバーツーリズムの展開(芦川溪谷・四尾連湖とキャンプ場・温泉の連携)など

(2) 美しい眺望と夜景が印象づける風景づくり

甲府盆地を眼下に一望し、盆地を取り囲む山並みをパノラマ状に見渡せる雄大な眺望、富士山を望む眺めなど、眺望景観は本町を代表する魅力のひとつとなっています。

また、複雑に入り組んだ地形構造から、多彩な眺めがいたるところで垣間みることができます。このような眺望景観は、私たちの心情にも深く結びつき、町民のみならず来訪者の心に市川三郷町全体のイメージとして強く印象づけられます。

このような眺望景観は、私たちの大切な共有財産として保全を図るとともに、魅力ある景観づくりに活かしていきます。

① 雄大な眺望景観を守り、活かす

- ・台地や丘陵地、金川曾根広域農道、尾根筋や登山ルートなどからは、甲府盆地とハヶ岳、南アルプス等の山並みを一望するパノラマ景観を楽しむことができ、蛾ヶ岳や大平山付近からは富士山の全景を望むことができます。また、笛吹川や釜無川等の水辺越しにみる四方の山並みの遠望など、多彩な眺望景観をいたるところでみることができます。
- ・これらの眺望景観は、町民にとっても来訪者にとっても、市川三郷町のイメージを強く印象づける重要な景観資源です。
- ・この優れた眺望を損なうことのないよう、山地・丘陵地の森林、平地・丘陵地の農地などは、土地の改変、建築物や工作物、屋外広告物等の適切な規制・誘導を行うとともに、緑の維持管理、景観阻害要因の改善を行い、山並みを背景としたメリハリのある遠景、中景、近景が重奏する雄大な眺望景観の保全に努めます。

<景観形成の対象>

- ・甲府盆地・市街地、南アルプス、ハヶ岳、秩父山地等のパノラマ景観
- ・蛾ヶ岳付近からの富士山・天子山地の雄大な眺望
- ・丘陵地、金川曾根広域農道、釈迦ヶ岳から蛾ヶ岳へ連なる尾根筋や登山ルート など



・みはらしの丘からの眺望

② 美しい夜景の眺望を守り、活かす

- ・みはらしの丘・みたまの湯は、甲府盆地やハヶ岳、南アルプスの展望、優れた夜景スポットとして知られ、多くの人で賑わっています。また、金川曾根広域農道や山麓・丘陵地周辺には、良好な夜景スポットが数多く分布しています。
- ・天空と一体となり、闇に光が瞬く荘厳さと美しさをたたえる夜間景観の保全と活用にあたっては、視点場周辺の修景はもとより、「夜」のまちに光を当て美しく輝かせるための「昼」の景観の向上、さらには、ライトアップによる夜景の演出、夜間の景観づくりも必要となります。
- ・そのため、良好な夜景スポットの整備、道路などの光の連続性の確保、街路灯など既設照明の改善と効果的な配置、広告照明等の適切な規制・誘導、主要な景観スポットのライトアップなどの演出とPRの充実、また、周辺環境に配慮した光環境づくりなど、夜景の眺望や夜間景観がまちの魅力を実効果的に高める景観形成を図ります。



・みたまの湯からの夜景

<景観形成の対象>

- ・盆地の夜景 など

③ 自然と歴史が融合する良好な眺望場所をつくり、その魅力高める

●自然と歴史が融合した眺望場所と眺望景観を守り、活かします

- ・本町は、暮らしの中に自然景観や歴史的景観が身近に存在し、加えて良好な眺望景観が得られる点に特徴があります。
- ・これらは、市川三郷町らしさを牽引する重要な風景資産であり、この固有の眺望景観を保全するとともに、眺望場所の快適な滞留空間づくり、サインの設置などによるアクセス性の向上を図ります。
- ・さらに、良好な眺望場所（ビューポイント）の選定とPRの充実を図ります。

<景観形成の対象>

- ・烽火を上げた城山や烽火台跡、仏岩のろし台周辺
- ・甲斐源氏発祥の地・平塩の岡、本町の文化を象徴する歌舞伎文化公園、大門碑林公園など
- ・波場公園や大塚古墳、伊勢塚古墳等の古墳群周辺など
- ・富士見橋、楠甫土手周辺
- ・ダイヤモンド富士で有名な日向山、富士見ふれあいの森公園周辺
- ・釈迦ヶ岳～蛾ヶ岳～四尾連峠へと連なる稜線上の登山道・ハイキングルートなど



・平塩の岡から望む市街地

■風景づくり住民懇談会からの主な提案

- 富岳三十六景石班沢富士の活用
- 「烽火台でのろしを上げよう！」～祭りと連携した啓発イベント実施など

●身近に存在する良好な眺望場所を発掘し、魅力を高めます

- ・町内には、あまり知られていない優れた眺望場所が数多く分布しています。また、数多くの人々が往来する道路や視界が開けた河川沿いも、良好な眺望景観を得るための、重要な眺望場所となります。
- ・このような眺望場所は、一般的にはあまり意識されずに放置されており、潜在化しているところが多くなっています。また、場所によっては眺望場所そのものがみられる対象であることを意識することも必要です。
- ・身近に存在する良好な眺望場所を本町の観光資源、魅力的な景観スポットとして活用するため、潜在的な眺望場所を発掘するとともに、場所の特性に応じて小広場や眺望スポットの整備、景観に配慮した防護柵や照明、サイン類の設置、道路付帯施設や法面・擁壁等の周辺景観との調和、案内を含めたアクセスの改善、電線・電柱類、屋外広告物など眺望を妨げる要因の改善に努め、眺望場所の魅力の向上を図ります。



・月見橋からの富士山の眺望

<景観形成の対象>

- ・桜ごしに富士山を望む寺所さくらの里、富士見ふれあいの森公園高台周辺、富士川のビューポイント、みはらしの丘・みたまの湯周辺
- ・歌舞伎文化公園、波場公園、大門碑林公園、市川公園等の公園
- ・丘陵地や山麓、山頂や御坂山地の尾根筋、峠、トレッキングコース、登山ルートからの眺望
- ・笛吹川、富士川等の眺望場所、桃林橋、三郡橋、富士川大橋、富士橋、月見橋、峡南橋等の橋梁、河川沿いのサイクリングロードなど
- ・金川曾根広域農道、県道四尾連湖公園線等の良好な眺望区間・眺望場所、中部横断自動車道、JR身延線など
- ・住宅地、集落地、田園農地、社寺、公共施設等の日常生活の場にある良好な眺望場所

(3) 固有の歴史文化を誇り、継承する風景づくり

本町は甲斐源氏発祥の地といわれ、遺跡・史跡や歴史的な建造物、市川地区中央部などの本町を代表する歴史文化的景観、伝統産業が培った文化的景観など、先人たちの軌跡が息づく歴史資産が数多く残され、今なお私たちの暮らしに密接に関係しながら独自の歴史的風土を形成しています。

この固有の歴史文化は普遍的な価値を有するものであることから、その価値や魅力の顕在化に努め、将来に渡って守り・継承していくことが重要です。

今一度、風景に意味と奥行きを与えている歴史文化を見直すことからはじめ、これを町の個性として尊重し、自他ともに誇れる市川三郷町らしい風格ある景観形成を進めていきます。

① 固有の歴史文化を象徴する風景を守り、活かす

●甲斐源氏発祥の地「平塩の岡」から展開する歴史的景観づくりを進めます

- ・市川地区中央部の南側丘陵地一帯は平塩の岡といわれ、甲斐源氏発祥の地、市川の成り立ちの礎であったとされています。平塩の岡からは市街地や甲府盆地と背景の山並み、三川落合といわれる河川の流れ、のびやかに広がる田園などを一望のもとに眺めることができ、この地そのものが“選ばれた場”であったと推察されています。
- ・平塩の岡は、近くに塩泉が湧いていたことからつけられたと言われ、かつて市川の集落はこの台地にあり、周辺は「天台百坊」と呼ばれるほど多くの寺が建ち並び栄えました。また、夢窓国師ゆかりの庭園や甲斐源氏旧跡を始め、多くの旧跡、神社等が集積し、一帯は歴史文化の香りを漂わせ、これらを取り巻く丘陵地の里山や自然と一体となって独特な歴史的景観を形成しています。
- ・これら各時代を通じて培われた歴史文化が、重層的に息づく景観は、その価値を再認識し、今日的な地域景観の中での顕在化を図り、より磨きをかけ、大切な風景資産として次代へ継承することが重要です。
- ・そのため、代表的な旧跡周辺については、広場等の整備や歴史公園化の検討、解説・案内板等のサイン類の設置、維持・管理の促進など、保存と資源の顕在化に努めます。歴史文化的景観資源については、資源だけでなく周辺景観との一体的な修景を図り、平塩の岡一帯が本町の歴史文化を象徴する場となるような景観形成を図ります。
- ・また、歴史文化的景観資源の近傍においては、建築物や工作物の適切な景観コントロールを行うなど、丘陵地の自然景観・歴史文化的景観・眺望景観が融合した景観形成に努めます。

<景観形成の対象>

- ・甲斐源氏旧跡、夢窓国師ゆかりの庭園、夢窓国師母の菩提等の旧跡 など
- ・「甲斐源氏旧跡碑」や平塩の岡の旧跡をしのぶ記念碑等の歴史文化的景観資源
- ・丘陵地からの盆地や山並みの眺望、歴史的背景のある烽火台や古城山等からの眺望
- ・正ノ木神社・熊野神社等の神社、宝寿院等の寺院など
- ・大門碑林公園、ひらしお源氏の館等の文化交流施設
- ・丘陵地や山麓の斜面樹林、金川曾根広域農道、小河川、集落内の小径、水路 など



・ひらしお源氏の館



・甲斐源氏旧跡



・夢窓国師母の菩提

■風景づくり住民懇談会からの主な提案

- 平塩の岡から展開する風景づくり（サイン整備、夢窓国師母堂墓所の活用等）

●山梨県古代文化発祥の地の遺跡や史跡等の歴史文化資産を守り、活かします

- ・本町の起源は古く、山梨県の古代文化発祥の地といわれており、遺跡や古墳など貴重な文化遺産が数多く出土しています。また、甲斐源氏ゆかりの史跡群や市川陣屋跡などの史跡、由緒ある社寺などが数多く分布し、西八代・峡南地域の経済と文化の中心であった歴史文化資産が町のいたるところに息づいています。
- ・これらの遺跡や史跡等については、保存と潜在資源の顕在化、重要な遺跡や史跡の近傍における大規模な建築物や工作物の建設を抑制するとともに、小広場やサイン類の整備、遺跡や史跡の公園化などを検討します。
- ・また、山梨県では、郷土の貴重な歴史文化的資産や自然、景観の維持・保全と後世への継承を目的として「やまなしの歴史文化公園」を指定しており、本町では2つのゾーンが指定されています。これらの指定区域については、自然や歴史文化的景観の維持・保全を図るとともに、景観まちづくりへの活用を図ります。



・伊勢塚古墳



・一条氏館跡

<景観形成の対象>

- ・曾根丘陵に分布する大塚古墳、エモン塚古墳、鳥居原狐塚古墳、伊勢塚古墳、黒沢地区一帯に集積する遺跡、葛籠沢・舟久保・穴畑等の山間地に分布する縄文・弥生時代の集落遺跡等の歴史文化遺産
- ・甲斐源氏旧跡、一条氏館跡、市川陣屋跡、内藤備前の守墓等の史跡、押切刑場跡と青州堤等の甲斐源氏ゆかりの史跡群
- ・芦川溪谷第1～第3発電所等の近代化遺産

○やまなしの歴史文化公園

- ・[甲斐源氏の里]: 青州堤押切刑場跡、平塩の岡、旧河内路沿いの石かん、古城山の砦跡、四尾連湖周辺等
- ・[みたまの里]: 表門神社、大塚古墳群、一条氏館跡、薬王寺八ノ宮御座所、歌舞伎文化公園、芦川溪谷周辺等



・波場公園からの眺望

② 水文化を継承し、歴史文化が映し出された風情あるまちなみ景観をつくる

●旧街道・舟運で栄えた風格ある歴史文化のまちなみ景観を継承し育みます

- ・本町の中心市街地である市川地区中央部は、江戸時代に市川陣屋が置かれ、現在も江戸期の町割りや「ひや」と呼ばれる路地が残り、かつては紙漉に使われた水路網とともに往時の面影を色濃く残すまちなみ景観がみられます。
- ・また、旧街道や舟運により繁栄を誇った家並み、商家や洋館風建築物等の伝統的建造物、漆喰、なまこ壁の民家や土蔵、往時の繁栄を伝える近代化遺産等が数多く残され、かつての職人の技や暮らしぶりを垣間みることができます。
- ・このような歴史文化的景観は、一朝一夕に生まれたものではなく、地域独自の生活や慣習などにより、永い時間と市民の努力により育まれたものであり、市川三郷町の個性と風格を表象する景観として次代に継承していくことが重要です。
- ・市川地区中央部では、地域住民が主体となった「市川地区中央部まちづくり懇談会」が組織されており、歴史資源を活かしたまちなみづくりが進められていますが、こうした取り組みを継続するとともに、文化の蓄積が感じられる賑わいと風格あるまちなみ景観を育成します。
- ・特に、「ひや」と幾筋もの水路のせせらぎ、湧水や奥行きを感じさせる辻空間など、まちの歴史文化を楽しみながら人々が行き交う通りの修景づくりを進め、多くの景観要素や人々が寄り集まって醸し出される、往時の風情とたたずまいを彷彿とさせるまちなみ景観の再生と創出を図ります。



・旧二葉屋酒造店の建物

■風景づくり住民懇談会からの主な提案

- 七軒町や市川陣屋等の歴史的まちなみの保全
- 表彰制度の創設による歴史的建造物の保全と活用
- 身近な景観資源の活用（古道、塚・祠、社寺、住民公募による「川場町かるた」の市川地区版の作成）

<景観形成の対象>

- ・市川陣屋跡、市川教会、旧二葉屋酒造店舗兼住宅主屋等の文化財、市川手漉き和紙等の無形民俗文化財
- ・河内路（駿州往還）と富士川舟運の歴史のみちすじ、塚・祠・道祖神・石仏など
- ・歴史的建造物、土蔵・商家・洋館風建築物など往時の繁栄を伝える建造物
- ・酒屋・茶屋・旅籠・湯屋など商家が軒を連ね伝統産業の作業場や長屋が集積した江戸時代の町割りとまちなみ、ひや、水路網、辻空間など
- ・社寺、社寺林、大木・古木、屋敷林 など

●往時の繁栄を物語る歴史的建造物を維持・保全し、活用します

- ・市川陣屋の門や市川教会などの代表的な歴史的建造物については、重要な景観資源として周囲の環境も含めた保存を図るとともに、観光やまちづくりへの活用を図ります。
- ・また、その他の歴史文化的建造物については、その保全に努めるとともに、更新にあたっては、地域の風情あるたたずまいと調和するよう、「市川地区中央部住まいデザインノート」などを活用し、伝統的なまちなみ景観の継承に努めます。



・市川教会

<景観形成の対象>

- ・市川教会*1、旧二葉屋酒造店舗兼住宅主屋*2、市川陣屋跡・陣屋の門
- ・醤油屋であった近江屋、美しい土蔵造りの清水屋等の古い商家や昭和ロマンを感じさせる建造物、洋館風建築物など往時の繁栄を伝える歴史的建造物

注) *1 国登録文化財。明治30年建築の木造平屋建で、袴越屋根および切妻の玄関妻壁の意匠に特徴があり、壁は漆喰仕上げとなっています。

*2 国登録文化財。木造二階建で、二階は数寄屋風意匠の近代店舗建築です。

③ 歴史文化資源が息づく風景を顕在化し、活かす

●郷土景観に寄り添う社寺周辺の風景を守り、活かします

- ・社寺は、由緒ある建造物のみならず、大木や古木、鎮守の森を背負い、地域のランドマークとなっている山や山麓の里山も含めて、置かれている空間そのものに深い意味を持っており、古来より祭事等で人々が集まる地域の拠り所として、郷土の風景に寄り添いながら大切に守られてきました。
- ・地域の素朴な信仰心により守られてきたこれらの社寺の風景については、周辺の環境や景観も含め、地域の風景資産として保全・継承を図るとともに、その価値の顕在化を図り、ふるさとの散歩道づくりへの活用などを通じ、魅力の向上に努めます。



・表門神社

<景観形成の対象>

- ・県指定文化財の表門神社の石鳥居、薬王寺、光勝寺、大乘寺、本照寺、熊野神社、旧伊勢神明宮、蹴裂神社、宝寿院、浅間神社、子安神社等の由緒ある社寺(建造物、伽藍の配置、境内地、社寺林、参道等を含む)
- ・一宮浅間神社の樹齢300年を超えるアカマツ林、表門神社のコツバガヤ、薬王寺のオハツキイチョウ、流通寺のビヤクシン、熊野神社の大クヌギ、代官所のフジ、城山神社の双幹のケヤキなど

●往時をしのばせる歴史的道筋を景観づくりに活用します

- ・本町には、旧街道・古道や舟運などの歴史的道筋が残され、周辺には往時をしのばせるまちなみ、一里塚等の道標、道祖神・庚申塔などの石碑などが点在し、歴史文化資源も数多く分布しています。
- ・これらは、町の成り立ちや道にまつわる歴史文化を知り得る潜在的な景観資源であり、かつて、人やモノ、文化が行き交った風景を追体験することができる貴重な風景資産でもあります。
- ・そのため、道筋や沿道の歴史文化的景観資源の保全と、集落の成り立ちや特性に即した修景などによる顕在化に努めます。また、道筋のルート再現、統一したサイン類の設置、建築物・工作物や開発等に対する適切な規制・誘導、特色ある緑化、休憩スポットや眺望場所の整備を図ります。
- ・さらに、周知・PRの充実に努め、風景を通じて往時の息吹や歴史文化を感じ取ることのできる周遊ルートとして活用できるよう、魅力づくりを図ります。



・旧街道のまちなみ

<景観形成の対象>

○旧街道・古道

- ・河内路(駿州往還)*1、中道往還の脇往還*2

○富士川舟運*3

- ・富士川、笛吹川、黒沢河岸跡、鴨狩津向*4

注) *1 甲府から駿河に至る富士川沿いの古道で、道筋の宿場であった市川には陣屋が置かれ、河内・巨摩・八代郡を支配する行政の中心地となりました。

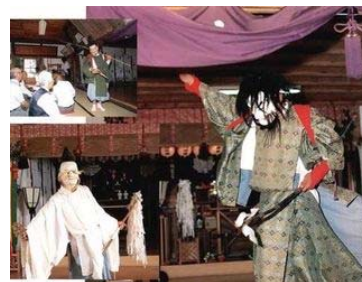
*2 芦川溪谷を経て中道往還へ至る脇往還で、三珠地域地藏堂集落付近に脇往還の石畳が残っています。

*3 駿州から甲州一円、信州松本に至る御回米等の物流を担っていました。その要衝として、鯉沢・黒沢・青柳に河岸が置かれました。

*4 六郷地域の鴨狩津向は、富士川を横切り対岸へ渡る小さな渡船が戦後まで活躍していました。六郷の里つむぎの湯の「つむぎ」とは「津の向こう」という意味で、舟運の記憶と地名が名称の由来となっています。

●地域に息づく身近な歴史文化資源を顕在化し、活かします

- 本町は身近な歴史文化資源も多く、山田の神楽獅子や子安神社の神楽などは無形民俗文化財として地域に受け継がれています。また、土地の記憶や由来に結びつく地名や、富士山世界文化遺産の文化的価値のひとつでもある富士山信仰の文化資産、多くの人材を輩出してきた甲斐源氏の紋章を校章とする県立市川高校なども、将来に受け継ぐ大切な歴史文化資源といえます。
- これらのひとつひとつはあまり知られていないものもありますが、それぞれが地域の成り立ちや歴史の現われであり、今日の地域景観を成立させている重要な景観資源です。
- そのため、地域のアイデンティティを紐解く大切な景観資源として、身近な歴史文化資源の掘り起こしと顕在化、場所性を踏まえた修景、ふるさとの散歩道づくりへの活用などにより魅力を高めるとともに、大切に次代へと継承していきます。
- また、NPO 法人との協働による「わがまち再発見ツアー」の開催など、風景体験に関わる取り組みを進めていますが、これらの充実を図るとともに、パンフレットの作成や語り部などの人材育成、文化協会や教育委員会等との連携による地域文化研究の奨励、学校教育等における地域を学ぶ機会づくりなど、身近な歴史文化を見直し、継承する取り組みの充実に努めます。



・浅間神社太々神楽

<景観形成の対象>

- ・市川手漉和紙、市川紙づくり唄、山田の神楽獅子、子安神社神楽、浅間神社・表門神社・宮原浅間神社の太々神楽等の無形民俗文化財、印石、延命石、地藏石仏、印沢いぼ地藏等の地域資源、
- ・社寺、社寺林、塚・祠、道祖神、石仏、地藏、馬頭観音など
- ・古民家、蔵、土塀、石積み、屋敷林、大木・古木、水路、堰、湧水、古くからの身近な小径
- ・その他の歴史文化資源(句碑・歌碑、伝統行事・祭事、平塩地区正の木稻荷神社に残る富士山信仰の石碑群や富士講等の信仰、「山の先生(丹沢正作)」や文人ゆかりの地、昔からの地名、学校校歌) など

④ 伝統技術と地域の生業を伝える風景を継承する

- 「文化的景観」とは、地域における人々の生活や生業および地域の風土により形成された景観で、棚田や里山の景観など、人と自然との関わりの中で創り上げられた景観のことです。
- 豊かな水が育んだ和紙や書、信玄時代の烽火が始まりといわれる花火、山峡の暮らしの知恵が育んだ印章技術などが、本町を特徴づける「和紙」「花火」「印章」という伝統産業として今なお受け継がれています。
- これらは、地域の生業や営みが育んだ「まちの記憶」を伝える貴重な文化的景観といえます。こうした文化的景観は、本町の貴重な財産として今後も継承していくことが重要です。
- そのため、伝統産業の歴史文化的価値を再認識し、保全・継承を図るとともに、観光や景観まちづくりなど多様な場面での活用と積極的な情報発信・PRに取り組みます。また、人材育成や伝統産業に触れる機会の充実といった啓発活動に努めます。



<景観形成の対象>

- ・市川和紙*1、神明の花火*2、印章*3
- ・伝統技術や文化の啓発・発信拠点となる花火資料館、印章資料館、大門碑林公園、歌舞伎文化公園 など

注) *1 千年の歴史と伝統を誇る和紙と紙漉ぎの伝統技術をもつものです。

*2 武田氏の狼煙から始まったとされ、江戸時代には日本三大花火に数えられた市川の花火で、一度途絶えましたが、平成元年に山梨県随一の規模の「神明の花火大会」としてよみがえりました。

*3 六郷地域では、明治時代の水晶加工技術の振興とともに、その技術が印章篆刻へと受け継がれました。卓越した技術とその歴史から、六郷地域の印章は山梨県を代表する伝統工芸品として定着しました。

(4) のっぴいが育む豊かな農と里山、農村の風景づくり

本町の農村景観は、河川沿いの平坦地では広がりのある田園景観、丘陵地では野菜畑や樹園景観として、中山間地にあっては山里と一体となった果樹園や畑、棚田の景観として、それぞれに特色のある郷土景観を形成しています。

本町には「のっぴい」という、キメの細かい肥沃な土壌をさす独自の言葉があります。この言葉に表されるように、風土に適した地域のきめ細やかな景観形成を進める上では、その風景を育ててきた地域の営みや暮らしぶりという豊かな土壌づくりが大切です。

そのため、生業としての「農」の保全と継続を基調として、先人より受け継がれてきた豊かで美しい農と里山の風景を守り、活かす風景づくりを進めます。

① のっぴいが育んだ農の風景を守り、活かす

● のっぴいの豊かな優良農地と田園景観を守ります

- ・農地は、暮らしを支える農業生産の場であると同時に、春の田植えや桃の花、秋の黄金色の稲穂など、作物や季節などにより異なる表情をみせて、私たちの生活に潤いをもたらしてくれる貴重な景観資源でもあります。
- ・また、環境保全機能や防災機能を担い、身近な緑として町民や来訪者に親しまれる貴重なオープンスペースともなっています。
- ・河川沿いの平坦地や緩やかな扇状地には「大塚田んぼ」やのっぴいが育んだ畑など優良農地が広がり、町内随一の農業地帯となっています。ふるさとの風景の大きな要素となっている美しい田園景観や樹園景観、集落景観は、将来の子孫に継承すべき町民共通の風景資産です。
- ・そのため、「農業振興地域整備計画」に基づく優良農地の保全と農業基盤整備を推進し、農地、河川、水路などの適切な維持管理に努めます。また、遊休農地の有効活用、農業担い手の育成、市川三郷町ブランドの確立による産地競争力の強化や観光農業の振興等による活性化の促進など、町全体で農業と農地を守る取り組みを進めていきます。
- ・さらに、農用地周辺の屋敷林や樹林等の適正管理、野立て看板や工作物、廃屋等の適切な誘導を図り、美しい農の風景の維持・保全に努めます。
- ・その他、深刻化する鳥獣害対策を促進するとともに、低農薬化や無化学肥料有機栽培、家畜排泄物対策、農業廃棄物のリサイクル、バイオマスの活用など、環境保全型農業を促進します。



・三珠地域の水田地帯

<景観形成の対象>

- ・大塚、上野、市川、高田、岩間、宮原地区などに広がる優良農地
- ・丘陵地や中山間地に点在する農地

● 遊休農地の有効活用を進めます

- ・本町では、農地バンク制度や景観緑地（花畑）などの遊休農地の再生に向けた事業を始めとして、雑草繁茂の防止などの取り組みを進めています。
- ・今後も増加が懸念される遊休農地については、農業の担い手育成や農業法人化などの農業施策に加え、景観形成の視点からも、観光農園や体験農園、クラインガルテン（滞在型市民農園）、景観緑地づくりや景観植物の植栽、景観



・遊休農地が増加している斜面地の農地

に配慮した輪作など、多面的な活用について検討を進め、有効活用を図ります。

■ 風景づくり住民懇談会からの主な提案

- 耕作が困難な傾斜地の農地を山に戻す仕組みづくり
- 「ゆるい農地バンク」の仕組みづくり（レンタル農地、サポート付農園等）
- 鳥獣害への対策（景観に配慮したフェンス・電柵の工夫等）

② 郷土の里山と美しい農村景観を守り、活かす

●郷土の美しい里山景観を守り、再生します

- ・暮らしと密接に関わり、集落地や農地と一体となってその地域独特の農山村景観を形成してきた里山は、ふるさとの原風景として重要な景観要素であり、今日的な新たな価値をもう一度みつめ直し、再生に向けた取り組みを進める必要があります。
- ・宮原地区などにおいては、地域住民が主体となった里山の保全や里山を介した交流活動が行われています。
- ・今後も、「市川三郷町森林整備計画」に基づく森林の保全と適正な維持管理を推進するとともに、町民参加による里山の手入れや地域の森林環境に即した植樹の促進、環境保全対策、不法投棄対策の強化、里山ツーリズムなどの体験や環境教育の充実など、地域ぐるみによる維持・保全活動を展開し、美しい里山景観の保全と再生を図ります。



・春の里山と農地

■風景づくり住民懇談会からの主な提案

- 山の先生（丹沢正作）生家周辺の里山の保全と活用
- 身近な庭づくり、記念樹の配布
- 里山ツーリズムの展開（里山体験や援農＋宿泊（キャンプ場）＋温泉の連携）

<景観形成の対象>

- ・三珠地域や市川地域の市街地後背の斜面樹林と里山
- ・芦川の谷筋、六郷地域の山麓や丘陵地、河川・沢筋などに広く分布する里山 など

●ふるさとの原風景を支える特徴的な集落景観を維持し、魅力の向上に努めます

- ・本町の集落地は、古くから形成されたものが多く、山の辺の微高地、丘陵地、中山間地の緩傾斜地など、いずれも周囲の里山や農地等と一体となった特色ある集落景観がみられます。
- ・特に、六郷地域では、山の辺を中心に古くからの集落が点在し、「おかぶと造り」と呼ばれる養蚕農家の意匠を残す民家もみられます。また、網倉集落は、複雑な地形条件の中で、民家と農地が寄り添うように立地している独特な山間集落景観をみせています。
- ・芦川沿いの谷筋や中山間地域では、山懷に抱かれた素朴でどかな古くからの集落景観がみられますが、これらの集落地では、人口減少、高齢化等による過疎化が懸念されています。
- ・古くからの伝統的な集落景観は、永い暮らしの営みの中で形成されてきた地域の財産であり、ふるさとの原風景とも言えるものです。
- ・そのため、地域では当たり前すぎて見逃しがちなこの景観的な価値を再認識するとともに、伝統的様式の民家や蔵、これらで構成される集落の家並み、周辺の農地や里山、小川や水路など、集落景観を特徴づけている景観資源の維持・保全に努めます。
- ・また、それぞれの集落がもつ独特の趣を損なわないよう、建築物や工作物等の適切な規制・誘導を図り、周辺の自然や里山の景観、歴史的風致と調和する集落景観の魅力の向上を図ります。
- ・過疎化が懸念される集落地については、「定住および二地域居住促進制度」の活用、空き家の古民家宿泊や民家体験への活用、田舎暮らしや里山ツーリズムの促進、地域資源を活用したソーシャルビジネスやコミュニティビジネスの創出、新旧町民を巻き込んだ風景を支えるコミュニティの再構築など、地域住民の意向を踏まえながら過疎対策を促進していきます。



・網倉の集落景観

< 景観形成の対象 >

- ・芦川沿いの谷筋に点在する集落
- ・六郷地域や市川地域の中山間地域に点在する集落
- ・地形に沿う小径や集落の配置、農地、棚田、後背の里山や樹林地、小川や水路、湧水
- ・集落地内の景観資源(おかぶと造りの形態を残す古民家、蔵、石積み、屋敷林、大木・古木、社寺、鎮守の森、塚・祠、石仏、道祖神、民俗芸能、伝統行事・祭り等)
- ・集落の家並み(建物の高さや色彩、垣柵の構造、緑化等)など

■ 風景づくり住民懇談会からの主な提案

- 空き家・廃屋を活用した地域のシルバーハウジング活用
- 「空き農地・空き農家情報バンク制度」の検討

③ 四季を通した農の交流を育む

- ・三珠地域は、豊かな土壌と立地を活かし、「甘々娘」に代表されるトウモロコシや「大塚にんじん」等を市川三郷ブランドとして確立し、収穫祭や農業体験、地産地消の取り組みなど、新たな観光農業、グリーンツーリズムの先進地となっています。
- ・また、金川曽根広域農道沿道では、桜やぼたんの植栽が進められ、周辺の公園やレクリエーション施設とともに、四季折々に町民や来訪者を楽しませる風物詩となっています。
- ・本町では、農業収穫体験や体験型農業、グリーンツーリズム、ツアーやイベントの開催、滞在型農園や市民農園(クラインガルテン)の取り組みなど、農を介した交流に向けた多様な取り組みを進めています。今後も、この取り組みの充実と普及に努めるとともに、町民と来訪者等の交流の場となる農産物直売所の拡充、地産地消の促進、さらに、四季を通した農の豊かさを活用し、遊休農地や水路等を活用した環境教育、農と里山を巡るフットパスづくりなど、都市と農村の交流を深め、地域づくりや観光振興につながる、地域が元気になる取り組みを推進します。



・大塚にんじん収穫祭



・甘々娘収穫祭

■ 風景づくり住民懇談会からの主な提案

- アトラクション型農業の展開(四季を通した農作業をアトラクション的に楽しむ農を介した交流づくり)
- 環境教育・体験活用(田んぼの学校、メダカの学校等)



・広域農道沿いの桜

（５）住む人が心地よい、地域の個性が協奏する暮らしの風景づくり

本計画では、「風景の背後にある暮らしぶりを地域らしさとして活かすこと」を景観形成の目標のひとつにしています。

地域の暮らしぶりが反映された美しい景観は、暮らしている住民に心地よさや安らぎのある住環境を与えるものであり、住み手の誇りや愛着を育む源泉となるものです。

本町には、そうした地域の暮らしぶりが反映された美しい景観が地域の個性として魅力を放っているところをいくつもみることができます。市川三郷町らしさとは、こうした地域の個性の総体であることから、それぞれの地域の個性が協奏しい町全体の風景として映えるよう、地域の個性を尊重しながら、誰もが心地よさを感じる暮らしの風景づくりを進めます。

① 風格と魅力をそなえたまちの顔となる景観をつくる

●個性と風格ある中心市街地(市川地区中央部)のまちなみ景観を創出します

- 市川地区中央部は、本町で最も古くから形成された市街地であり、中央通り、南線、北線と呼ばれる東西3本の道路を骨格として、江戸時代から続く「ひや」と呼ばれる路地や水路が地域を縦横に走り、繁栄の歴史や往時の面影を残すまちなみ景観がみられます。
- これまでも、街なみ環境整備事業や市川地区中央部まちづくり推進計画に基づくまちづくりを推進するとともに、地域住民が主体となったまちづくり懇談会等の活動や、その成果である「市川地区中央部まちづくり協定」により、身近な景観資源を活用したまちかどスポット、中央通り、水路沿いの修景整備などに取り組んできました。
- 市川地区中央部の景観形成を推進することは、まちの顔として市川三郷町全体の印象を高めるとともに、景観形成の効果的かつ先導的役割を果たすこととなります。そのため、防災への対応も検討しつつ、趣のあるひやと水路の生活空間の継承と活用、景観阻害要因の改善などにより、歴史文化が風景として心地よく語りかけてくれるような、個性と風格ある市街地景観の創出を図ります。
- また、「市川地区中央部住まいのデザインノート」を活用し、伝統的な建築物や社寺・史跡、身近な潜在的資源の顕在化とまちなみ景観づくりへの活用、サインの設置と統合・整理、特色あるまちなみ緑化、空き家や空地を活用した賑わいスポットやオープンスペースの確保など、市川地区中央部らしい文化の薫るまちなみ景観の形成と魅力づくりに取り組みます。
- 特に、密集した木造建物や狭あい道路等の改善に努めるとともに、まちなみ景観に配慮したまちなみ駐車場の整備の検討、東西3線の道路の修景整備、歩車共存の道路づくりの検討、電線類の地中化、街路灯の整備、屋外広告物の適正な規制・誘導、さらに、ユニバーサルデザインの視点も踏まえた水路や小径、まちかどスポットを活用したまちなみフットパスづくりなどにより、まちの顔にふさわしい、多くの人々に親しまれる、市街地景観の創出に努めます。



・市川地区中央部のまちなみ

<景観形成の対象>

- 中心市街地(市川地区中央部)周辺
- 中央通り((都)市川本通り線)、南線((都)本町芦川線)、北線((都)大門桃林線)、(都)役場前線、(都)高等学校前線、(都)西条高田線、(都)市川本町駅前線など
- まちなみの景観資源(市川陣屋跡、市川教会等の史跡、ひや、小径、水路、社寺、特徴的な建物、蔵、屋敷林、大木・古木、塚・祠、石仏、道祖神等)

■風景づくり住民懇談会からの主な提案

- 暮らしの道とひやの活用（ひや側の塀や側溝グレーチングの改善、水路の開渠化）
- 眺望に配慮した美しいまちなみ景観づくり（垣根の高さ、色彩の配慮等）
- 歩いて楽しむまちなみ景観づくり（車の道と散策路の分離、わかりやすい案内標識・サイン整備、散策ガイドマップの作成）
- まちなみ景観の改善（中央通りの修景整備、狭あい道路、建て替え困難な密集住宅地、老朽家屋、空き店舗、看板類、街灯等の改善）

●多様な表情を持つ主要な拠点の景観づくりを進めます

- ・町や地域のシンボルとなる多様な拠点は、都市活動を支える重要な役割を担うとともに、景観形成の先導役ともなります。各拠点については、地域特性を活かした統一感やまとまりを保ちつつ、それぞれに個性と魅力ある表情豊かな景観形成を図ることが重要です。
- ・市川地区中央部ににぎわい景観拠点周辺は、本町の中心市街地として、道路など公共空間の景観整備、建築物や工作物、屋外広告物やまちなみ景観の適正な規制・誘導、緑化の推進、景観阻害要因の改善等を図り、まちの顔としての風格と賑わいある景観形成を図ります。
- ・庁舎周辺等の暮らしの景観拠点や主要な観光交流景観拠点、歴史文化景観拠点については、地域に密着した暮らしと文化活動、レクリエーション活動等の拠点として、必要に応じて道路等の公共空間の景観整備、屋外広告物やまちなみ景観の適切な規制・誘導、特色ある緑化、景観阻害要因の改善等を図り、地域の中で多くの人の意識が集まる場にふさわしい個性と魅力ある拠点景観の形成に努めます。



・六郷の里つむぎの湯

<景観形成の対象>

- にぎわい景観拠点：市川地区中央部周辺
- 暮らしの景観拠点：高田地区、黒沢地区、上野地区、岩間地区の古くから暮らしの中心となっている景観
- 観光交流景観拠点：県立四尾連湖自然公園、芦川溪谷、市川公園、大門碑林公園、歌舞伎文化公園、波場公園、富士見ふれあいの森公園、みはらしの丘・みたまの湯周辺、六郷の里つむぎの湯周辺、寺所さくらの里周辺、(仮)六郷 IC 周辺等
- 歴史文化景観拠点：平塩の岡周辺、甲斐源氏旧趾、市川陣屋跡

●農山村の風景と調和する(仮)六郷 IC 周辺の景観を誘導します

- ・中部横断自動車道は町の南西部を通り、平成 28 年度に、(仮称)六郷 IC の開設が予定されています。六郷 IC の整備予定地周辺は、山並みを背景とした田園景観が広がり、ホテルの生息する葛筆沢川、カタクリやミスミソウが自生する里山、山の辺にまとまった集落地など、自然景観と一体化した穏やかな風景をみせています。
- ・(仮称)六郷 IC の整備は地域振興につながることを期待される一方、周辺の自然や集落の環境、景観への影響も懸念されています。
- ・地域の景観を守り、育成する視点から、土木構造物の周辺景観への配慮、緑化による修景、サイン類の適切な規制・誘導など、景観への影響をできるだけ緩和した整備を図るとともに、豊かな自然景観や農山村景観との調和に努めるよう、関係機関とも調整や要請を行っていきます。



・水田が広がる(仮称)六郷 IC 整備予定地

<景観形成の対象>

- ・中部横断自動車道、(仮称)六郷 IC 周辺
- ・アクセス道路やその周辺 など

■風景づくり住民懇談会からの主な提案

- (仮称)六郷 IC 周辺の景観誘導（巨大な土木構造物整備による地域景観分断への配慮、道路擁壁・法面の緑化などの修景整備）

② 地域景観と共生する、市川三郷町らしい個性が息づくまちなみ景観をつくる

●住宅地のまちなみ景観づくりを進めます

- 市川地区、高田地区、上野地区などの既存市街地は、古くからの暮らしぶりが色濃く残るまちなみ景観をみせています。一方、高田地区周辺や中心市街地近郊では宅地化が進行し、計画的に公営住宅を整備するなど古くからのまちなみ景観が変容しつつあります。
- 本町では、市街地における生け垣設置と狭あい道路拡幅整備に関する助成を行っています。一方、密集した住宅地など住環境の改善や良好なまちなみ景観の形成にあたっては、一定のルールを設けることも必要であり、地域住民との協働により、その検討を行っていきます。また、建物更新時の景観に配慮した建築物や工作物等の誘導、生け垣等の前庭緑化、景観を阻害する要因の改善などに取り組みます。
- 鰯沢口駅周辺の土地区画整理事業による新たな住宅地整備については、地区計画や建築協定、緑化協定等の検討を進めるとともに、潤いある河川景観、田園景観、背景となる山並みなど、豊かな自然景観と調和したゆとりや統一感のある新たな住宅地景観の創出を図ります。
- 国道 140 号周辺など、市街地周辺や郊外において農地の中に分散的な宅地化が進行している地域については、計画的な土地利用に基づき、無秩序な宅地化の抑制や適切な開発コントロール、緑化等により、田園景観と調和する秩序あるまちなみ景観の誘導を図ります。



・(主) 甲府市川三郷線沿道のまちなみ景観 (市川地区)

<景観形成の対象>

- 市川地区、高田地区、黒沢地区、大塚地区、上野地区、岩間地区の住宅市街地
- 計画的に整備された富士見団地、山王土地区画整理事業地
- 中心市街地外縁部や国道 140 号周辺等の農地と宅地が混在する住宅地 など

■風景づくり住民懇談会からの主な提案

- 町独自の景観条例など最低限のルールづくり
- 無秩序な郊外の開発抑制とまちなみ景観の改善 (電線・電柱、看板等の屋外広告物、照明等)

●自然地形に即した中山間地域等の集落地景観を守り・継承します。

- 本町には、芦川の谷筋や六郷地域等の街道筋に昔ながらの面影を残す集落地や、中山間地域の複雑な地形のひだに寄り添うように点在する、ふるさとの原風景ともいえる山間集落地の景観がみられます。
- これらの特色ある集落地については、永い暮らしの営みにより形成されたまちなみの特色や雰囲気、秩序感などを損なわないよう、伝統的な民家や蔵、石積み等の建造物、背景の里山や鎮守の森、水路、大木・古木、道祖神や祠等の景観資源、家並みなどが調和した集落景観を守るとともに、魅力の向上に努めます。また、都市計画等とも連携し、乱開発を抑制し、郷土を象徴する集落景観の維持・保全に努めます。
- 中山間地域の集落地・農地については、地域のルールに基づき、屋敷林や小川、水路の保全、眺望や周辺景観に配慮した建築物や工作物の誘導、地域にふさわしい緑化を促進するとともに、地域固有の景観資源を発掘しながら活用し、集落地と農地、里山などが一体となった穏やかなたたずまいの集落地景観の形成を図ります。



・山保地区清水集落の家並み

<景観形成の対象>

- 古道や旧街道沿いの古くからの集落地、芦川溪谷の谷地形に沿って点在する集落地
- 中山間地域の地形のひだに沿って点在する集落地 (帯那、清水、藤田、網倉、葛籠沢、宮原、寺所等)
- おかぶと造りなど伝統的な意匠を残す古民家 など

●既存商店街のまちなみ景観づくりを進めます

- ・日常的に多くの人が行き交う商店街などは、交流や活力ある景観がみられる代表的な場であり、まちの顔ともなるところです。それだけに、住民人にとっても、訪れる人にとっても親しみのある快適な空間や景観を提供することが求められます。



・中央通り商店街

- ・市川地区中央部の中心商店街は、これまで地域住民による散策マップや、空き店舗を活用したまちづくり活動の拠点づくりなど、地域の活性化に向けた取り組みが進められてきました。こうした活動を今後も継続し、中心市街地活性化方策と連携した道路などの公共空間の景観整備、空地や空き店舗の有効活用、沿道建物の適切な規制・誘導、サイン類の設置と統合・整備、緑化の推進、広告・看板類の整序、特色あるイベントの開催などにより、まちなみの魅力向上とあわせた、快適で賑わいある景観形成を図ります。
- ・また、暮らしに身近な地域の既存商店街については、空き店舗や空地等の有効活用、沿道景観に配慮した駐車場の確保、地域の伝統産業や生業をデザイン化した修景、サイン類の整備、屋外広告物や沿道景観の適正な規制・誘導により、地域景観と調和しながらも、地域ならではの心もてなしの心がまちなみ景観から感じられるような、身近な商店街の景観形成に努めます。

<景観形成の対象>

- ・市川地区中央部の中央通り商店街
- ・上野地区、JR 鯉沢口駅付近や黒沢地区、岩間地区などの既存商店街 など

●幹線道路沿道のまちなみ景観づくりを進めます

- ・まちなみ景観が変貌あるいはそのポテンシャルが高まりつつある幹線道路沿道については、都市計画との連携により開発行為等の適正な規制・誘導を図るとともに、一定のルールに基づく建築物・工作物、屋外広告物の適切な規制・誘導、沿道の壁面後退、緑化の推進などにより、周辺景観とも調和した、快適でゆとりの感じられる沿道景観の形成を図ります。



・(都) 籠鼻川浦線からの眺望

- ・また、開けた農地や眺望が展開する区間においては、本町の特徴である盆地や山並みの眺望景観を損なわないよう十分配慮します。

<景観形成の対象>

- ・国道 140 号、(都) 役場前線、(都) 籠鼻川浦線、(主) 甲府市川三郷線、(主) 市川三郷富士川線の沿道 など
- ・近隣市町と隣接する橋梁周辺 など

●工業地景観の修景を図ります

- ・工業地周辺では、計画的に道路や緑地が配置され、概ね整然とした景観が形成されています。しかし、工場等は大規模な建造物が多く、場所によっては眺望の阻害や圧迫感を感じさせるなど、町の印象や景観に大きな影響を及ぼすため、緩衝緑地や公共空地の確保などによる周辺景観への配慮が必要です。



・大塚工業団地

- ・そのため、建築物や工作物の適切な規制・誘導、潤いあるオープンスペースの確保、沿道部の修景、眺望への配慮、緑化の促進などにより、地域の環境や景観と調和した潤いと整序感のある産業景観の形成を図ります。

<景観形成の対象>

- ・大塚工業団地
- ・笛吹川、芦川等の河川周辺の工業地、住宅地周辺の工業地、国道 140 号等の幹線道路沿道の工業地 など

③ まちの玄関口となる駅や道路周辺の景観の魅力を高める

●まちの玄関口となる駅と鉄道に沿う風景の魅力を高めます

- ・本町は JR 身延線の鉄道駅が7駅もあります。JR身延線はローカル線の素朴な魅力を持ち、車窓からの眺めは、甲府盆地から山峡の富士川沿いへと展開する多彩な風景を楽しむことができます。
- ・甲斐上野駅、市川大門駅、市川本町駅、甲斐岩間駅等は、特徴あるデザインの駅舎や修景整備がなされ、その他の駅でも、ローカル線ならではの素朴で味わい深い駅の風景をみることができます。
- ・市川大門駅と市川本町駅周辺については、市川地区中央部の歴史文化の風情あるまちなみや後背の山並みと調和する駅前空間の修景や、駅からまちなかへ誘導する散策路づくり、特色ある緑化、幹線道路からのアクセス強化など、まちの玄関口にふさわしい上質な景観整備を図ります。
- ・その他の駅についても、ローカル線の魅力を活かし、景観資源を活用した地域の個性を印象づける修景整備とともに、アクセス道路や駐車場整備、休憩・案内スポット、トイレ、サイン整備など、地域の玄関口として素朴で地域らしさが感じられる景観の形成と魅力の向上に努めます。
- ・また、車窓から望む良好なシークエンス景観や眺望景観に配慮し、屋外広告物や標識等の適正な規制・誘導と沿線のまちなみ景観の誘導、桜並木や鎮守の森等の活用、緑の維持管理などに努め、鉄道の車窓からみる本町の景観の魅力を向上し、町のイメージアップを図ります。

<景観形成の対象>

- ・JR 身延線沿線
- ・甲斐上野駅、芦川駅、市川本町駅、市川大門駅、鵜沢口駅、落居駅、甲斐岩間駅周辺

■風景づくり住民懇談会からの主な提案

- 身延線沿線の風景やまちなみと調和した7つの駅の風景づくり
- 甲斐上野駅、市川本町駅、市川大門駅、甲斐岩間駅の桜の活用、芦川駅のお文殊さんの森の活用

●多様な風景が展開する道路景観の魅力を高めます

- ・道路は、日常的に多くの人が行き交い、地域景観を眺める最大の視点場です。また、移動する車内からは次々と変化するシークエンス景観を楽しむことができます。
- ・この点に留意し、主要な道路の周辺については、建造物、緑、屋外広告物等に対する適正な規制・誘導を図り、眺望景観の確保に努めます。
- ・多くの町民や観光客等が利用し、主要な観光ルートや地域の骨格となっている道路については、「景観重要公共施設」への位置づけを検討し、地域特性に応じた道路の修景整備、眺望景観やシークエンス景観への配慮、サイン類の設置と統合・整理、周辺景観と調和する防護柵等の道路付属施設の整備、道路緑化などにより、良好な風景を体感できる視点場としての魅力向上に努めます。



・金川曾根広域農道

<景観形成の対象>

○にぎわい景観軸

- ・古くからのまちなみ景観が展開する(都)役場前線、(都)市川本町駅前線、中央通り、南線、北線
- ・既存商店の集積が高い市川地区中央部周辺、上野地区周辺、岩間地区周辺の(主)甲府市川三郷線、(主)市川三郷富士川線、(主)市川三郷身延線、県道甲斐岩間(停)西島線 など

○ふるさと交流景観軸

- ・眺望に優れた広域的な農道で観光道路でもある金川曾根広域農道
- ・芦川溪谷に沿う観光ルートである(主)笛吹市川三郷線
- ・四尾連湖と中心市街地を結ぶ県道四尾連湖公園線
- ・田園地域から山間地域を鉄道と並行する(主)市川三郷身延線

○まちなみ景観軸

- ・沿道に開けた田園景観が展開する国道140号、(主)甲府市川三郷線、大門バイパス など

■風景づくり住民懇談会からの主な提案

- 東西のまちの出入口、河川土手への草木によるサイン整備（「ようこそ市川三郷町！」）、ボランティアによる植栽と維持管理
- 金川首根広域農道（桜並木とぼたん）、（主）笛吹市川三郷線（芦川溪谷の紅葉とミスミソウ）の活用、芦川溪谷出入口案内板の改善、田園を走る大門バイパスの良好な風景の活用

④ 風景になじむ公園や施設の景観をつくる

●公共建築物の景観を向上します

- ・身近に利用され親しまれている公共建築物は、地域景観を印象づける大きな要素であり、目印となっていることも少なくありません。それだけに、景観に及ぼす影響は大きなものがあります。
- ・このため、公共施設デザインの手引きとなる「（仮称）市川三郷町公共施設デザインガイドライン」を作成し、周辺景観と調和した施設整備、緑化の推進、眺望への配慮など、地域景観の先導役として、積極的な景観の向上を図ります。
- ・また、代表的な公共建築物については、町の歴史文化が感じられる質の高い意匠・デザイン、緑化の推進、オープンスペースの確保などを図り、先導的な景観形成を推進します。

<景観形成の対象>

- ・庁舎、公民館、小・中学校、福祉施設、病院等の身近な公共施設
- ・文化交流施設（歌舞伎文化公園（文化資料館、ふるさと会館）、大門碑林公園、ひらしお源氏の館、印章資料館（地場産業会館）、花火資料館）
- ・観光レクリエーション施設（みはらしの丘・みたまの湯、六郷の里つむぎの湯、農産物直売所等） など

●身近な道路や公園等の景観を向上します

- ・身近な公園・広場等については、地域住民の憩いの場、レクリエーションの場、また、地域のランドマークとして、良好な眺望の確保や周辺景観に配慮した施設整備を図るとともに、地域住民に親しまれるよう、町民参加による緑化や緑の維持管理、美化活動等に取り組み、景観の向上に努めます。
- ・身近な道路については、安全な歩行空間の確保、沿道景観や看板・屋外広告物等の適切な規制・誘導、沿道の景観資源の活用による修景に努めるとともに、地域の町民参加による美化活動などを促進します。
- ・また、公共サインについては、町として統一した考え方に基づき、計画的な整備を図るため、「新町サイン整備計画」の見直しを行い、機能やシステムを十分に検討したうえで、市川三郷町らしさや地域特性を表象する、個性と統一感あるサイン整備を図ります。

<景観形成の対象>

- ・身近な公園、緑地、広場、スポーツ広場、オープンスペース
- ・市街地や集落地の主要な生活道路、暮らしの小径、地域の観光・散策ルートとなる道路や散策路 など



・歌舞伎文化公園

■風景づくり住民懇談会からの主な提案

- 公共施設の「デザインガイドライン」づくり



・平塩の岡に建つ大門碑林公園

■風景づくり住民懇談会からの主な提案

- 地域の風景に馴染む公園周辺の景観誘導（大門碑林公園など既存公園の利活用の再検討、身近な公園づくり、公園や緑の維持管理）
- 歩道のバリアフリー整備など歩きやすい歩行者のみちづくり

●大規模な土木構造物、工作物の景観を向上します

- ・大規模な擁壁や構造物等は、環境や景観に大きな影響を与えることから、整備にあたっては十分な配慮が必要です。
- ・そのため、公共施設の整備にあたっては「(仮称)市川三郷町公共施設デザインガイドライン」に基づき、周辺景観や眺望景観に配慮した景観形成を先導する施設整備を図るとともに、民間の開発行為等においては、本計画における「建築物等に関する行為の制限」に基づき、地形、自然、まちなみ、眺望等に配慮した、周辺景観と調和する施設整備となるよう適切な景観誘導を図ります。
- ・また、町の北西境界部を笛吹川、富士川に縁どられた本町では、橋梁は、まちの出入口であるとともに、地域のランドマークとなっています。そのため、改修や補修等にあたっては、周辺景観と調和する形式・形態、高欄や親柱のデザイン、色彩の配慮、橋詰広場や眺望スペースの整備、水辺と調和する照明やサイン整備など、まちの出入口、ランドマークにふさわしい橋梁景観の創出に努めます。
- ・鉄塔、貯水タンク、大規模なソーラーパネル等の工作物も景観への影響は大きく、場所によっては十分な景観的配慮が必要となります。このため、設置位置や高さ、形態、デザイン、色彩等を事業者と協議し、周辺景観に配慮した整備に努めます。
- ・景観形成推進ゾーンなどの景観上重要な場所における構造物や工作物の築造に際しては、特に景観への配慮を重視した工法、形態、色彩を検討します。
- ・中部横断自動車道(仮称)六郷IC整備にあたっては、高架構造物や盛土等の大規模な施設整備により、地域環境や景観への影響が懸念されていることから、景観への影響をできるだけ緩和する手法を取り入れ、地域景観との調和に努めるよう、関係各機関との調整や要請を図っていきます。



・景観的な配慮が求められる携帯アンテナ塔

<景観形成の対象>

- ・中部横断自動車道、(仮称)六郷ICの構造物や路体、擁壁・法枠等の構造物、法面、橋梁、トンネル、護岸等の河川構造物、堰堤・流路施設等の治山のための構造物
- ・鉄塔、送電線、電柱、貯水タンク、排水機場
- ・防護柵等の身近な工作物 など



・農山村景観になじむ石積み擁壁



・縦方向のフレームを強調した法枠



・自然景観に配慮した疑木の電柱



・エイジングによる自然な緑化



・多自然型護岸

(6) 交流や結びつきを深め、まちが元気になる風景づくり

景観の評価は、目に映る風景の良し悪しだけではなく、その地ならではの風や香を含めた雰囲気、季節感やおもてなし感など、五感を通じて感じるもの全てが影響しています。そこには地域の営み・住まい方といった暮らしの作法も反映されており、その総体として景観が評価されているものです。

そのため、日々の暮らしを通じて、身近な資源をみなおし、これを磨いたり効果的に外へ発信することが、景観の評価、町の評価を高めていくことにつながります。

本町では既にたくさんの人々が、身近なところから風景を慈しみ育む活動を進めています。地域に大切に受け継がれている伝統行事や祭り、四季折々の風景などを効果的に活かし、地域住民が主体となって楽しみながら交流や結びつきを深め、まちが元気になる風景を育てていきます。

① 郷土の祭りや伝統行事を継承し、交流や結びつきを深める風景をつくる

- ・「市川の百祭り」と言われるほど、本町は年間を通して様々な祭りや伝統行事等があり、まちの賑わいを演出するとともに、地域の歴史文化や暮らしぶりを伝える大切な風物詩となっています。
- ・伝統芸能や行事は、地域の気候・風土と密接に結びつき、永い積み重ねの中で醸成してきた貴重な財産であり、祭りやイベントなどの賑わいととも、地域の活性化を担う大切な景観資源です。
- ・身近なところでは、道祖神祭や獅子舞など、地域の習俗を世代間で引き継ぎ、町内で協働作業する情景も、地域ならではの趣ある風景のひとつです。また、郷土の祭りや行事に集う子どもたちの「思い出（心に残る景観イメージ）」をつくることも風景づくりの大切な役割となります。
- ・このため、伝統行事や祭りの舞台背景である社寺等の歴史文化資源や伝統的建造物、まちなみ、鎮守の森やシンボリックな樹木などの保全を図るとともに、人材育成や「地域学」などの意識啓発に取り組み、地域固有の文化の保存と継承に努めます。また、町民の心の拠り所である祭りや行事を効果的に活用しながら、新たな地域イベントを創出するなど、地域の絆を深めていくことから地域を元気にし、まちの魅力をより多くの人に伝えられる風景を育てていきます。



・神明の花火大会

<景観形成の対象>

○祭り・伝統行事

- ・表門神社の太々神楽、浅間神社例大祭、御輿の川渡り(御幸さん)、祇園祭、神明の花火大会、ぼたんの花まつり、六郷の里秋まつり、祇園祭、道祖神祭、印章供養祭、金比羅祭、神明神社祭典、摩利支天祭、山田の神楽獅子、網倉の虫送り(虫追い)、網倉の七福神、大同地区の小正月 など

○その他イベント等

- ・紙のまち生き生きまつり、甘々娘収穫祭、大塚にんじん収穫祭 など

■風景づくり住民懇談会からのプロジェクト提案

祭り・イベントを通じた風景づくりプロジェクト

～地域を元気にしながら小さな活動の芽を育て、輪を広げていく風景づくりを進めます～

【提案1】祭りやイベントを通じて地域の絆を深めます

- ・3つの地域合同の「みさと祭り」の活性化、地域特性を活かした合同イベント等の開催、伝統的な祭りの復活・再生、誰でも参加できる祭りやイベントの工夫、継続や継承の仕組みづくり など

【提案2】地域の絆を土台に風景づくりを進めます

- ・地域の活動をすくいあげる参加の仕組みづくり、子どもたちに地域の風景を受け継ぐ学びの場づくり、楽しみながら人を育て活動を継続するネットワークづくり、多様な活動情報を集め発信する場の創出、風景づくりの効果的なPRの実践 など

② 四季折々の花が迎え、もてなす風景をつくる

●四季折々の花々が迎え、もてなす風景づくりを進めます

- ・本町は、地域住民に育まれた桜の風景など、季節ごとに親しまれている風景が多くみられます。また、渓谷や湖の紅葉、貴重な植物の群生、里山や野辺を彩る花々の名所、さらには、ぼたんの花まつりなど花に関わるイベントも開催され、四季折々に多くの人々が集い、楽しむ風景が、風物詩ともなっています。
- ・きめ細やかな自然と四季それぞれに美しい表情を持つ町のイメージを高めるため、ぼたんの花園整備プロジェクトやまちの木・桜の園プロジェクトの推進を図るとともに、貴重な植物の維持・保全、花の名所の活用と修景づくり、遊休農地を活用したお花畑の育成、主要な観光交流の場の特色ある緑化、地域住民協働による維持管理の仕組みづくり、回遊マップづくりと積極的なPRなどに取り組み、四季の彩りを体感できる花と緑によるおもてなしの風景を育みます。



・下大鳥居のアジサイ

<景観形成の対象>

○花の名所

- ・金川曾根広域農道沿いの桜の園、歌舞伎文化公園と金川曾根広域農道のぼたん回廊、寺所さくらの里、芦川渓谷・四尾連湖の紅葉、新緑 など

○その他の花の風景

- ・宝寿院や福寿院のしだれ桜、伊勢塚古墳や正木稻荷社の桜、高萩・古宿のセツブンソウ、畑熊や芦川渓谷のミスミソウ、里山さんぽ道のカタクリの群生とミスミソウ、四尾連のリョウメンヒノキ、下大鳥居や光勝寺のアジサイ など

●身近なところから花と緑のまちづくりを進めます

- ・本町では、春の田植えや秋の稲穂が揺れる田園景観、桃やスモモなどの樹園景観なども、四季に彩りを添えています。また、住宅地や集落地では、庭先の緑、小川や水路、農地の草花、屋敷林、境内林や鎮守の森、里山の緑など、暮らしの中に身近な緑が彩りを添えています。
- ・美しいまちなみ景観は、豊かな心やおもてなしの心を持った暮らしづくりが風景に現れたものです。
- ・これまでの暮らしづくりを継承しながらも、まちかど花壇の設置、主要な公共施設の緑化、遊休農地を活用した景観緑地（花畑）の育成、住宅地や集落地の庭先の花植え、生け垣の設置、オープンガーデンの普及などに取り組み、地域住民の景観に対する意識や努力が、地域の美しい景観を具現化していく原動力となるよう、身近なところから細やかな心づかいが垣間みえる花と緑のまちづくりを促進します。
- ・緑化に際しては、維持管理についても十分考慮し、市川三郷町らしいおもてなしの気持ちが伝わる工夫を行います。



・正の木稻荷神社の春

■風景づくり住民懇談会からの主な提案

- 地域の環境美化活動の風景づくりへの活用（清掃、草刈り等）
- 花いっぱい運動の展開（地域特性を踏まえた草花の植樹、遊休農地のお花畑づくり）

<景観形成の対象>

- ・主要な公共施設、まちかど花壇、住宅地や集落地、遊休農地、小川・水路、商店街 など

③ 風景資産を結び交流を育む風景回廊をつくる

●市川三郷町の風景を効果的にみせる風景回廊を創出します

・道路や河川は、本来の機能の他、景観拠点や地域をつなぐ景観軸であり、最も多くの人々が地域景観をみる重要な視点場でもあります。身延線や主要道路の車窓からは、刻々と変化する景観（シークエンス景観）が展開し、町や地域のイメージはこの景観による印象によるところが大きくなります。



・大門バイパス

- ・風景を効果的に魅せるため、中心市街地の骨格的な道路や、眺望に優れた道路、歴史文化的な背景がある道路などは、郷土の豊かな自然景観や歴史文化的景観を体感し、賑わいと交流を育む「風景回廊」として位置づけ、景観拠点などを有機的に結びネットワーク化を図ります。
- ・そのため、山並みや盆地の眺望の確保、シークエンス景観への配慮、周辺景観と調和した道路の修景整備、眺望スポットの整備、統一したサイン類の設置と統合・整理、水辺の活用、四季折々の緑化を図るとともに、沿道の屋外広告物やまちなみ景観の適切な規制・誘導等により、風景回廊の魅力を創出します。

<景観形成の対象>

- ・にぎわい景観軸：(都)役場前線、(都)市川本町駅前線、中央通り、南線、北線、(主)甲府市川三郷線、(主)市川三郷富士川線、(主)市川三郷身延線、県道甲斐岩間(停)西島線
- ・まちなみ景観軸：国道140号、(主)甲府市川三郷線、(主)市川三郷富士川線、大門バイパス
- ・ふるさと交流景観軸：県道四尾連湖公園線、金川曾根広域農道、(主)笛吹市川三郷線、(主)市川三郷身延線、(主)市川三郷富士川線

●既存ルートの充実と魅力的な周遊ルートを創出します

・本町には、観光交流施設やレクリエーションの場を結ぶ主要な観光ルートをはじめ、水辺のサイクリングロード、自然や眺望を楽しむトレッキングコース、里山のさんぽ道など魅力的なルートがあります。



・笛吹川サイクリングロード

- ・観光ルートやサイクリングコース等の既存の周遊ルートについては、積極的なPRとともに、新たな魅力スポットや休憩スポットづくり、景観阻害要因の改善と修景、サイン類の整備、良好な眺望景観への配慮などにより、魅力の向上に努めます。
- ・特に、中心市街地や景観拠点周辺については、歩行者の視点に立ったヒューマンスケールの景観にも十分配慮し、人々が憩う滞留空間の確保、統一したサインの設置と統合・整理を図ります。また、場所によっては、歩道・自転車道の整備、農地、里山、水辺空間等の活用を検討し、風景を楽しみながら巡る周遊ルートの創出を図ります。
- ・さらに、地域住民の発意と創意工夫により、潜在的な景観資源を結ぶ「ふるさとの散歩道」や、「フットパス」などの身近な地域単位の小径づくりを進め、これらを拡充しながら一体的に結びつけることにより、地域と本町全体の景観的な一体感やイメージアップに結びつく風景づくりに取り組みます。

<景観形成の対象>

- ・大門碑林公園・四尾連湖トレッキングコース、四尾連湖・蛾ヶ岳トレッキングコース、蛾ヶ岳・精進湖トレッキングコース、富士川・笛吹川・芦川のサイクリングロード、富士見ふれあいの森公園・仏舎利塔遊歩道、六郷地域の里山さんぽ道、主要な登山道・ハイキングコース など
- ・ふるさとの散歩道、フットパス など

3. 景観形成推進ゾーンの方針

(1) 景観形成推進ゾーンの選定

景観形成方針に基づいた景観づくりを効果的に進めるためには、景観づくりを進める上で重要なところから重点的に検討を図り、町民、事業者、来訪者、行政等が一体となって地域に即したきめの細やかな取り組みを進め、その成果を目にみえるようにしていくことが重要です。

このため、特に先導的かつ重点的に景観形成を推進すべき一定のゾーンを「景観形成推進ゾーン」として位置づけ、できるところから無理のない着実な取り組みを進めていきます。

ここでは、以上の考え方にに基づき、次に示す8ヶ所の「景観形成推進ゾーン」を選定しました。なお、景観形成推進ゾーンは固定的なものではなく、今後必要に応じて順次追加を検討していきます。

■景観形成推進ゾーン選定の考え方

- 市川三郷町らしさ・象徴性を担い、本町のシンボルとして良好な景観形成が不可欠なところ
- 際立った景観的特徴と高い資質を備え、景観の保全・整備の必要性が高いところ
- 景観に関わるまちづくりプロジェクトが実施あるいは計画されており、良好な景観形成が必要なところ
- 地域住民による主体的な景観まちづくりの取り組みが行われているところ など

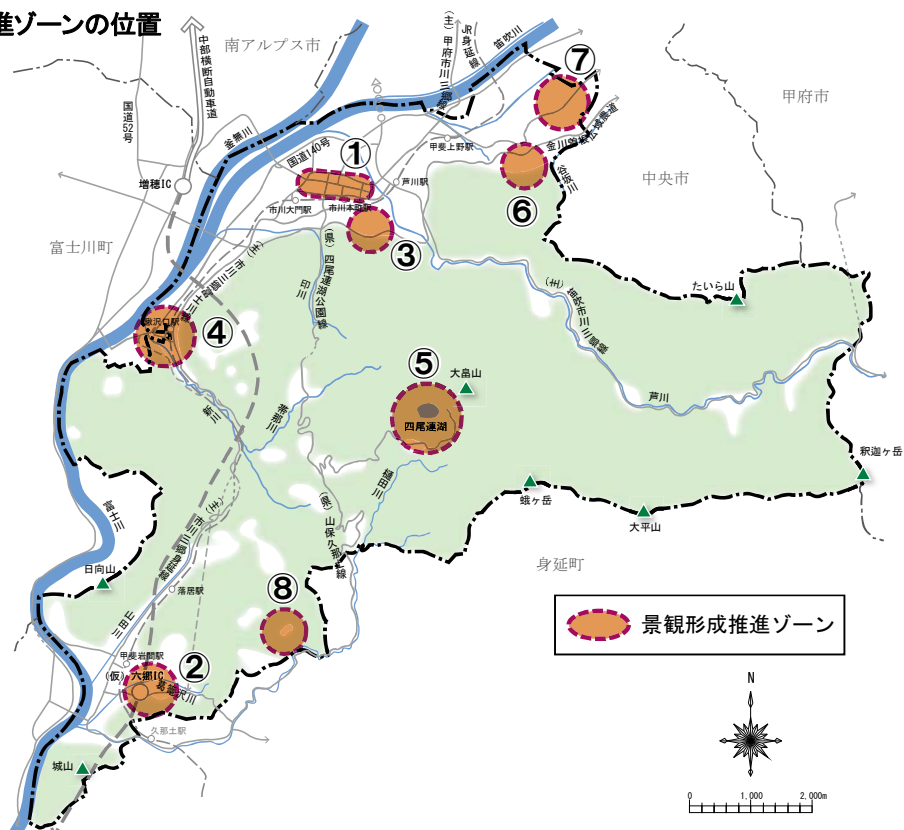
■景観形成推進ゾーン

- ①中心市街地（市川地区中央部）周辺ゾーン
- ②（仮称）六郷 IC 周辺ゾーン
- ③平塩の岡周辺ゾーン
- ④鯉沢口駅～黒沢周辺ゾーン
- ⑤県立自然公園四尾連湖周辺ゾーン
- ⑥みはらしの丘・みたまの湯周辺ゾーン
- ⑦大塚地区・波場公園周辺ゾーン
- ⑧寺所さくらの里周辺ゾーン

■風景づくり住民懇談会からの提案

- 景観形成の取り組みを進める主なゾーン
 - 市川の原点「平塩の岡」から展開する風景づくり
 - 市川地区中央部のまちなみ景観の創出
 - 六郷 IC 整備周辺の景観誘導
 - 網倉、楠甫などふるさとの原風景である集落景観の保全
 - 大塚・三珠など丘陵地の優れた眺望と美しい夜景の活用
 - 寺所さくらの里など美しい里山の維持・保全

■景観形成推進ゾーンの位置



(2) 景観形成推進ゾーンの景観形成方針

① 中心市街地（市川地区中央部）周辺ゾーン

■ 景観特性

- ・ 中心市街地を形成する市川地区中央部は、駿州往還や富士川舟運で栄えた歴史文化を擁する、本町で最も古くから形成された市街地です。江戸時代から続く「ひや」や水路がまちなかを巡り、繁栄の歴史をしのばせる景観資源も数多く、往時の面影を色濃く残すまちなみ景観がみられます。
- ・ 古くからのまちなみは、狭あい道路や建替え困難の老朽木造建築物の密集という課題も抱えており、地域住民が主体となったまちづくり活動等により、まちなみの改善・整備が行われてきました。
- ・ 今後も継続して、本町の顔にふさわしい公共空間の景観整備と、歴史文化資源を活用した先導的なまちづくり、また、中心商店街としての交流と賑わいの活気ある景観づくりが望まれます。



・「ひや」と呼ばれる路地

■ 景観形成の目標

本町の中心市街地として、歴史文化が薫る、個性と風格あるまちなみ景観の創出をめざします

■ 景観形成方針

① 歴史文化が感じられる風格あるまちなみ景観を保全・継承します

- 繁栄の歴史を伝える景観資源の維持・保全、歴史的建造物や近代化遺産を活用した伝統的まちなみ景観の形成
- 駿州往還と富士川舟運の歴史のみちすじの再生と通りの修景、ひやと水路が巡る集落形態の保全・活用、歴史を辿る統一したサイン類の設置
- 社寺や屋敷林等の身近な景観資源の顕在化と辻空間等の修景
- 市川和紙、花火の伝統技術を物語る景観資源の顕在化
- 市川地区中央部まちづくり懇談会を中心とするまちづくり活動の促進

② 個性と魅力ある中心市街地のまちなみ景観を創出します

- 「市川地区中央部まちづくり協定」等のルールづくりの普及、「市川地区中央部住まいのデザインノート」を活用した歴史文化が薫る個性豊かなまちなみ景観の形成
- 空き地・空き店舗を活用した交流・休憩スポットやオープンスペースの確保、統一した商店街ファサード整備、魅力ある個店の誘致、各種活性化イベントの開催など中心商店街の賑わい景観の創出
- 周辺景観に配慮した建築物等の高さや色彩等の規制・誘導、眺望景観への配慮、緑化の促進、公園・小広場・まちかど修景整備等による水と緑の潤い景観の創出
- まちなみの連続性に配慮しながら連担建築物設計制度や狭あい道路拡幅整備事業による密集住宅地の改善

③ 歩いて楽しむゆとりある風景回廊の魅力づくりを進めます

- 中央通り、南線、北線の安全な歩行空間の確保、修景整備と歩車共存のあり方の検討、中央通り相互通行化の検討、まちなみ景観に配慮した駐車場整備、電線類の地中化、まちかど広場・街路灯・サイン類の整備
- アクセス道路の機能充実、ゆとりある道路空間の確保と修景整備
- 「ひや」と水路、湧水、辻、まちかどなどを活用した、歩いて楽しい回遊ルートづくり
- 市川大門駅、市川本町駅の駅前広場等の修景整備（桜や鎮守の森の活用等）、駅からまちなかへ誘導する景観に配慮したアクセス道路の整備
- 看板や幟等の屋外広告物、照明等の適切な規制・誘導、サイン類の統合・整理、その他景観阻害要因の改善

②（仮称）六郷 IC 周辺ゾーン

■景観特性

- ・（仮称）六郷 IC は、中部横断自動車道の延伸により、平成 28 年度に整備完了が予定されています。地域は印章のまちとして知られ、予定地周辺は、里山や集落地を背景に農地が広がり、甲斐岩間駅に近接するなど、IC 整備による地域振興が期待されています。
- ・一方、IC 整備による自然環境や景観への影響、風景の分断などが懸念されており、豊かな自然景観や農山村景観と調和する IC 周辺の景観誘導、魅力ある交流景観拠点の形成が望まれます。



・（仮称）六郷 IC 整備予定地付近

■景観形成の目標

穏やかな農山村風景と共生する、活気と魅力ある新たな交流景観拠点の創出をめざします

■景観形成方針

①山間の農山村景観と調和する、IC整備と周辺の適切な景観誘導を図ります

- 集落や里山の景観と貴重な動植物の生息環境の維持・保全、自然や景観に配慮した施設整備の促進
- 優良農地の保全、計画的な土地利用に基づく農地への無秩序な宅地化の抑制、適切な開発コントロール、遊休農地を活用した景観緑地の育成
- IC 整備に伴う高架構造物や擁壁、法面等の周辺景観と調和する構造、素材、色彩、良好な眺望への配慮、地域景観に馴染んだ緑化
- 地域景観と調和した建築物等の適正な規制・誘導、都市計画と連携した開発行為の適正な規制・誘導、眺望景観への配慮、屋外広告物の適正な規制・誘導、サイン類の統合・整理、その他景観阻害要因の改善

②六郷地域の玄関口となる新たな交流拠点の魅力の向上を図ります

- （仮称）六郷 IC アクセス道路の整備促進と IC 周辺の都市機能の充実
- はんこの郷・印章のまちの玄関口となる景観づくり、背景となる森林景観や田園景観と調和した景観整備
- 道の駅的な新たな情報発信・観光交流施設や交流機会の充実など交流拠点の魅力の向上、IC 周辺の駐車場・公園・小広場の整備、サインの設置
- 六郷の里つむぎの湯や印章資料館などの主要な文化交流、観光施設と連携した賑わい空間と景観の創出
- 周辺の良好な景観資源（ミスミソウ、カタクリの群生、葛籠沢のホタル、里山さんぽ道等）を活用した里山ツーリズム、グリーンツーリズムの推進、里山ツアーなどの観光PRの充実
- 里山や遊休農地など地域資源を活用した新たなコミュニティビジネス、ソーシャルビジネスの創出促進

③アクセスルートの景観整備と里山に親しむルートづくりを進めます

- （主）市川三郷身延線、県道甲斐岩間（停）西島線などのふるさと交流景観軸の修景整備、新たなバイパス整備の促進、眺望や風景を楽しむシークエンスの魅力の向上、修景と調和した沿道緑化、まちかど広場の整備、統一した案内・サインの充実
- 開発行為、建築物等、屋外広告物などの適切な規制・誘導による沿道のまちなみ景観の向上
- 甲斐岩間駅や主要観光施設等をネットワークする観光ルートの整備、小川や水路、古道や小径を活用した集落を周遊する里道、ふるさとの散歩道、里山フットパスづくり、統一したサインの設置、レンタサイクルの充実、眺望・休憩スポットの整備

③ 平塩の岡周辺ゾーン

■ 景観特性

- 市川地区中央部の南側丘陵地一帯は平塩の岡と言われ、甲斐源氏発祥の地、市川地区の礎となったところとされており、多くの史跡や歴史文化資産を擁し、この地からは、中心市街地と甲府盆地、背景となる南アルプスの山並みを一望することができます。
- 本町の成り立ちに関わった多くの景観資源を顕在化し、中心市街地の背景となることもあわせて、平塩の岡の歴史的風土を象徴するシンボル景観の形成が望めます。



・ 甲斐源氏旧趾

■ 景観形成の目標

甲斐源氏発祥の歴史的風土を象徴する、シンボル景観づくりをめざします

■ 景観形成方針

① 甲斐源氏発祥の地の歴史的景観を大切に守り継承します

- 歴史文化資産の保全と資源の顕在化（広場などの整備、眺望の確保、アクセス路・駐車場整備）
- 史跡復元に伴う周辺景観と一体となった修景、サインなどによる歴史性の周知とPRの充実
- 周辺の社寺や鎮守の森、大木・古木、屋敷林や雑木林、背景となる里山、塩沢川や芦川、水路、塚・祠、道祖神などの歴史文化を特徴づける景観資源の維持・保全
- 開発や建築物・工作物等の適切な規制・誘導による里山や丘陵地の斜面林、集落景観や眺望景観の保全
- 優良農地の保全、農地の適切な開発コントロール、遊休農地の景観緑地としての活用
- 景観阻害要因の改善等による歴史的景観の維持・保全

② 平塩の岡から展開する歴史的景観の魅力づくりを進めます

- 甲斐源氏旧趾、大門碑林公園等の主要文化交流施設と連携した歴史文化のシンボル拠点の創出
- 里山集落景観と調和する史跡公園・広場の整備（夢窓国師母の菩提などの歴史公園化、解説・案内板の設置、特色ある緑化の推進、維持管理の促進）
- 歴史文化景観拠点の魅力の向上（宝寿院、正の木稲荷神社、熊野神社などの景観資源の活用、里山ツーリズム等の体験・交流、文化学習の場としての活用、観光と連携したPRの充実等）
- 歴史的風土を象徴する眺望拠点の魅力づくり（展望広場・スポットの整備、周辺からの眺望に配慮した修景整備、平塩の岡からつながる烽火台や古城山などの歴史性や眺望の顕在化と活用）
- 統一したサイン・休憩スポットの整備、地域住民との協働による景観マップの作成など

③ 郷土の歴史文化と風景の豊かさを体感するルートを創出します

- 金川曾根広域農道のふるさと交流景観軸としての景観形成（周辺の観光施設と連携した観光ルート整備、地域景観と調和した桜のルート整備、牡丹回廊を特徴づける修景整備、歩道の改良・整備、眺望や風景を楽しむシークエンス景観の魅力向上、眺望スポット整備、サインの設置、屋外広告物やまちなみの適正な規制・誘導等）
- 中心市街地とのアクセス整備、周遊ルートのネットワーク化
- 歴史文化の散歩道などの観光ルートの整備、大門碑林公園・四尾連湖トレッキングコースとの連携、塩沢川や集落内の小径・水路などを活用した里山と歴史文化を巡る里道づくり、フットパスの形成、統一したサインの設置、眺望・休憩スポットの整備

④ 鵜沢口駅～黒沢周辺ゾーン

■ 景観特性

- ・大同の中心部である黒沢は、JR 身延線と（主）市川三郷富士川線が南北に通り、鵜沢口駅や大同出張所をはじめ、駐在所、小中学校等の公共施設、商店、集落などが集積する地域拠点です。かつては富士川舟運の黒沢河岸が置かれ、里山の樹林地を背景として、山麓に沿って田園景観や集落景観が展開しています。
- ・現在、黒沢バイパスの整備とあわせ、隣接する富士川町とともに「山王土地区画整理事業」による新たな住宅地整備が進められており、周辺景観と調和したゆとりと統一感のあるまちなみ景観の形成が望まれています。



・ JR 身延線鵜沢口駅

■ 景観形成の目標

周辺の里山の緑や水辺空間と調和する、ゆとりと潤いある良好なまちなみ景観の創出をめざします

■ 景観形成方針

① ゆとりと潤いある新市街地のまちなみ景観を創出します

- 富士川の河川景観、平坦地の田園景観、背景となる山並みや森林景観と調和したゆとりある住宅地景観の創出
- 地区計画等を活用した、一定の地域ルールに基づく統一感のある良好なまちなみ景観の形成
- 生け垣等による緑化の促進、公園や小広場整備などによる潤いのある景観の創出
- 都市計画と連携した建築物等の適切な規制・誘導、眺望景観への配慮
- 壁面後退などによるゆとりある道路空間の確保、道路の修景整備、花植えや緑化、まちかど広場やサインの整備、電線類地中化の検討

② 山里の風景と調和した集落地景観の魅力を向上します

- 鵜沢口駅のまちの玄関口としての魅力の向上（河岸の歴史文化など地域の特色を活かした駅施設や駅前広場の修景整備、サインの設置、まちかど花壇や駅間広場空間の特色ある緑化等）
- （主）市川三郷富士川線の地域拠点としてのまちなみ景観の形成、道路の修景整備、地域特性に沿った緑化の推進、空き地・空き店舗の有効活用
- 集落地の家並みや水路、屋敷林、社寺などの趣ある雰囲気をも損なわないようなまちなみ景観の形成、眺望の確保、まちなか散策ルートづくり、地域景観マップの作成
- 優良農地の保全、農業体験やグリーンツーリズム等の農山村交流の促進
- 開発や建築物・工作物等の適切な規制・誘導、景観阻害要因の改善などによる景観の維持・保全

③ 沿道のまちなみ景観の向上と集落を巡る魅力あるルートづくりを進めます

- （主）市川三郷富士川線のふるさと交流景観軸としての修景整備、黒沢バイパスの整備促進、眺望や風景を楽しむシークエンス景観の魅力の向上、沿道緑化、まちかど広場の整備や修景、まちかど花壇の設置、統一したサインの整備・充実
- 駅とまちなかをつなぐ景観に配慮した道路の整備、安全で快適な歩行空間の確保
- 山間集落地を巡る里道づくり、富士川サイクリングロード等を活用した景観ネットワークの形成、眺望・休憩スポットの整備
- 開発行為、屋外広告物、建築物等の適切な規制・誘導によるまちなみ景観の向上、サイン類の統合・整理、その他景観阻害要因の改善

⑤ 県立自然公園 四尾連湖周辺ゾーン

■ 景観特性

- ・ 山上の天然湖である四尾連湖は、県内でも有数の景勝地であり、周辺は、蛾ヶ岳の登山道と連携したトレッキングコースも整備され、四季を通してレクリエーションを楽しむことのできる憩いの場となっています。
- ・ 古くは信仰の対象であった神秘的な雰囲気や、俗化されていない自然度の高い風景を保全するとともに、豊かな自然環境や景観を活用した交流と観光の拠点としての景観形成が望まれます。



・ 四尾連湖

■ 景観形成の目標

自然度の高い四季折々の風景が迎える、美しい山上湖の風景の保全と活用をめざします

■ 景観形成方針

① 森林や美しい湖、動植物の生息環境など良好な自然環境と景観を守り、維持します

- 県条例に基づく四尾連湖周辺の環境と景観の厳正な保全、水質の保全、自然植生や森林の保全
- 市川三郷町森林整備計画に基づく森林の維持・保全、景観に配慮した構造物や施設の修景、桜や紅葉等の四季折々の風景の保全、環境美化活動等による水辺景観の保全
- 貴重な動植物の生息環境についての生態調査・監視の強化、生息の場の適切な保全措置の検討、協働による生物生息環境の保全活動の促進
- 開発行為、建築物や工作物等の適切な規制・誘導、ゴミの不法投棄などの景観阻害要因の改善による豊かな森林景観の保全
- 屋外広告物などの適正な規制・誘導、眺望景観へ配慮、スカイラインの確保

② 景観のレクリエーション活用と、風景体験・交流を育む場を創出します

- 湖畔レクリエーションの魅力の向上（湖畔遊歩道や既存施設の修景整備、キャンプ場等の既存施設の充実、湖畔周辺の散策環境の充実等）
- 周辺の良好な景観資源を活用したグリーンツーリズム、エコツーリズムの推進、森林療法や森林環境学習、森林レクリエーションの場の整備、自然観察会や保全活動などの充実
- 平塩の岡からの登山道に沿って点在する烽火台や古城山などの歴史や眺望景観の顕在化と活用、展望広場・眺望スポットの整備、サイン類の整備、PRの充実
- 四尾連湖に至る山間集落の社寺、古民家、里山、塚・祠、石仏、伝承文化などの潜在的景観資源の顕在化と活用、景観マップ作成

③ 豊かな自然景観を楽しむルートづくりを進めます

- 県道四尾連湖公園線のふるさと交流景観軸としての修景整備、眺望景観や沿道景観を楽しむシークエンス景観の魅力の向上、市川公園の出入口の改善とわかりやすいサイン整備、眺望・休憩スポットの整備
- 四尾連湖周辺へのアクセス道路・駐車場の改善整備、サインの充実
- 大門碑林公園・四尾連湖トレッキングコース、四尾連湖・蛾ヶ岳トレッキングコースや峠・尾根道のハイキングコースなどの整備充実、眺望広場や休憩スポットの整備、四尾連湖を基点としたふるさとの散歩道づくり

⑥ みはらしの丘・みたまの湯周辺ゾーン

■ 景観特性

- ・みはらしの丘・みたまの湯は、ハヶ岳連峰から南アルプス、眼下に甲府盆地をパノラマ状に一望する展望と夜景を誇る温泉施設です。施設前の広場では、農産物の直売や四季を通した各種イベントも開催され、年間約 26 万人もの利用者が訪れる本町屈指の観光拠点となっています。
- ・周辺は、御坂山地の最西端の山並みを背景に、丘陵地に展開する樹園や畑に囲まれており、こうした周囲の景観資源と特筆すべき眺望景観を活かし、その魅力に多くの人が集う賑わいと交流の拠点としての景観形成が望まれます。



・みはらしの丘・みたまの湯からみた眺望

■ 景観形成の目標

美しい夜景を誇り、郷土の豊かさを発信する賑わいと交流を育む景観拠点の創出をめざします

■ 景観形成方針

① パノラマ状に展開する眺望景観や美しい夜景を守り、活かします

- 良好な視点場の確保、眺望広場・スポットの整備、快適な滞留空間や休憩スポットの整備、サインの整備、ビューポイントの選定とPRの充実
- 既存施設や資源と連携を図った宿泊施設の整備
- 農産物の直売、収穫祭、地産地消、イベントなどの充実による施設や場所の機能充実
- 夜景の保全（既設照明の改善と効果的な配置、広告照明等の景観誘導、主要な景観スポットのライトアップなどによる演出とPRの充実、光害など環境への配慮等）
- 防護柵・街路灯・道路付帯施設などの景観配慮や質の高いデザイン化、電線・電柱類の統合・共架や地中化の検討、屋外広告物などの適切な規制・誘導
- 集落地周辺の開発や建築物・工作物等の適切な規制・誘導、山並み（スカイライン）の確保、斜面樹林・緑地や緑の維持管理の促進、その他眺望阻害要因の改善

② みはらしの丘の賑わいと交流を育む景観拠点の創出を図ります

- 良好な景観資源を活用した里山ツーリズム、グリーンツーリズムなどの体験・交流機会の充実や場づくりによる観光交流景観拠点としての魅力の向上
- 優良農地の保全、里山や森林の保全と維持管理の促進、遊休農地の景観緑地等への有効活用
- 金川曾根広域農道の桜の園、牡丹回廊と連携した農村集落周辺の四季折々の緑化の推進
- 地域の町民参加による身近な景観資源の掘り起こしと風景づくりへの活用、景観マップづくり、観光PRの充実

③ 四季の彩りと眺望景観を楽しむ回遊ルートを生み出します

- 金川曾根広域農道のふるさと交流景観軸としての景観形成（周辺の観光施設などと連携した観光ルートの桜を巡るルートの整備、牡丹回廊を特徴づける修景整備、歩道整備、眺望や風景を楽しむシークエンス景観の魅力の向上、眺望スポット整備等）
- みたまの湯周辺のサインの充実
- みたまの湯を基点とした桜峠の散策ルートの整備、桜峠付近の眺望スポットの整備、みたまの湯と連携した小径などを活用した里道づくり、ふるさとの散歩道や里山フットパスづくり、統一したサインの設置、眺望・休憩スポットの整備
- 開発や建築物・工作物・屋外広告物等の適切な規制・誘導による樹園景観や集落景観の向上、サイン類の統合・整理

⑦大塚地区・波場公園周辺ゾーン

■景観特性

- ・大塚地区の丘陵地は、遺跡や古墳等の貴重な文化遺産が数多く出土し、山梨県の古代文化発祥の地といわれています。丘陵地の縁辺高台にある伊勢塚古墳や近接する波場公園は、甲府盆地と背景の山並みを一望する優れた景観スポットとなっています。
- ・こうした歴史文化資源と優れた眺望、周囲の里山や農村集落の風景などを効果的に活かし、歴史と自然と農の豊かさを体感できる市川三郷町らしい景観形成が望まれます。



・波場公園の桜と眺望

■景観形成の目標

優れた眺望と古代文化発祥の歴史文化資産を守り、活かす景観の創出をめざします

■景観形成方針

①山梨県古代文化発祥の歴史文化資産を守り、活かします

- 古墳群などの歴史文化資産の保全、平塩の岡やみたまの湯などの主要な観光交流拠点と連携した歴史文化拠点としての魅力の創出
- 遺跡や史跡の公園化、高台からの眺望の確保、波場公園や伊勢塚古墳などの景観資源の活用、アクセス路や駐車場の整備、サイン整備などによる歴史文化や資源の顕在化
- 周辺の社寺や鎮守の森、大木・古木、屋敷林や雑木林、背景となる里山、小川や水路、塚・祠、道祖神などの歴史文化を特徴づける景観資源の維持・保全
- 優良農地の保全、丘陵地の農地の適切な開発コントロールによる景観誘導、遊休農地の景観緑地の活用
- 周辺の建築物・工作物等の適切な規制・誘導によるスカイラインの確保、斜面緑地や緑の維持管理の促進、その他景観阻害要因の改善による歴史的景観の維持・保全

②自然と歴史・眺望・身近な景観資源を活用した里山交流の風景を育みます

- 展望広場や桜のスポット整備、眺望に配慮した修景などによる眺望景観の魅力づくり
- 後背の森林や里山の維持・保全、良好な景観資源を活用した里山ツーリズム、グリーンツーリズムなどの体験・交流機会の充実による観光交流拠点の魅力の向上、観光PRの充実
- 金川曾根広域農道の桜の園、牡丹回廊と連携した農村集落周辺の四季折々の緑化の推進
- 地域の町民参加による身近な景観資源の掘り起こしと風景づくりへの活用、景観マップづくり

③歴史文化とふるさとの里山にふれあい親しむルートづくりを進めます

- 金川曾根広域農道のふるさと交流景観軸の景観形成（周辺の観光施設などと連携した観光ルートの整備、桜を巡るルート整備、牡丹回廊を特徴づける修景整備、歩道整備、眺望や風景を楽しむシークエンス景観の魅力の向上、眺望スポット整備等）
- 小川・水路・小径などを活用した里山と歴史文化を巡る里道づくり、フットパスの形成、統一したサインの設置、眺望・休憩スポットの整備
- 開発や建築物・工作物・屋外広告物等の適切な規制・誘導による農村景観の向上、サイン類の統合・整理、その他景観阻害要因の改善

⑧ 寺所さくらの里周辺ゾーン

■ 景観特性

- 寺所は、六郷地域の標高500m程の山間部にある小さな農山村集落です。地域は過疎化と高齢化が顕著であり、集落の維持そのものが懸念されています。寺所さくらの里は、地域を桜の名所とすることを目的に、町民による寺所桜を育てる会が中心となり、植樹や桜の里親制度などにより育成されてきたところです。現在、春には山間の東斜面に桜が咲き誇り、秋にはコスモスが群生する花の名所となっています。
- 町民の苦勞と熱意により育てられてきた美しい桜や山里の風景を維持・継承し、地域が元気になる景観の形成が望まれます。



・ 寺所の桜と里山

■ 景観形成の目標

素朴な集落景観と里山の彩りが心豊かな交流を育む景観づくりをめざします

■ 景観形成方針

① 地域によって育てられてきたさくらの里の風景を継承していきます

- 地域住民との協働によるさくらの里の維持・保全、補植等による桜の育成、桜の里親制度の継続、花見祭りの継承、地域活動のPRの充実
- コスモスの群生や貴重な植生の維持・保全、花の名所としての修景、遊休農地等を活用した景観緑地の育成
- 社寺や鎮守の森、古民家や蔵、大木・古木、屋敷林や雑木林、背景となる里山、小川や水路、塚・祠、道祖神、伝統文化などの地域らしさを特徴づける景観資源の維持・保全
- 里山の保全や活用に関する取り組みの促進（維持管理の促進、植樹活動、森林環境学習、トレイル整備など）

② 四季の彩り、眺望、身近な景観資源を活かした魅力ある山里の風景づくりを進めます

- 美しい農山村景観や良好な景観資源を活用したグリーンツーリズム、里山ツーリズムの推進、森林レクリエーションの場の整備、自然観察会や保全活動等の充実、里山ツアーなどの観光PRの充実
- 富士山・富士川・城山の眺望など良好な眺望場所の確保、快適な滞留空間や休憩スポットの整備、サインの整備、ビューポイントの選定とPRの充実
- エコミュージアムや「里の縁側」づくり（コミュニティ・交流の場、縁側喫茶、情報発信）、農家民宿、空き家を活用した移住や長期滞在型の田舎暮らしの普及、農山村体験・里山体験の充実、地域情報・観光PRの充実
- 身近な地域資源の掘り起こしと風景づくりへの活用、景観マップづくり

③ 山里の風景を楽しみ巡るルートづくりを進めます

- 主要幹線道路へのアクセスルートの整備、暮らしの道の修景、眺望景観やシークエンス景観を楽しむルートの魅力づくり、眺望場所の整備
- 沿道の花植えなど緑化の推進
- 小川・水路・小径などを活用した里山と集落を回遊する里道づくり、ふるさとの散歩道や里山フットパスづくり、統一したサインの設置、眺望・休憩スポット整備
- 建築物・工作物・屋外広告物等の適切な規制・誘導等による集落景観の向上、サイン類の統合・整理、ゴミの不法投棄などの景観阻害要因の改善



・神有集落と里山の芽吹き

第3章

良好な景観形成のための行為の制限

第3章 良好な景観形成のための行為の制限

1. 行為の制限に関する基本的な方針

(1) 基本的な考え方

市街地、住宅地、集落地などのまちなみ、田園景観などは、個々の土地の開発行為や建築行為がひとつひとつ積み重なって形成されていくものです。良くも悪くも、これらの行為の積み重ねが、地域の景観に大きな影響をもたらします。

豊かな自然景観と美しい眺望景観、歴史文化的景観といった地域固有の景観を維持・保全し、市川三郷町らしい良好な景観形成を図るためには、個々の土地や建築物等に関する行為に対し、一定のルールを設け、このルールに基づき計画的な景観コントロールを図っていくことが必要です。

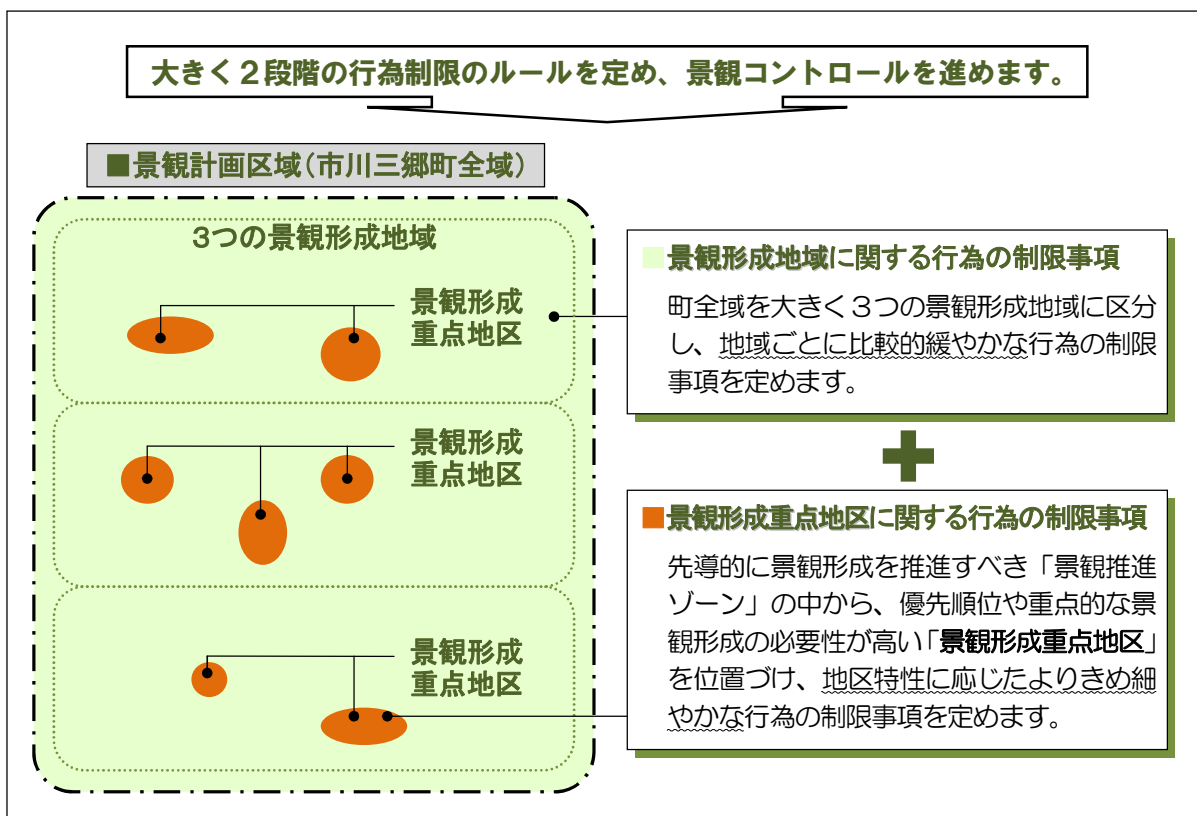
このため、本町では、まず町全体を対象とする行為制限事項を定め、景観行政をスタートさせていきます。

町全体の行為制限については、地域特性に応じた良好な景観形成を図る観点から、景観計画区域(町全域)を3つの「景観形成地域」に区分し、景観形成地域ごとに、建築物等に関する一定のルール(届出対象行為と景観形成基準)を定め、この基準に適合しない開発や建築行為等を制限することにより、良好な景観形成を促進します。

次に町全体の行為制限に加えて、本町の中でも先導的かつ重点的に景観形成を推進すべきゾーンとして位置づけた「景観形成推進ゾーン」の中から、今後、景観形成の優先順位の高いゾーンから順次「景観形成重点地区」*に指定し、地域住民との話し合いにより、地域の特性にふさわしいきめ細やかな行為制限を定めていくことを想定しています。

このように本町では、町全体と景観形成重点地区に関する2つの行為制限のルールを定め、景観コントロールを図ります。

■良好な景観形成に向けた2段階による行為の制限



注) * 「景観形成重点地区」については、第5章計画の推進に向けてを参照下さい。

(2) 景観計画で定める事項

① 景観形成地域

本町の景観形成地域の設定にあたっては、前述した基本的な考え方に基づいて、前章の景観構造で示した6つの景観ゾーンを基本に、景観の同質性や今後の効果的かつ円滑な制度の運用等を考慮し、次の3つの景観形成地域を設定します。

景観形成地域については、今後の行為制限等の具体的な運用を図る必要から、明確な地形・地物等で区域界を定めます。

■景観形成地域

| 区分 | 景観ゾーン* | 地域の特徴 |
|-----------------|---------------------------------------|--|
| 田園居住 景観形成地域 | ○まちな景観ゾーン ○田園居住景観ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ● 笛吹川沿いの平坦地と六郷地域の平坦地を中心とした既成市街地、農地、郊外の田園住宅地が混在する地域です。 ● 本町の大部分の町民が生活しており、活発な都市活動が行われるなど景観が変化しつつあり、後背の自然景観や、特徴的な地域景観と調和した良好な景観形成が求められています。 |
| 山麓・山間 景観形成地域 | ○丘陵地景観ゾーン ○山里集落景観ゾーン ○谷筋集落景観ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ● 丘陵地や山麓の農業集落地域と、芦川の谷筋や地形の襲に沿って形成された山間の農山村集落地域です。 ● 三珠地域の曾根丘陵西端となる明瞭な丘陵地については、優れた眺望の保全と市街地方面からの眺望に配慮するとともに、里山・農地・集落地が一体となった山麓景観の維持・保全が求められています。 ● 山間の農山村集落地域については、複雑な地形や谷筋に展開する特徴的な農山村景観の維持・保全が求められています。 |
| 森林 景観形成地域 | ○山林景観ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> ● 御坂山地西端となる稜線や、蛾ヶ岳以西の山稜のいくつもの支脈の尾根筋、その山麓にかけて広がる山地と森林の地域です。 ● 本町の景観の骨格を形成する重要な自然資源として、山並み、稜線からの眺望、多面的な機能を有する森林と森林景観の維持・保全が求められています。 |

注) * 景観ゾーンについては、第2章-1-(3)市川三郷町の景観構造を参照下さい。

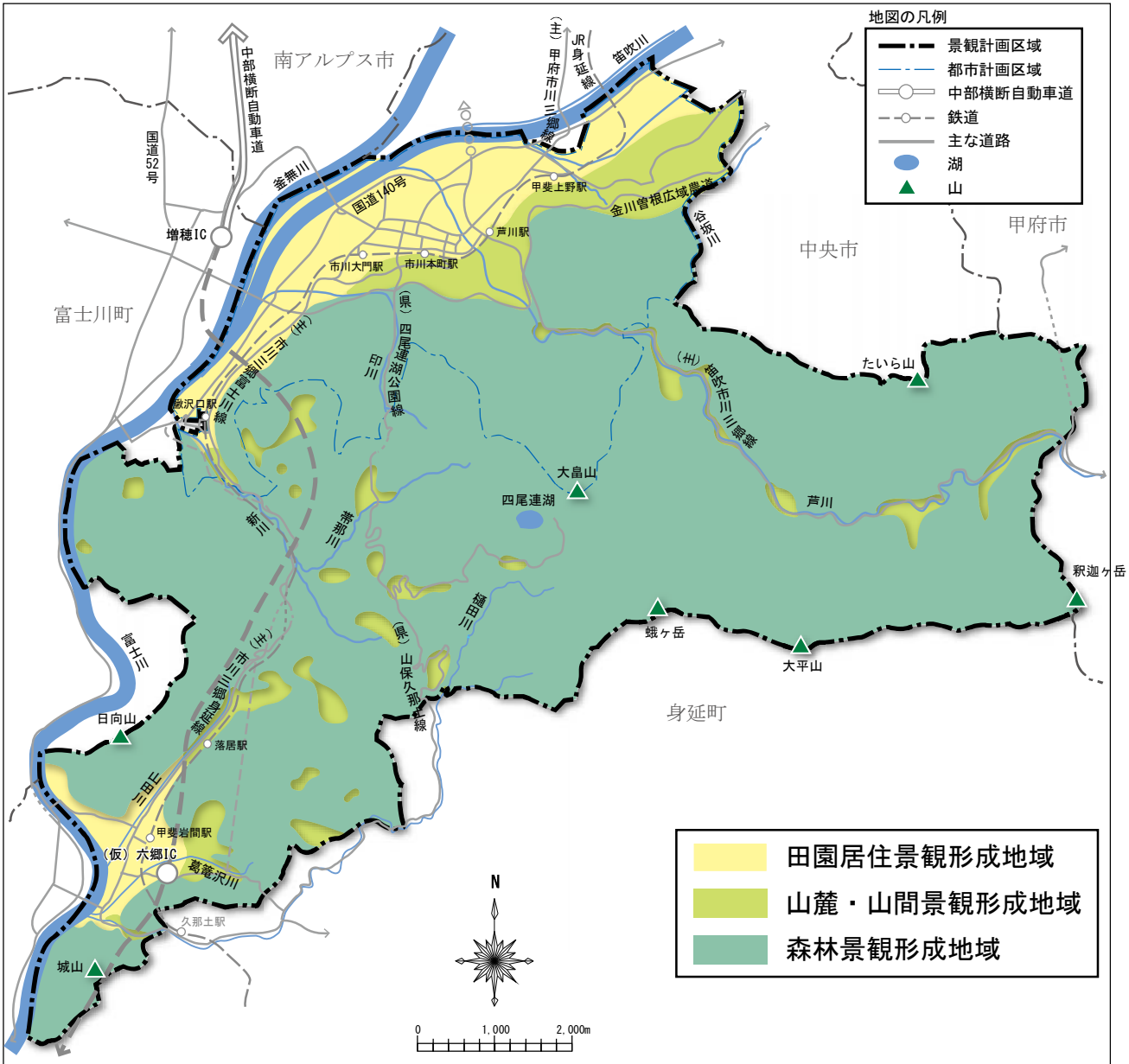


・丘陵地の畑と平坦地の水田



・蛾ヶ岳からの富士山の眺望

■ 景観形成地域の区分



・ 鵜沢口駅上空付近からみた本町中心部と甲府盆地

② 行為の制限事項(届出対象行為と景観形成基準)

本計画では、3つの景観形成地域ごとに、それぞれ「届出対象行為」と「景観形成基準」を定めます。

■計画に定める行為の制限事項

■届出対象行為

周辺景観に影響が大きいと考えられる一定規模以上の建築物等の新築や増改築、土地の改変などに関する行為を「届出対象行為」として定めます。

■景観形成基準

建築物等の新築や増改築、土地の改変などの行為別に、景観形成上配慮すべき事項（景観形成基準）を定めます。

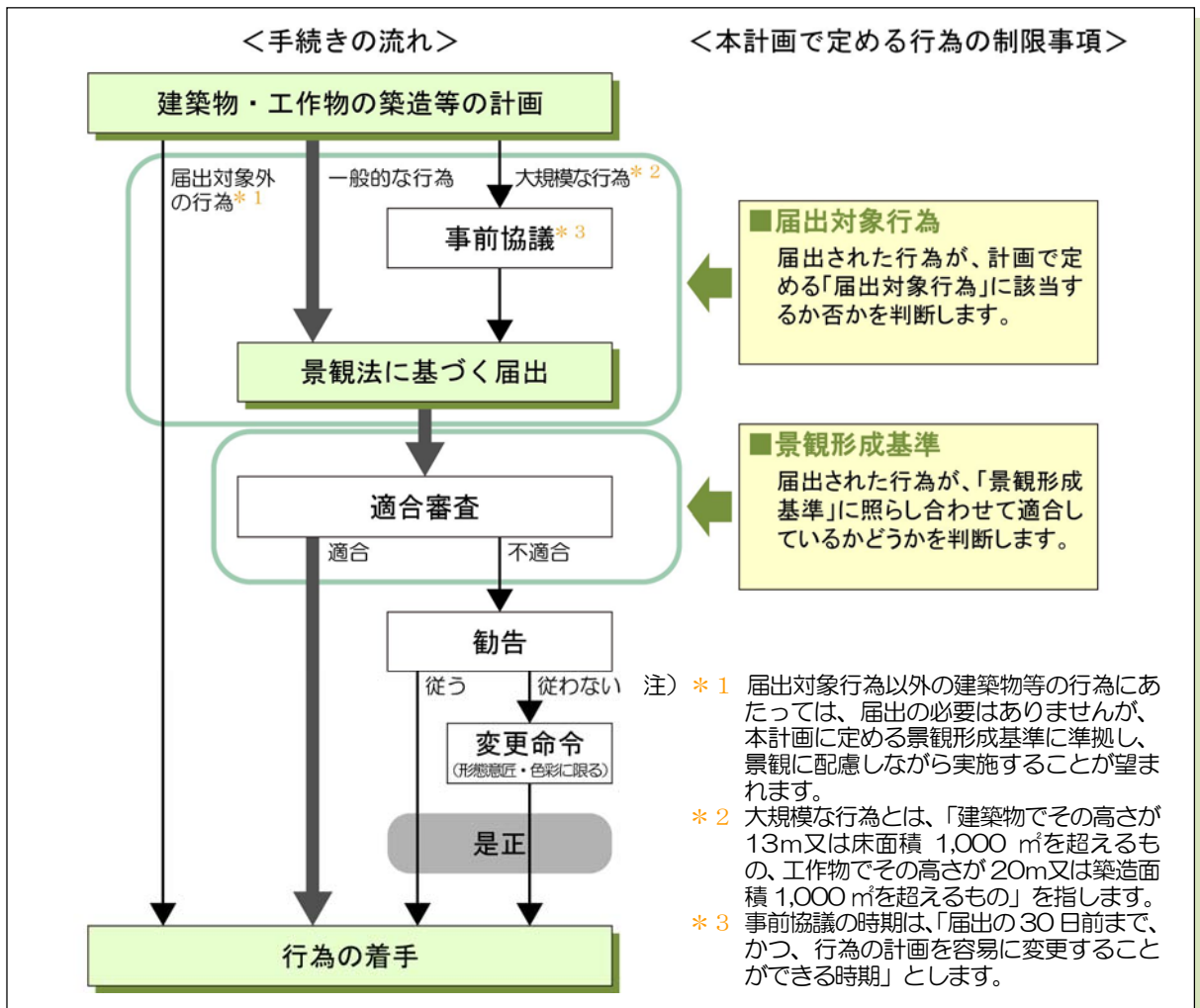
③ 届出手続きに関する事項

建築物・工作物の築造、土地の形質の変更などの行為を行う場合には、あらかじめ市川三郷町に届出を行い、町が定める景観形成基準に適合しているかどうかの審査を受けることになります。

町は届出が提出された行為の内容を景観形成基準に照らし、助言や指導を行うこととなります。また、不適合と判断した行為については、計画の是正等を勧告するとともに、特定届出対象行為において勧告に従わない場合は変更命令を行うこととなります。

なお、規模の大きい建築物や工作物（大規模な行為）*2は、届出の前に、町と事前協議*3を行う必要があります。

■行為の届出手続きの流れ



(3) 建築物等の行為制限に関する基本的な方針

景観形成方針に基づき、本町における建築物等の行為制限に関する基本的な方針を、次のように定めます。

① 共通の方針

- 建築物等の行為に際しては、美しい自然景観や優れた眺望景観、本町固有の豊かな景観を損なうことのないよう最大限配慮するとともに、地域の景観特性を尊重し、地域景観と調和した景観形成を図ります。
- 景観形成推進ゾーンをはじめ、「景観形成上重要な地域や場所」*については、良好な景観や眺望を損なわないよう十分な配慮を行います。

注) * 景観形成重点地区、景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木、良好な眺望場所などを想定しています。

② 景観形成地域別の方針

■ 田園居住景観形成地域

笛吹川周辺および六郷地域の平坦地に広がる既成市街地と田園住宅地域で、田園景観と共生する地域景観との調和、まちなみ景観の向上を図るため、建築物等の行為に際しては、特に次の事項に配慮します。

● 中心市街地については、個性と風格ある歴史的まちなみ景観の創出に配慮する

市川地区中央部の中心市街地については、歴史文化を感じさせる伝統的なまちなみを保ちつつ、賑わいや楽しさを演出するデザインを工夫するとともに、建築物や工作物もまちなみのひとつと考え、眺望景観への配慮と、風格と潤いあるまちなみ景観の創出を図る。

● 住宅地については、地域景観との調和、周辺のまちなみ景観との連続性に配慮する

地域生活の中心となっているところ、市街地内の住宅地、宅地化が進む郊外住宅地、田園住宅地については、周辺の田園景観や自然景観などの地域景観との調和やまちなみ景観の連続性に配慮する。

● 商業地については、賑わいの工夫と周辺のまちなみ景観との調和に配慮する

中心商店街、地域の既存商店街、幹線道路沿道の商業地については、賑わいを演出するデザインを工夫するとともに、眺望景観への配慮と、周辺のまちなみ景観との調和に十分配慮する。

● 田園景観の保全に配慮する

農地については、その保全に努めるとともに、農業用施設の設置や廃棄物・資材・土石などの堆積等に際しては、眺望景観や自然景観、特色ある田園景観を損なわないよう配慮する。

● 農村集落景観に配慮する

河川沿いに開けた田園集落や微高地の農村集落については、農地と集落地、里山などが一体となったまとまりのある良好な景観を損なわないよう、自然景観と集落景観との調和に配慮する。

● 歴史的景観との調和に配慮する

社寺・史跡など歴史文化資源のあるところでは、資源のもつ雰囲気や全体としての歴史文化的風致を損なわないように、周辺を含めた歴史文化的景観との調和に配慮する。

● 背景となる山なみ景観に配慮する

山地や丘陵地の斜面樹林など、地域景観の背景となっている山並みや緑の眺望景観を損なわないよう、建築物等の高さや形態・意匠、色彩等に特段の配慮をする。

● 水辺景観との調和に配慮する

水辺に面する場合、水辺景観のもつ自然な潤いや癒しのある景観を損なわないように工夫するとともに、水辺に面する部分の緑化に努める。



・市川公園からみた中心市街地の家並み

■山麓・山間景観形成地域

三珠地域の丘陵地の農村集落地域と、芦川の谷筋、市川地域や六郷地域の谷筋や山の辺、中山間地域に形成された農山村集落地域、里山・農地・集落地が一体となった特色ある景観との調和を図り、良好な眺望を損なわないよう、建築物等の行為に際しては、特に次の事項に配慮します。

●良好な眺望に配慮する

眺望に優れている地域であることを念頭に、良好な眺望場所からの眺望域については、眺望景観を損なわないよう配慮する。特に、良好な眺望場所の近傍においては十分に配慮する。

●市街地方面からの眺望に配慮する

山麓部は、後背の山地・森林地域とともに市街地景観の背景として良く眺められる緑視率の高い地域である。本町の特色でもある緑豊かな山麓の景観を損なわないよう配慮する。

●農山村景観に配慮する

里山と農地と集落地が一体となって特徴的な景観を形成している芦川沿いや中山間地域に点在する農山村地域については、ヒューマンスケールでまとまりのある集落景観の趣きを損なわないよう、良好な自然景観や集落景観との調和に十分に配慮する。

●歴史的景観との調和に配慮する

社寺・史跡などのほか、地域を特徴づける身近な歴史文化資源のあるところでは、古くからの伝統的な集落景観や地域の歴史文化的風致を損なわないように、地域景観との調和に配慮する。

●田園景観の保全に配慮する

(「田園居住景観形成地域」と同様)

●背景となる山なみ景観に配慮する

(「田園居住景観形成地域」と同様)

●水辺景観との調和に配慮する

(「田園居住景観形成地域」と同様)

●歴史的景観との調和に配慮する

(「田園居住景観形成地域」と同様)



・網倉の集落景観

■森林景観形成地域

山地・森林地域では、建築物や工作物、開発や地形改変等の行為はできる限り抑制に努めますが、やむを得ず行う場合は、特に次の事項に配慮します。

●山並み景観の保全に配慮する

山並み景観や眺望景観を損なわないよう建築物等の高さ、位置、形態・意匠、色彩等に配慮する。

●森林の維持・保全に配慮する

森林の伐採をできる限り抑え、やむを得ず伐採する場合は、復元緑化や施設まわりに適切な緑化を施すなど、自然景観となじませる工夫をする。

●森林景観との調和に配慮する

森林地域において建築物や工作物を設置する場合は、周辺の森林景観や自然景観の中で違和感を与えないように工夫する。周辺からの眺望の対象となる行為地については、特に配慮する。



・新緑の四尾連湖畔の森林景観

2. 景観形成地域ごとの行為の制限事項

(1) 田園居住景観形成地域

① 届出対象行為

本景観形成地域内において次の行為を行う場合、行為に着手する日の30日前までに町長に届出が必要で、また、大規模な行為については、あらかじめ町と協議を行なう必要があります。

■届出の必要な行為の概要

【田園居住景観形成地域】

| 行為の種類 | | 届出の対象 | |
|------------|---------------------------------|--|---|
| 建築物 | 新築、改築、増築若しくは移転 | 高さ 13m又は床面積の合計が 250 m ² を超えるもの（増改築については行為後の規模とする） | |
| | 外観の模様替え、色彩の変更 | 高さ 13m又は床面積の合計が 250 m ² を超える建築物で、変更部分の面積の合計が 10 m ² を超えるもの | |
| 工作物 | 新築、増改築、移転、 外観の模様替え、 色彩の変更 | 垣、さく、塀の類 | 高さ 3mを超えるもの |
| | | 電線類、電柱、鉄塔、 アンテナの類 | 高さ 15mを超えるもの |
| | | 煙突、記念塔、高架水槽、 彫像の類 | 高さ 13mを超えるもの |
| | | 遊戯施設、製造プラント、 貯蔵施設、処理施設の類 | 高さ 13m又は築造面積 250 m ² を超えるもの |
| | | 地上に設置する太陽光・風 力・小水力発電施設 | 高さ 10mを超えるもの又は太陽光 モジュール（パネル）の面積が 10 m ² を超えるもの |
| 開発等 の行為 | 土地の形質の変更 鉱物の掘採又は土石の類の 採取 | 行為面積 1,000 m ² を超えるもの又は高さ 3mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの | |
| | 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積* | 高さ 3m又は面積 500 m ² を超えるもので、期間が 90 日を超えるもの | |
| | 木竹の伐採 | 土地の用途変更を目的とした伐採面積 300 m ² を超えるもの | |

■届出が不要な行為について

② 届出が不要な行為

届出を必要とする行為であっても、景観法第16条第7項に規定する行為と町が定める次の行為は、届出の必要はありません。

- 景観計画区域が指定された際に、既に着手している行為
- 建築物や工作物で、外観の変更を伴わない改築
- 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積で、その用に供される土地の周辺の道路等から見通すことができない行為
- 山梨県文化財保護条例または市川三郷町文化財保護条例に基づく許可または届出が必要な行為

② 景観形成基準

■ 建築物

【田園居住景観形成地域】

| 行為の種類 | 配慮項目 | 景観形成基準 | |
|--|------|---|--|
| 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 | 配置 | <p>○周辺の山々やのびやかな眺望を阻害しないよう配置に留意すること。又、周辺のまちなみの連続性に配慮し、周辺建築物と調和するよう配置に留意すること。</p> <p>○建築物等の壁面位置は、敷地の許す範囲内で、できるだけ道路・隣地境界線から後退すること。</p> <p>○敷地内に景観的に良好な樹林、樹木、河川、水路等がある場合、良好な眺望が得られる場合には、これらと調和し、活かせる配置とすること。</p> | |
| | 外観 | 規模 | <p>○周辺のまちなみ景観や田園景観から著しく突出した印象を与えないよう、個々の建築物等の規模は極力抑え、建築物等と敷地のバランスに配慮すること。</p> <p>○建築物等の高さは20m以下とすること。</p> |
| | | 形態・意匠 | <p>○周辺の建築物等との連続性に配慮し、まちなみ景観や田園景観と調和した形態・意匠を工夫すること。</p> <p>○社寺、史跡等の文化財、地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、これらと調和するよう形態・意匠、色彩、材料を工夫し、違和感なく周辺景観となじませるよう配慮すること。</p> <p>○屋根・頂部形状については、できるだけ勾配屋根とするように努めるものとし、これが困難な場合においては、周辺まちなみ景観との調和に配慮したデザインを工夫すること。</p> <p>○屋外階段、ベランダなどは、建築物本体と調和するよう配慮すること。</p> <p>○外壁又は屋上に設ける設備等は、外部から見えにくいよう配慮するとともに、できるだけ突出感や乱雑な印象を与えない意匠とすること。</p> |
| | | 色彩等 | <p>○外壁及び屋根の色彩は、低彩度とし、できるだけ落ち着いた色彩を基調とすること。アクセントなどで彩度の高い色彩を用いる場合は、使用面積を抑えること。</p> <p>○背景の自然景観、周辺のまちなみ景観や田園景観と調和した色調とすること。</p> <p>○使用する色数は、できるだけ少なくなるよう努めること。</p> |
| | | 材料 | <p>○外壁、屋根及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料を極力避け、自然素材や地域特有の材料をできるだけ用いるよう努めること。</p> <p>○鏡面等の反射光の強い素材はできるだけ用いないよう努めること。</p> |
| | 屋外照明 | <p>○照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮すること。</p> <p>○商業看板等の照明、ネオンサインなどは、地域の夜間景観を損なうことのないよう、過度な光量、けばけばしい光彩とならないよう配慮すること。</p> <p>○点滅式などの動きのある光源は、原則として避けること。</p> | |
| | 緑化 | <p>○既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かすこと。</p> <p>○敷地内はできるだけ緑化に努め、特に、道路前面部の敷地（前庭）の緑化に配慮すること。</p> <p>○緑化の際に使用する樹種は、周辺の樹林や緑地、街路樹などと調和し、地域の風土にあったものとするよう努めること。</p> <p>○特に、規模の大きい建築物にあっては、周辺に与える威圧感や圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及びその配置などに配慮すること。</p> | |
| | その他 | <p>○屋外駐車場はできる限り出入口を限定し、周囲を生け垣等で囲うなど、景観的な配慮をすること。</p> <p>○大規模な駐車場は、外周部の緑化に努め、周辺景観との調和に努めること。</p> <p>○自動販売機の類は、壁面線より内側に設置するなど、周辺景観になじむよう、位置や色彩、デザインを工夫すること。</p> | |

■工作物

【田園居住景観形成地域】

| 行為の種類 | 配慮項目 | 景観形成基準 |
|--|--|--|
| 工作物の新築、増築、改築若しくは模様替え又は色彩の変更 修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 外観を変更することとなる | 垣、さく、塀の類 | ○周辺の景観及び建築物本体と調和したものとする。こと。 ○垣、さく、塀の高さはできるだけ低くし、生け垣、石材、木材などの自然素材を用いるよう努めること。これによらない場合は、これに準じる工夫をすること。 ○長大なものは分節化や植栽による修景などに努めること。 |
| | 電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類 | ○配置は眺望景観を妨げないよう配慮し、高さは30m以下とすること。 ○形状及び意匠は、できるだけシンプルなものとする。こと。 ○反射光の強い素材は、反射をできるだけ抑える工夫をすること。 ○色彩については、背景との関係性に留意し、できるだけ目立たないよう眺望や周辺の景観に配慮した色調を用いること。 ○電柱、電話柱の類は、数をできるだけ少なくし、共架に努めること。 ○鉄塔、アンテナの類は、道路境界線及び隣地境界線からはできるだけ後退し、下部を植栽などにより遮へいし、できるだけ目立たないようにすること。 ○移動通信鉄塔については、市川三郷町移動用通信鉄塔等設置基準に準拠するものとする。 |
| | 煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類 | ○周囲の山並みや自然景観、田園景観、まちなみ景観、眺望景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑え、配置に配慮すること。 ○工作物の高さは20m以下とすること。 |
| | 遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類 | ○形態・意匠、色彩、屋外照明、緑化等は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫すること。 ○太陽光・小水力発電施設は、主要な視点場、公共空間から目立たないよう設置位置を工夫すること。風力発電施設は、丘陵地又は高台などの目立つ場所への設置は避けること。 |
| 地上に設置する太陽光・風力・小水力発電施設 | ○太陽光パネル等の光沢性のある素材を用いる場合は、反射が少なく模様が目立たないものにするなど周辺景観との調和に配慮すること。 | |

■開発行為等

【田園居住景観形成地域】

| 行為の種類 | 景観形成基準 |
|----------------------------|---|
| 土地の形質の変更 鉱物の掘採又は土石の類の採取 | ○土地の形質の変更又は掘採等は、必要最小限に抑えること。 ○周辺の地形との調和に配慮し、大きな法面などを生じないように努めること。 ○法面を必要とする場合は、できるだけ緩やかな勾配とし、併せて風土にあった樹木や草花により緑化すること。 ○擁壁は、自然景観や田園景観に調和した材料、形態、意匠となるよう修景に工夫し、併せて緑化に努めること。 ○敷地内に現存する良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。 ○土石や鉱物の掘採等に当たっては、周辺から目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努めること。 ○土地の形質の変更又は掘採等の終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地や跡地の復元緑化に努めること。 |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積 | ○堆積規模は必要最小限に抑えるものとし、位置は、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たないような位置とすること。 ○積み上げに当たっては、高さをできるだけ低くして圧迫感を抑え、周辺の景観を損なわないよう、整然と行うこと。 ○敷地の周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努めること。 |
| 木竹の伐採 | ○樹林の保全・育成を基本とし、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とすること。 ○重要な眺望場所の近傍については、眺望確保のため、適切な維持・管理に努めること。 ○既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努めること。 ○道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残すようにすること。 ○やむを得ず伐採した場合は、周辺の植生を勘案して代替措置（植栽等）に努めること。 |

(2) 山麓・山間景観形成地域

① 届出対象行為

本景観形成地域内において次の行為を行う場合、行為に着手する日の30日前までに町長に届出が必要です。また、大規模な行為については、あらかじめ町と協議を行なう必要があります。

■届出の必要な行為の概要

【山麓・山間景観形成地域】

| 行為の種類 | | 届出の対象 | |
|--------|---------------------------------|--|---|
| 建築物 | 新築、改築、増築若しくは移転 | 高さ 10m又は行為部分の床面積の合計が 250 m ² を超えるもの (増改築については行為後の規模とする) | |
| | 外観の模様替え、色彩の変更 | 高さ 10m又は床面積の合計が 250 m ² を超える建築物で、変更部分の面積の合計が 10 m ² を超えるもの | |
| 工作物 | 新築、増改築、移転、 外観の模様替え、 色彩の変更 | 垣、さく、塀の類 | 高さ 2mを超えるもの |
| | | 電線類、電柱、鉄塔、 アンテナの類 | 高さ 15mを超えるもの |
| | | 煙突、記念塔、高架水槽、 彫像の類 | 高さ 10mを超えるもの |
| | | 遊戯施設、製造プラント、 貯蔵施設、処理施設の類 | 高さ 10m又は築造面積 250 m ² を超えるもの |
| | | 地上に設置する太陽光・風 力・小水力発電施設 | 高さ 10mを超えるもの又は太陽光 モジュール（パネル）の面積が 10 m ² を超えるもの |
| 開発等の行為 | 土地の形質の変更 鉱物の掘採又は土石の類の 採取 | 行為面積 500 m ² を超えるもの又は高さ 2mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの | |
| | 屋外における土石、廃棄物、 再生資源、その他物件の堆積 | 高さ 2m又は面積 300 m ² を超えるもので、期間が 90 日を超えるもの | |
| | 木竹の伐採 | 土地の用途変更を目的とした伐採面積 300 m ² を超えるもの | |

■届出が不要な行為について

届出を必要とする行為であっても、景観法第16条第7項に規定する行為と町が定める次の行為は、届出の必要はありません。

- 景観計画区域が指定された際に、既に着手している行為
- 建築物や工作物で、外観の変更を伴わない改築
- 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積で、その用に供される土地の周辺の道路等から見通すことができない行為
- 山梨県文化財保護条例または市川三郷町文化財保護条例に基づく許可または届出が必要な行為

② 景観形成基準

■ 建築物

【山麓・山間景観形成地域】

| 行為の種類 | 配慮項目 | 景観形成基準 | | | | | | | | | | |
|--|---|--|---|----|----|--------|-----|------------|-----|------|-----|-----|
| 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 | 配置 | <p>○地域の優れた眺望景観を阻害しないよう配置に留意すること。又、周辺の集落景観、田園景観、自然景観と調和するよう配置に留意すること。</p> <p>○周辺の家並みとの連続性に配慮し、周辺建築物と調和する配置とすること。</p> <p>○建築物等の壁面位置は、敷地の許す範囲内で、できるだけ道路・隣地境界線から後退すること。</p> <p>○敷地内に景観的に良好な樹林、樹木、河川、水路等がある場合、良好な眺望が得られる場合には、これらと調和し、活かせる配置とすること。</p> | | | | | | | | | | |
| | 外観 | 規模 | <p>○周辺の集落景観や自然景観から著しく突出した印象を与えないよう、個々の建築物等の規模は極力抑え、建築物等と敷地のバランスに配慮すること。</p> <p>○建築物等の高さは15m以下とすること。</p> | | | | | | | | | |
| | | 形態・意匠 | <p>○周辺の建築物等との連続性に配慮し、周辺の田園景観、自然景観と調和した形態・意匠を工夫すること。</p> <p>○社寺、史跡等の文化財、地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、これらと調和するよう形態・意匠、色彩、材料を工夫し、違和感なく周辺景観となじませるよう配慮すること。</p> <p>○屋根・頂部形状については、原則として勾配屋根とすること。</p> <p>○屋外階段、ベランダなどは、建築物本体と調和するよう配慮すること。</p> <p>○外壁又は屋上に設ける設備等は、外部から見えにくいよう配慮するとともに、できるだけ突出感や乱雑な印象を与えない意匠とすること。</p> | | | | | | | | | |
| | | 色彩等 | <p>○外壁及び屋根の色彩は、低彩度で、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然の緑を引き立てる色彩、周辺の集落景観と調和した色調とすること。</p> <p>○基調色となる部分(全体の約2/3)の彩度は、表の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="986 1182 1422 1357"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR(橙)系</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>R(赤)、Y(黄)系</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、石材、木材等の自然素材、漆喰、煉瓦、金属、ガラス等の表面に着色していない素材色の色彩を除く。</p> <p>○使用する色数は、できるだけ少なくなるよう努めること。</p> | 色相 | 彩度 | YR(橙)系 | 5以下 | R(赤)、Y(黄)系 | 3以下 | 上記以外 | 2以下 | 無彩色 |
| | 色相 | 彩度 | | | | | | | | | | |
| | YR(橙)系 | 5以下 | | | | | | | | | | |
| | R(赤)、Y(黄)系 | 3以下 | | | | | | | | | | |
| | 上記以外 | 2以下 | | | | | | | | | | |
| 無彩色 | — | | | | | | | | | | | |
| 材料 | <p>○外壁、屋根及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料を極力避け、自然素材や地域特有の材料をできるだけ用いるよう努めること。</p> <p>○鏡面等の反射光の強い素材はできるだけ用いないよう努めること。</p> | | | | | | | | | | | |
| 屋外照明 | <p>○照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮すること。</p> <p>○建物の外構で照明を行う場合は、周辺の住環境、生物生息環境に留意すること。</p> <p>○点滅式などの動きのある光源は、原則として避けること。</p> | | | | | | | | | | | |
| 緑化 | <p>○既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かすこと。</p> <p>○敷地内はできるだけ緑化に努め、特に、道路前面部の敷地(前庭)の緑化に配慮すること。</p> <p>○緑化の際に使用する樹種は、周辺の樹林や緑地、街路樹などと調和し、地域の風土にあったものとするよう努めること。</p> <p>○特に、規模の大きい建築物にあっては、周辺に与える威圧感や圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及びその配置などに配慮すること。</p> | | | | | | | | | | | |
| その他 | <p>○屋外駐車場はできる限り出入口を限定し、周囲を生け垣等で囲うなど、景観的な配慮をすること。</p> <p>○自動販売機の類は、壁面線より内側に設置するなど、周辺景観になじむよう、位置や色彩、デザインを工夫すること。</p> | | | | | | | | | | | |

■工作物

【山麓・山間景観形成地域】

| 行為の種類 | 配慮項目 | 景観形成基準 |
|--|--|--|
| 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 | 垣、さく、塀の類 | ○周辺の景観及び建築物本体と調和したものとすること。 ○垣、さく、塀の高さはできるだけ低くし、生け垣、石材、木材などの自然素材を用いるよう努めること。これによらない場合は、これに準じる工夫をすること。 ○長大なものは分節化や植栽による修景などに努めること。 |
| | 電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類 | ○配置は眺望景観を妨げないよう配慮し、高さは30m以下とすること。 ○形状及び意匠は、できるだけシンプルなものとする。こと。 ○反射光の強い素材は、反射をできるだけ抑える工夫をすること。 ○色彩については、背景との関係性に留意し、できるだけ目立たないよう眺望や周辺の景観に配慮した色彩を用いること。 ○電柱、電話柱の類は、数をできるだけ少なくし、共架に努めること。 ○鉄塔、アンテナの類は、敷地の許す範囲内で幹線道路の境界線から5m以上後退するとともに、下部を植栽などにより遮へいし、できるだけ目立たないようにすること。又、既存の樹木等がある場合はできるだけこれを修景に活かすように配慮すること。 ○移動通信鉄塔については、市川三郷町移動用通信鉄塔等設置基準に準拠するものとする。 |
| | 煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類 | ○周囲の山並みや自然景観、田園景観、集落景観、眺望景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑え、配置に配慮すること。 ○工作物の高さは15m以下とすること。 |
| | 遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類 地上に設置する太陽光・風力・小水力発電施設 | ○形態・意匠、色彩、屋外照明、緑化等は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫すること。 ○太陽光・小水力発電施設は、主要な視点場、公共空間から目立たないよう設置位置を工夫すること。風力発電施設は、丘陵地又は高台などの目立つ場所への設置は避けること。 ○太陽光パネル等の光沢性のある素材を用いる場合は、反射が少なく模様が目立たないものにするなど周辺景観との調和に配慮すること。 |

■開発行為等

【山麓・山間景観形成地域】

| 行為の種類 | 景観形成基準 |
|----------------------------|--|
| 土地の形質の変更、鉱物の掘採又は土石の採取 | ○土地の形質の変更又は掘採等は、必要最小限に抑えること。 ○周辺の地形との調和に配慮し、大きな法面などを生じないように努めること。 ○法面を必要とする場合は、できるだけ緩やかな勾配とし、併せて風土にあった樹木や草花により緑化すること。特に、丘陵部では、周囲からの見え方に充分配慮すること。 ○擁壁は、自然景観や田園景観に調和した材料、形態、意匠となるよう修景に工夫し、併せて緑化に努めること。 ○敷地内に現存する良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。 ○土石や鉱物の掘採等にあたっては、周辺から目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努めること。 ○土地の形質の変更又は掘採等の終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地や跡地の復元緑化に努めること。 |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積 | ○堆積規模は必要最小限に抑えるものとし、位置は、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たないような位置とすること。 ○積み上げにあたっては、高さをできるだけ低くして圧迫感を抑え、周辺の景観を損なわないよう、整然と行うこと。 ○敷地の周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努めること。 |
| 木竹の伐採 | ○樹林の保全・育成を基本とし、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じ必要最小限の伐採とすること。 ○重要な眺望場所の近傍については、眺望確保のため、適切な維持・管理に努めること。 ○既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努めること。 ○道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残すようにすること。 ○やむを得ず伐採した場合は、周辺の植生を勘案して代替措置（植栽等）に努めること。 |

(3) 森林景観形成地域

① 届出対象行為

本景観形成地域内において次の行為を行う場合、行為に着手する日の30日前までに町長に届出が必要です。また、大規模な行為については、あらかじめ町と協議を行なう必要があります。

■届出の必要な行為の概要

【森林景観形成地域】

| 行為の種類 | | 届出の対象 | |
|--------|---------------------------------|---|--|
| 建築物 | 新築、改築、増築若しくは移転 | 行為部分の床面積の合計が 10 m ² を超えるもの（増改築については行為後の規模とする） | |
| | 外観の模様替え、色彩の変更 | 変更部分の面積の合計が 10 m ² を超えるもの | |
| 工作物 | 新築、増改築、移転、 外観の模様替え、 色彩の変更 | 垣、さく、塀の類 | 高さ 1.5mを超えるもの |
| | | 電線類、電柱、鉄塔、 アンテナの類 | 高さ 15mを超えるもの |
| | | 煙突、記念塔、高架水槽、 彫像の類 | 高さ 5mを超えるもの |
| | | 遊戯施設、製造プラント、 貯蔵施設、処理施設の類 | 高さ 5m又は築造面積 10 m ² を超えるもの |
| | | 地上に設置する太陽光・風力・ 小水力発電施設 | 高さ 10mを超えるもの又は太陽光モジュール（パネル）の面積が 10 m ² を超えるもの |
| 開発等の行為 | 土地の形質の変更 鉱物の掘採又は土石の類の採取 | 行為面積 300 m ² を超えるもの又は高さ 1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの | |
| | 屋外における土石、廃棄物、 再生資源、その他物件の堆積 | 高さ 1.5m又は面積 100 m ² を超えるもので、期間が 90 日を超えるもの | |
| | 木竹の伐採 | 土地の用途変更を目的とした高さ 10mを超えるもの又は伐採面積 300 m ² を超えるもの | |

■届出が不要な行為について

届出を必要とする行為であっても、景観法第16条第7項に規定する行為と町が定める次の行為は、届出の必要はありません。

- 景観計画区域が指定された際に、既に着手している行為
- 建築物や工作物で、外観の変更を伴わない改築
- 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積で、その用に供される土地の周辺の道路等から見通すことができない行為
- 山梨県文化財保護条例または市川三郷町文化財保護条例に基づく許可または届出が必要な行為

② 景観形成基準

■ 建築物

【森林景観形成地域】

| 行為の種類 | 配慮項目 | 景観形成基準 | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|----|----|--------|-----|------------|-----|------|-----|-----|
| 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 | 配置 | <p>○周囲から極力目立たないような位置に配置し、山々の眺望を阻害しないよう努めること。又、行為地が山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう配置に留意すること。</p> <p>○建築物等の壁面位置は、敷地の許す範囲内で、できるだけ道路・隣地境界線から後退すること。</p> <p>○敷地内に景観的に良好な樹林、樹木、河川、水路等がある場合、良好な眺望が得られる場合には、これらと調和し、活かせる配置とすること。</p> | | | | | | | | | | |
| | 外観 | 規模 | <p>○周辺の自然景観に対して著しく突出した印象を与えないよう、規模は極力抑え、建築物等と敷地のバランスに配慮すること。</p> <p>○建築物等の高さは13m以下とし、かつ周辺の樹林の高さを超えないようにすること。</p> | | | | | | | | | |
| | | 形態・意匠 | <p>○森林などの周辺の自然景観と調和した形態・意匠を工夫すること。</p> <p>○社寺、史跡等の文化財、地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、これらと調和するよう形態・意匠、色彩、材料を工夫し、違和感なく周辺景観となじませるよう配慮すること。</p> <p>○屋根・頂部形状については、原則として勾配屋根とすること。</p> <p>○屋外階段、バルコニーなどは、建築物本体と調和するよう配慮すること。</p> <p>○外壁又は屋上に設ける設備等は、外部から見えにくいよう配慮するとともに、できるだけ突出感や乱雑な印象を与えない意匠とすること。</p> | | | | | | | | | |
| | | 色彩等 | <p>○外壁及び屋根の色彩は、低彩度で、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然の緑を引き立てる色彩、周辺の自然景観と調和した色調とすること。</p> <p>○基調色となる部分(全体の約2/3)の彩度は、表の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="976 1160 1417 1330"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR(橙)系</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>R(赤)、Y(黄)系</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、石材、木材等の自然素材、漆喰、煉瓦、金属、ガラス等の表面に着色していない素材色の色彩を除く。</p> <p>○使用する色数はできるだけ少なくなるよう努めること。</p> | 色相 | 彩度 | YR(橙)系 | 5以下 | R(赤)、Y(黄)系 | 3以下 | 上記以外 | 2以下 | 無彩色 |
| | 色相 | 彩度 | | | | | | | | | | |
| | YR(橙)系 | 5以下 | | | | | | | | | | |
| | R(赤)、Y(黄)系 | 3以下 | | | | | | | | | | |
| 上記以外 | 2以下 | | | | | | | | | | | |
| 無彩色 | — | | | | | | | | | | | |
| 材料 | <p>○外壁、屋根及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料を極力避け、自然素材や地域特有の材料をできるだけ用いるよう努めること。</p> <p>○鏡面等の反射光の強い素材はできるだけ用いないよう努めること。</p> | | | | | | | | | | | |
| 屋外照明 | <p>○照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮すること。</p> <p>○建物の外構で照明を行う場合は、周辺の自然環境、生物生息環境に留意すること。</p> <p>○点滅式などの動きのある光源は、原則として避けること。</p> | | | | | | | | | | | |
| 緑化 | <p>○既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かすこと。</p> <p>○敷地内はできるだけ緑化に努め、特に、道路前面部の敷地(前庭)の緑化に配慮すること。</p> <p>○緑化の際に使用する樹種は、周辺の樹林や街路樹などと調和し、地域の風土にあったものとするよう努めること。</p> <p>○特に、規模の大きい建築物にあっては、周辺に与える威圧感や圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及びその配置などに配慮すること。</p> | | | | | | | | | | | |
| その他 | <p>○屋外駐車場はできる限り出入口を限定し、周囲を生け垣等で囲うなど、景観的な配慮をすること。</p> <p>○自動販売機の類は、壁面線より内側に設置するなど、自然景観になじむよう、位置や色彩、デザインを工夫すること。</p> | | | | | | | | | | | |

■ 工作物

【森林景観形成地域】

| 行為の種類 | 配慮項目 | 景観形成基準 |
|--|--|--|
| 工作物の新築、増築、改築若しくは模様替え又は色彩の変更 修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 外観を変更することとなる | 垣、さく、塀の類 | ○周辺の景観及び建築物本体と調和したものとする。こと。 ○垣、さく、塀の高さはできるだけ低くし、生け垣、石材、木材などの自然素材を用いるよう努めること。これによらない場合は、これに準じる工夫をすること。 ○長大なものは分節化や植栽による修景などに努めること。 |
| | 電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類 | ○配置は眺望景観を妨げないよう配慮し、高さは30m以下とすること。 ○形状及び意匠は、できるだけシンプルなものとする。こと。 ○反射光の強い素材は、反射をできるだけ抑える工夫をすること。 ○色彩については、背景との関係性に留意し、できるだけ目立たないよう眺望や周辺の景観に配慮した色調を用いること。 ○電柱、電話柱の類は、数をできるだけ少なくし、共架に努めること。 ○鉄塔、アンテナの類は、敷地の許す範囲内で幹線道路の境界線から5m以上後退するとともに、下部を植栽などにより遮へいし、できるだけ目立たないようにすること。又、既存の樹木等がある場合はできるだけこれを修景に活かすように配慮すること。 ○山岳等においては、自然な稜線を乱さないように配慮すること。 ○移動通信鉄塔については、市川三郷町移動用通信鉄塔等設置基準に準拠するものとする。 |
| | 煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類 | ○周囲の山並みや自然景観、森林景観、眺望景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑え、配置に配慮すること。 ○工作物の高さは13m以下とし、かつ周辺の樹林の高さを超えないようにすること。 |
| | 遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類 地上に設置する太陽光・風力・小水力発電施設 | ○形態・意匠、色彩、屋外照明、緑化等は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫すること。 ○太陽光・小水力発電施設は、主要な視点場、公共空間から目立たないよう設置位置を工夫すること。風力発電施設は、丘陵地又は高台などの目立つ場所への設置は避けること。 ○太陽光パネル等の光沢性のある素材を用いる場合は、反射が少なく模様が目立たないものにするなど周辺景観との調和に配慮すること。 |

■ 開発行為等

【森林景観形成地域】

| 行為の種類 | 景観形成基準 |
|----------------------------|--|
| 土地の形質の変更 鉱物の掘採又は土石の類の採取 | ○土地の形質の変更又は掘採等は、必要最小限に抑えること。 ○周辺の地形との調和に配慮し、大きな法面などを生じないように努めること。 ○法面を必要とする場合は、できるだけ緩やかな勾配とし、併せて風土にあった樹木や草花により緑化すること。 ○擁壁は、自然景観に調和した材料、形態、意匠となるよう修景に工夫し、併せて緑化に努めること。 ○敷地内に現存する良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。 ○土石や鉱物の掘採等にあたっては、周辺から目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努めること。 ○土地の形質の変更又は掘採等の終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地や跡地の復元緑化に努めること。 |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積 | ○堆積規模は必要最小限に抑えるものとし、位置は、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たないような位置とすること。 ○積み上げにあたっては、高さをできるだけ低くして圧迫感を抑え、周辺の景観を損なわないよう、整然と行うこと。 ○敷地の周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努めること。 |
| 木竹の伐採 | ○森林の伐採は原則として抑制するものとし、やむを得ず伐採する場合においては、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とすること。 ○重要な眺望場所の近傍については、眺望確保のため、樹林の適切な維持・管理に努めること。 ○既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努めること。 ○道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残すようにすること。 ○伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して、代替措置（植栽等）に努めること。 |

第4章

景観資源等の魅力を高めるために

第4章 景観資源等の魅力を高めるために

■市川三郷町で定める事項

美しく豊かな景観資源等の魅力や質的な向上を図るため、本町では、第3章で掲げた建築物等の行為の制限に加えて、次のような事項を定めます。

■景観資源等の質的向上に向けて定める事項

景観法で定める事項

【景観重要建造物・景観重要樹木】

①景観上重要な建造物や樹木について（法第8条第2項第3号関係）

～景観上重要な役割を果たしている建造物や樹木を指定し、積極的な保全と景観の向上を図ります。

【景観重要公共施設】

②景観上重要な公共施設等について（法第8条第2項第4号ロ関係）

～景観上重要な役割を果たしている道路、河川、公園等の公共施設を指定し、景観の向上を図ります。

【屋外広告物】

③屋外広告物の表示・設置等の制限について（法第8条第2項第4号イ関係）

～屋外広告物等の表示・設置に関して一定の制限を定め、景観の向上を図ります。

【田園景観】

④田園景観や農村景観の維持・向上に向けて（法55条関係）

～景観に配慮した農業施策の方向を定め、豊かな田園景観の維持・保全と魅力の向上を図ります。

市川三郷町独自で定める事項

①歴史的景観の保全と創出に向けて

～市川地区中央部の旧街道・舟運のまちなみと後背の平塩の岡周辺一帯、特徴的な農山村集落景観については、各種まちづくり施策と連動した、本町を象徴する歴史的景観の保全と創出に向けた取り組みを促進します。

②眺望景観の保全・創出に向けて

～夜景や雄大な眺望（域）、重要な眺望場所の指定、維持・保全等に関する事項を定め、眺望景観の魅力の向上を図ります。

1. 景観上重要な建造物や樹木について

景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項(法第8条第2項第3号関係)

(1) 基本的事項

地域の特性を活かした景観形成を図るためには、地域に点在する特徴的な景観資源の保全を図るとともに、積極的にまちづくりに活用していくことが大切です。

このため、町内の建造物（建築物・工作物）および樹木（樹林地は除く）のうち、景観形成上重要な役割を果たしているものを「景観重要建造物」および「景観重要樹木」に指定*し、それらの保存を図るとともに、周辺も含めた魅力ある景観形成を促進します。

なお、これらの指定にあたっては、土地・建物の所有者等や「市川三郷町景観審議会」の意見を聴くものとします。

(2) 指定に関する事項

① 景観重要建造物(建築物、工作物)

町内には、市川教会などの文化財に指定されている歴史的建造物以外に、江戸期の町家やおかぶと造りの古民家、蔵、社寺等の歴史的建造物、町や地域のシンボルとなっている公共建築物など、地域景観を特徴づけている建造物が多く分布しています。

このため、地域の景観形成に重要な役割を果たし、道路などの公共の場所から容易にみることができる建造物を次の指定基準に基づき、「景観重要建造物」として指定して、積極的に保全・活用を図ります。



・市川地区中央部の歴史的建造物

■指定基準

- 地域固有の歴史・文化的な特色や建築的な価値を持ち、保全・継承の必要性の高い建造物
- 外観について優れたデザインをもち、町や地域のランドマーク、シンボルとなっている建造物
- 多くの町民や観光客等に愛され、親しまれている建造物
- 今後の景観形成において手本となるような建造物

② 景観重要樹木

町内には、双幹の欅などの文化財に指定されている天然記念物以外に、古くから町民に親しまれ、地域景観を特徴づけている大木や古木、地域住民により大切に守られている樹木が分布しています。

このため、地域の景観形成に重要な役割を果たし、道路などの公共の場所から容易にみることができる樹木を次の指定基準に基づき、「景観重要樹木」として指定し、積極的に保全・活用を図ります。



・広域農道沿いの桜

■指定基準

- その樹容（樹高、樹形等）から地域のシンボル、ランドマークとなっている樹木
- まちかどなど主要な場に位置し、地域の景観形成上重要な役割を果たしている樹木
- 多くの町民、観光客等に愛され、親しまれている樹木、地域住民に大切に守られている樹木

注) * 「景観重要建造物」および「景観重要樹木」の指定基準は、歴史的・文化的価値だけでなく、景観形成上の役割からも判断しており、新たなものであっても、地域の景観形成上重要な役割を果たしていれば指定の対象となります。ただし、文化財保護法により、国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物として指定されたものについては、同法に基づき保護・保存を図るものとし、ここでは指定の対象からは除外します。今後、上記を指定されると、所有者および管理者には、管理義務が生じ、その現状を変更する行為については町長の許可が必要となりますが、一方、相続税が減免されるなどの優遇措置も受けられます。

2. 景観上重要な公共施設等について

景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項(法第8条第2項第4号口関係)

(1) 基本的事項

道路や河川、公園などの公共施設は、景観を構成する重要な要素であり、周辺の自然環境や地域のまちなみ等と調和した整備や管理を行うことにより、効果的な景観形成が可能となります。

このため、景観形成上特に重要な公共施設について、「景観重要公共施設」に指定し、地域のまちづくりと連携して、景観に配慮した整備を推進します。

(2) 指定に関する事項

景観形成上特に重要な公共施設については、次の指定基準に基づき「景観重要公共施設」として指定します。

「景観重要公共施設」の指定にあたっては、公共施設管理者と協議を行ない、同意を得るとともに、「市川三郷町景観審議会」の意見を聴くものとします。

■ 指定基準

- 良好な景観を有し、本町のシンボルとなっている河川等
- 賑わいと交流の軸となっている道路や良好な眺望を有する道路など
- 特徴的な景観を有する橋梁、トンネルなどの土木構造物
- 多くの町民、観光客等に親しまれているシンボリックな公園

注) * 公共建築や鉄道駅等の公共的な建造物は、景観重要公共施設ではなく景観重要建造物として指定します。

■ 景観重要公共施設(候補例)

| 区 分 | | 施設の候補例 |
|----------|-------------------|--|
| 景観重要道路 | 賑わい・交流の軸となっている道路 | 国道 140 号 (笛吹ライン)、(主) 甲府市川三郷線、(主) 市川三郷富士川線、(主) 笛吹市川三郷線、(主) 市川三郷身延線、大門バイパス、(都) 役場前線、(都) 市川本町駅前線、(都) 中央通り線、南線、北線 など |
| | 優れた眺望を有する道路 | 中部横断自動車道、県道四尾連湖公園線、金川曾根広域農道*1 など |
| | 今後景観の配慮が必要な道路・構造物 | 中部横断自動車道・六郷 IC、黒沢バイパス など |
| 景観重要河川 | | 笛吹川、富士川、芦川 など |
| 景観重要公園*2 | | 市川公園、富士見公園、新町公園 |

注) *1 農道は道路ではなく、特定公共施設の中の土地改良法による土地改良事業に係る土地改良施設となります。

*2 景観重要公園の指定は、都市公園法による都市公園となります。

(3) 整備に関する事項

指定された「景観重要公共施設」については、次の整備方針の考え方にに基づき、地域のまちづくりや観光まちづくりなどと連携しながら、良好な景観形成に資する施設整備を図ります。

また、市川地区中央部では、町民と協働により「市川地区中央部の住まいのデザインノート」（平成21年3月）を作成し、良好なまちなみの誘導に向けた指針を示していますが、今後、景観重要公共施設に限らず、行政が率先し景観に配慮した施設整備を推進するため、「（仮称）市川三郷町公共施設デザインガイドライン」の策定や「新町サイン整備計画」の見直しを検討します。

■景観重要公共施設の整備方針の考え方

| 区 分 | 整備方針の考え方 |
|--------|--|
| 景観重要道路 | <ul style="list-style-type: none"> ● 良好な眺望景観、自然景観、まちなみ景観に配慮した道路の整備（交通安全施設、街灯、舗装、法面、擁壁・排水施設等の構造物など） ● 地域の特性を考慮した特色ある道路の緑化 ● 景観に配慮した統一感のある公共サインや標識等の設置 |
| 景観重要河川 | <ul style="list-style-type: none"> ● 環境や景観に配慮した河川構造物の整備（護岸、水制工、河川占用物など） ● 地域の特性を考慮した特色ある河川緑化 ● 河川の水質、動植物の生息環境の維持・保全 ● 眺望場所や親水空間の整備 ● 景観に配慮した標識等の設置 ● ごみの不法投棄等の景観阻害要因の改善 など |
| 景観重要公園 | <ul style="list-style-type: none"> ● 良好な眺望を活かした公園の整備 ● 周辺の景観と調和した統一感がある公園施設やサインの整備 ● 地域の特性を考慮した特色ある公園の緑化 |

(4) 占用許可等の基準の考え方

河川や道路などの景観重要公共施設の区域内に工作物の設置等を行う場合、法に基づく占用許可が必要ですが、本計画では、これに加えて景観重要公共施設の良好な景観形成を図るため、占用許可等の基準を作成する際の考え方を次のように定めます。

なお、景観計画区域が指定される以前の既存の工作物等、または地中に埋設するものなど、周辺の景観に影響のない工作物はこの限りではありません。

■占用許可等の基準の考え方

| 区 分 | 根拠法 | 許可基準の考え方 |
|--------|---------------------------------------|--|
| 景観重要道路 | 道路法第32条第1項または第3項の許可の基準による | 工作物の形態・意匠等については、周辺の自然景観、眺望景観、田園景観等と調和するよう特段の配慮を図ること。 |
| 景観重要河川 | 河川法第24条または第26条第1項の許可の基準による | |
| 景観重要公園 | 都市公園法第5条第1項または第6条第1項もしくは第3項の許可の基準に準じる | |

3. 屋外広告物の表示・設置等の制限について

屋外広告物の表示・設置等の制限に関する事項(法第8条第2項第5号関係)

(1) 基本的事項

適切な屋外広告物は、町民や観光客等に多くの情報を与え、商業地、観光地などのまちなみに賑やかな印象やおもてなし感を与えるなどの効果があります。

一方、近年、幹線道路沿道等を中心に、大規模かつ派手な色彩の広告物や特定の場所における集中的な掲出など、屋外広告物の無秩序な掲出もみられ、良好な景観を阻害する要因ともなっています。

現在、本町における屋外広告物の表示または掲出物件の設置に関する行為については、「山梨県屋外広告物条例」に基づく規制が実施されています。

当面は、県条例の周知と適切な運用により、屋外広告物等の規制・誘導を図りますが、将来的には、本計画および屋外広告物法に基づく町独自の「(仮称)市川三郷町屋外広告物条例」を検討・制定し、これに基づいて本町の实情に即した規制・誘導をめざします。

(2) 行為の制限に関する事項

今後、町独自の規制・誘導に向けた屋外広告物条例を制定する際は、次のような考え方に基いて検討を図ります。

■基本的な考え方

- 良好な自然や眺望、本町固有の歴史文化のまちなみなど、景観の維持・保全を図る必要性の高いところや、衆目に触れることの多い場所周辺においては、著しく周辺景観になじまないもの、突出し目立つものとならないよう特に配慮します。

■屋外広告物設置基準の考え方

| 項目 | 設置基準の考え方 |
|-------------|---|
| 位置、形状、規模、意匠 | ○景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設や良好な眺望場所の周辺など、景観の維持保全を図る必要性が高いところにおいては、当該施設が醸し出す地域イメージを損ねないよう、掲出位置に配慮する。 ○必要最小限の大きさ、設置個数にとどめるとともに、道路の快適な見通しの確保、良好な自然景観や田園景観との調和に配慮する。 ○主要な幹線道路沿いに、幟や旗などの一時的な広告やサインを連続的に設置しない。やむを得ず設置する場合は、必要最小限の設置個数にとどめる。 ○広告看板の文字は、不必要に大きなものは使用しない。 ○高速道路 IC や幹線道路交差点付近に設置する看板類等については、できるだけコンパクトに集約化し、大きさや向きを揃えるなど、まとまり感に配慮するとともに、修景や緑化に努める。 ○放置された老朽看板については、撤去に努める。 |
| 色彩 | ○基調となる色は、周辺の景観に配慮した色彩を用い、けばけばしくならないよう努める。 ○安全上の理由など、やむを得ない場合を除き、蛍光色や反射材の類は使用しない。 |
| 素材 | ○周辺の良好な景観と調和する素材の使用や表面処理に配慮する。 ○耐久性に優れ、維持管理が容易な素材を用いるよう努める。 |
| 照明 | ○照明機器は、必要最小限とするよう努める。 ○照明機器を設置する場合は、使用する光の色や方向、量等に十分留意し、周辺の良好な景観との調和を乱さないようにする。 ○ネオン管など光源が露出した素材は使用しない。 |

4. 田園景観や農村景観の維持・向上に向けて

景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項(法第55条関係)

(1) 基本的事項

本町の景観を代表するもののひとつに、豊かな風土と農の営みがつくり上げた田園景観や農村景観があげられます。

特に、笛吹川沿いの平坦地に優良農地が広がる大塚田んぼや丘陵地に広がる畑地や樹園地は、町内随一の農業地帯であり、全国に誇る大塚にんじんや甘々娘等の市川三郷町ブランドを確立しています。近年はグリーンツーリズムも盛んとなり、農を通じた交流と賑わいの風景もみられます。



・大塚田んぼの田園風景

また、変化に富む複雑な地形を擁する中山間地域では、里山を背景に樹園地や畑地、谷筋の山塊に抱かれた古くからの農村景観など、ふるさとの原風景となる特徴的な景観が形成されています。

しかしながら、農山村地域での過疎化、農業従事者の減少や高齢化などの影響により、農地の減少、遊休農地の増加、農業の活力の低下とともに、農村集落の維持や農業景観の魅力も失われつつあることが懸念されています。

本町の重要な風景資産である農村景観の維持・保全と良好な景観の創出、地域農業の活性化に資する良好な営農条件を確保するために、「農業振興地域整備計画」と整合を図りながら、以下に示すような「景観農業振興地域整備計画」の策定を検討します。

■景観農業振興地域整備計画の概要

「景観農業振興地域整備計画」とは、農振法に基づく「農業振興地域整備計画」とは別の計画として、市町村が作成することができるものとしています。美しい田園景観・農村景観の保全・創出と景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、一定の区域を対象に、地域の特徴ある景観に配慮した土地利用のあり方や、農用地・農業用施設などの整備・保全の方向、具体的な事業・活動について定めるものです。

計画の策定にあたっては、「農業振興地域整備計画」や「中山間地域総合整備事業」等との整合を図る必要があります。

計画づくりの動機

- 田園や樹園の景観を守りたい
- 里山に抱かれた農村風景を守りたい
- 景観に配慮したほ場整備や農道整備をしたい
- 棚田や段々畑を守りたい
- 農業交流を活性化させたい

「景観農業振興地域整備計画」の策定

計画に定める事項

- 景観農業振興地域整備計画の区域
- 景観と調和のとれた農業上の土地利用に関する事項
- 農用地の保全・農業用施設の整備に関する事項

計画に基づく取り組みの推進

(2) 景観農業振興地域整備計画で定める事項

① 景観農業振興地域の区域

景観農業振興地域の区域は、農業振興地域内のうち、田園景観や農村景観の保全・創出、良好な営農条件を確保するために、景観的な施策を講じることが望まれる次のような区域について定めます。

■区域の設定基準

- 良好な景観を形成している一団の農地で、今後とも保全・継承が求められるところ（大塚、上野、市川、高田、岩間、宮原地区等）
- 里山と一体となった棚田や段々畑など、農地の形状や構造が貴重な景観要素となっており、今後とも保全・継承が求められる農村景観（山の辺や中山間地域、芦川沿いの農村景観等）
- 市川三郷町ブランドや景観作物の栽培、グリーンツーリズムや農業体験、環境教育等の実施による都市住民との交流を推進しており、今後ともその活動を推進していくところ
- 田園景観や農村景観と調和する農業生産基盤整備を推進していこうとするところ
- 遊休農地の増加が進行し、その利活用が求められるところ など

② 景観と調和の取れた土地の農業上の利用に関する事項

景観農業振興地域内の農用地、農業用施設等について、景観を維持した農地の維持管理や遊休農地の有効活用、景観作物の共同栽培など、地域全体の特徴ある景観に配慮した農地の土地利用のあり方について定めます。

③ 農業生産基盤の整備、開発、保全に関する事項

農業生産基盤の整備、開発、保全に際して、景観形成上留意すべき次の事項を具体的に定めます。

■計画に定めるべき事項

- 農業生産基盤の整備および開発に関する事項（農振法第8条第2項第2号）
（景観に配慮した農道や水路の整備、景観上必要な整備に関する事項や基準など）
- 農用地等の保全に関する事項（農振法第8条第2項第2号の2）
（遊休農地に対する基盤整備や有効活用に関する事項など）
- 農業の近代化のための施設の整備に関する事項（農振法第8条第2項第4号）
（農業近代化施設に対する配置、形態、色彩、その他意匠に関する基準など）



・肥沃な農地が育む大塚にんじん



・宮原の水田地帯

5. 市川三郷町独自で定める事項

本町では、固有の景観資源の質的向上と良好な景観形成を図るため、前項の法で定める4つの事項以外に、次の事項を定めます。

なお、これらの事項を定める際は、「市川三郷町景観審議会」の意見を聴くものとします。

(1) 歴史的景観の保全と創出に向けて

本町は、和紙や印章などの地域の生業や営みが育んだ文化的景観、養蚕農家の形態を残す民家や伝統的な集落景観など、周辺の自然や里山と歴史的風致が調和したふるさとの独特な農山村集落景観を随所にみることができます。

また、市川地区中央部は、江戸期の町割りの中にひやと呼ばれる路地や水路網が巡り、旧街道と地域の中心であった面影が残るまちなみ景観が残されています。さらに、中心市街地後背の「平塩の岡」一帯は、甲斐源氏発祥の地といわれる町の成り立ちの礎の地であり、景観資源も多く、周囲の樹林や里山と一体となった本町の歴史的風土を象徴する一帯となっています。

これらは、本町の歴史や文化を語る上では欠かせないものですが、その歴史的景観は必ずしもわかりやすい形で残っているわけではありません。このような明確な形で捉えがたい歴史的景観は、例えば歴史的建造物単体や文化財の保存のみでは継承することが難しいだけでなく、一度失われたり、損なわれたりすると回復することは困難であり、消失してしまうことにもなりかねません。

そのため、特徴的な農山村集落の歴史的景観の保全・継承を図るとともに、市川地区中央部や平塩の岡周辺一帯の潜在的な歴史的景観資源を結びつけるなど、後世に継承すべき普遍的な風景資産としての歴史的景観の保全と創出に向け、次のような取り組みを推進します。



・風景づくり住民懇談会フィールドワーク（夢想国師母堂の墓所周辺）

① 歴史的景観保全の指針の検討

本町の歴史的景観を守り・育むため、「(仮称)市川三郷町歴史的景観保全の指針」の作成を検討し、指針で示された基本的な考え方を踏まえ、地域のまちづくりと連携した、歴史的景観の保全と活用に向けた取り組みを推進します。

■歴史的景観保全の指針で定める事項(例)

- 歴史的景観保全に向けた基本方針
- 対象地域の選定（景観形成重点地区との連携）
- 歴史的景観保全の指針
- 歴史的景観への配慮を要する事項
- 歴史的景観保全条例について など

■対象となる歴史的景観(例)

- 市川地区中央部のまちなみ（文化財、歴史的建造物、旧街道・舟運の歴史文化資源、江戸時代の町割りとひや、水路網、辻空間、社寺と鎮守の森、伝統的な産業・祭事等）
- 平塩の岡周辺（甲斐源氏旧跡、夢窓国師等に関わる旧跡・史跡、天台百坊ゆかりの社寺、丘陵地や山麓の斜面樹林と里山、桜、塚・祠、小径、水路、眺望等）
- ふるさとの原風景を継承する特徴的な農山村集落景観（芦川沿いの谷筋や中山間地域等に点在する自然や里山と一体となった農山村集落景観、伝統的な形態を残す古民家や家並み、伝統芸能等） など

② 地域のまちづくりを通じた歴史的景観の形成

市川地区中央部では、これまで、町民、NPO、行政等が連携し、固有の景観資源を活かした良好なまちなみ形成に向けた取り組みを進めています。また、六郷地域では、地域住民による里山の保全活動や里山を介した交流活動なども行われています。

景観形成にあたって、このような取り組みと連携を図りながら景観施策を進めることが重要であり、効果的です。そのため、地域のまちづくり活動と一体となった景観形成の取り組み実績を積み重ね、景観のルールづくりや町民意識の醸成を図りながら、歴史的景観の形成に向けた景観まちづくりを推進していきます。

■歴史的景観の形成に向けた取り組み(例)

- 景観形成重点地区の検討
 - ・地域住民との協議による景観まちづくり計画を作成し、景観形成重点地区の指定を行うとともに、景観形成基準に基づく行為の制限等による良好な景観形成の推進を図る。
- その他、まちづくり等と連携した取り組み
 - ・まちなみ保存会の結成、まちなみ修景ガイドラインの策定、まちなみ修景事業の実施
 - ・「市川地区中央部住まいのデザインノート」の活用、市川地区中央部まちづくり協定における歴史的景観形成の取り組みの促進
 - ・風致地区、緑地保全地域制度、特別緑地保全地区等を活用した平塩の岡周辺の斜面緑地・里山の維持・保全
 - ・(仮称)ひやのまち庭先協定、修景に対する助成や支援制度、町民協働による歴史的まちなみ景観形成活動の促進
 - ・「農山漁村地域力発掘モデル事業」(農林水産省)等の活用による郷土景観の維持・保全、地域住民協働による里山保全活動、農山村交流の促進、農山村集落景観の維持・保全に向けた過疎対策、定住促進
 - ・ひらしお源氏の館、花火資料館、印章資料館、大門碑林公園等の文化交流施設を活用した啓発・情報発信の充実
 - ・歴史的景観ガイドブックの作成、歴史散歩マップの作成、ボランティアガイドの育成 など

③ 歴史的建造物等の保全・活用に向けた取り組みの推進

文化財に指定されている歴史的建造物はもちろんのこと、町家や養蚕農家の形態を残す古民家など、地域に長年愛されてきた歴史的な建造物は、地域の歴史を伝え景観の魅力を高める貴重な資産であるとともに、景観的な地域性をあらわすシンボリック役割も果たしています。

しかし、こうした建造物は、維持管理の困難さや、所有者の建替の意向などから、失われつつあるのが現状です。歴史的建造物の維持は、所有者のみの努力では困難な場合が多く、町民が貴重だと認識するものについては、資金的・人的支援を行ない、地域住民やまちづくり組織、専門家、行政等の多様な主体が関わり、連携し持続的に支える仕組みが必要です。

そのため、既存の支援策の周知とともに、次のような歴史的建造物等の保全・活用に向けた取り組みを推進していきます。

■歴史的建造物等の保全・活用に向けた取り組み(例)

- 景観重要建造物を活用した歴史的建造物の保全・活用
- その他、歴史的建造物等の保全・活用に向けた取り組み
 - ・補助制度等の検討(歴史的建造物等整備支援事業の検討、基金の創設等)
 - ・歴史的建造物の調査、所有者の意向・現状調査の実施、所有者の支援制度の検討(建造物の修理・修景への助成等の支援、規制基準の緩和等)
 - ・町および町民参加による歴史的建造物等の選定(「(仮称)歴史的景観建造物等登録制度」等)、町独自の表彰制度などの検討
 - ・町家の再生・利活用に向けた募金や町家トラストなどのトラスト活動の促進
 - ・農山村集落地の歴史的建造物の保全と有効活用(ゲストハウス、民泊、縁側カフェ、交流スペース等)
 - ・歴史的建造物の一般公開、案内マップの作成、サイン整備、維持支援等のボランティアの育成 など

④ 観光まちづくりとの連携

市川地区中央部は、本町の中心市街地として、地域住民とともに活性化に向けた多様なまちづくりプロジェクトを推進しています。

また、和紙や花火などの伝統産業が継承され、市川の百祭りといわれるほど祭りが盛んで、伝統の技を誇る神明の花火大会には 20 万人を超える観光客が訪れます。

今後は、歴史的景観の保全・創出とともに、観光まちづくりとの連携や地域の賑わいを創出する視点も重視し、本町の景観まちづくりを先導する取り組みを推進していきます。



・市川地区中央部周辺の案内サイン

■〈参考〉市川地区中央部のまちづくりの主な経過

| | 主なまちづくりプロジェクト | 住民との主な協働活動 |
|--|--|---|
| 平成 14 年～ | | <ul style="list-style-type: none"> 市川大門町まちづくり塾発足 市川大門町まちづくり研究会発足 市川地区中央部まちづくり懇談会発足 |
| 平成 15 年～ | | <ul style="list-style-type: none"> まちづくり懇談会による「まちづくり提言」の提出 「市川地区中央部まちづくり推進計画」の策定 |
| 平成 16 年～ | ○市川まちづくり拠点の開設 | |
| 平成 17 年～ | <ul style="list-style-type: none"> ○市川地区中央部街なみ環境整備計画の策定 ○連担建築物設計制度の創設 ○狭あい道路拡幅整備事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 市川大門町散歩マップ作成 市川地区中央部まちづくり協定の締結 |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ー市川三郷町の誕生(10月1日)ー </div> | | |
| 平成 18 年～ | <ul style="list-style-type: none"> ○街なみ環境整備事業の実施 (中央通り美装化、歴史資源を活かしたまちかどスポットの整備等) ○中央通りの通行改善に向けた社会実験の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 紙のまち活き活きまつりへの協力 摩利支天花火の日まちなカラリー |
| 平成 21 年～ | ○市川地区中央部の住まいのデザインノートの作成 | |
| 平成 22 年～ | | <ul style="list-style-type: none"> 市川ホテルマップの作成 |
| 平成 25 年～ | ○街なみサイン案内看板の設置 | |



・柿の木の辻の整備



・中北の井戸端の整備



・紙のまち活き活きまつり

(2) 眺望景観の保全・創出に向けて

本町は、甲府盆地の最南端となる沖積低地の後背となる曽根丘陵の丘陵地や、山間部の尾根筋が枝分かれする複雑な地形から、盆地や山並みを望む雄大なパノラマ景観から富士山の眺望など、多彩な眺望景観をみることのできる眺望場所（ビューポイント）が数多く分布しています。

優れた眺望景観は、本町の重要な風景資産であり、町民や観光客等多くの人々の心を惹きつける重要な観光資源でもあります。

この風景資産を大切に維持・保全していくとともに、その印象と魅力をさらに高め、観光や景観まちづくりに活用していくため、次のような取り組みを推進します。



・蛾ヶ岳からの南アルプスと四尾連湖の眺望

① 眺望景観ガイドプランの検討

本町の優れた眺望景観の保全・創出・活用を図るため、次のような「(仮称)市川三郷町眺望景観ガイドプラン」の作成を検討します。

これにより、良好な眺望場所や眺望景観保全地域を選定し、周辺の建築物の高さや規模、色彩、デザイン等を適切に誘導し、本町の優れた眺望を守り活かす景観まちづくりの検討を図ります。

■ガイドプランで定める事項(例)

- 優れた眺望景観の保全・創出方針
- 優れた眺望場所と眺望景観保全地域の選定に関する事項
- 眺望場所毎の眺望景観の保全・創出方針
- 眺望場所の整備に関する事項
- 眺望景観保全地域における建築物等の行為の制限に関する事項 など

■良好な眺望場所選定の考え方(例)

- 河川や市街地、住宅地からの四方の山なみや富士山等の優れた眺望景観が得られるところ（仰ぎみる眺め）
- 高台からの山なみを背景にした甲府盆地のパノラマ景観等の優れた眺望景観が得られるところ（見下ろす眺め）
- 本町固有の眺望景観が得られるところ（優れた夜景スポット、古墳や平塩の岡、烽火台等）
- その他、優れた眺望場所（ビューポイント）など

② 優れた眺望景観の保全・創出に向けた取り組みの推進

■優れた眺望場所(ビューポイント)の抽出・選定

町民や観光客等からの公募やフィールドワーク等の町民参加イベントにより、町内の良好な眺望場所を抽出し、選定委員会などにより「(仮称)市川三郷町の眺望五十選」として選定します。選定した場所については、景観（眺望景観）マップ等により積極的なPRに努めます。

■良好な眺望場所の整備

良好な眺望場所については、眺望広場の整備、サインの設置など、魅力の向上を図るとともに、電線類、広告・看板、眺望障害樹木など、景観を阻害する要因について改善を図ります。

■優れた眺望と眺望域の景観コントロールの推進

優れた眺望場所においては、その周辺および眺める範囲（眺望域）に関わる建築物等に対し、第3章で示した行為の制限事項に基づき、良好な眺望を損なわないよう適切な誘導を図ります。

また、眺望景観の主な対象等については、主たる景観要素だけではなく、その周辺や背景となる景観についても十分に配慮した景観コントロールを推進します。

第5章

計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

1. 協働による景観まちづくりの考え方

良好な景観づくりは、行政をはじめ、町民、事業者、観光客等の来訪者など、本町の景観づくりに関わる多様な主体が、適切な役割分担と連携のもとで取り組んでいくことが不可欠です。

そのなかでも、とりわけ地域に暮らし、地域景観と最も深い関係を持つ町民が果たすべき役割は大きく、町民自らが主体となって、取り組む景観まちづくりは、良好な景観形成の実現に欠くことができません。

そのため、一人一人が市川三郷町の財産である景観の価値や魅力を再認識し、町民、事業者、来訪者、行政などが本計画に掲げた景観形成の理念や目標を共有し、お互いの役割を認め合い、多様な主体相互のパートナーシップを重視した、協働による景観まちづくりを推進していきます。

■各主体の役割

■町民は…

町民は、景観形成の主役です。景観が町民共有の財産であることへの認識を深めるとともに、一人一人が自分たちの住む地域の風景をもう一度見直し、景観に配慮した住まいづくりや暮らし方など、自らできることに自発的に取り組み、町民主体による景観形成活動を積極的に促進します。

■事業者は…

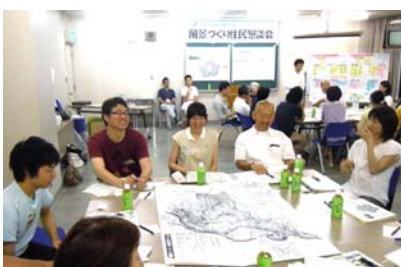
建設に係わる事業者をはじめとして、工業、商業、林業、観光等に係わる事業者などについても、経済活動を通じて直接的・間接的に景観形成に関与しています。事業者も景観形成の重要な担い手であることを認識し、その役割を理解してもらうとともに、本町が取り組む景観形成への積極的な協力・参画を促していきます。

■来訪者は…

本町には、一般の観光客のほか、グリーンツーリズムや体験農業、トレッキングや伝統産業の体験など、多様な目的をもった人々が年間を通して訪れています。こうした来訪者についても、本町の景観形成に対する考え方や取り組みについての理解と協力、マナーの向上を促していきます。

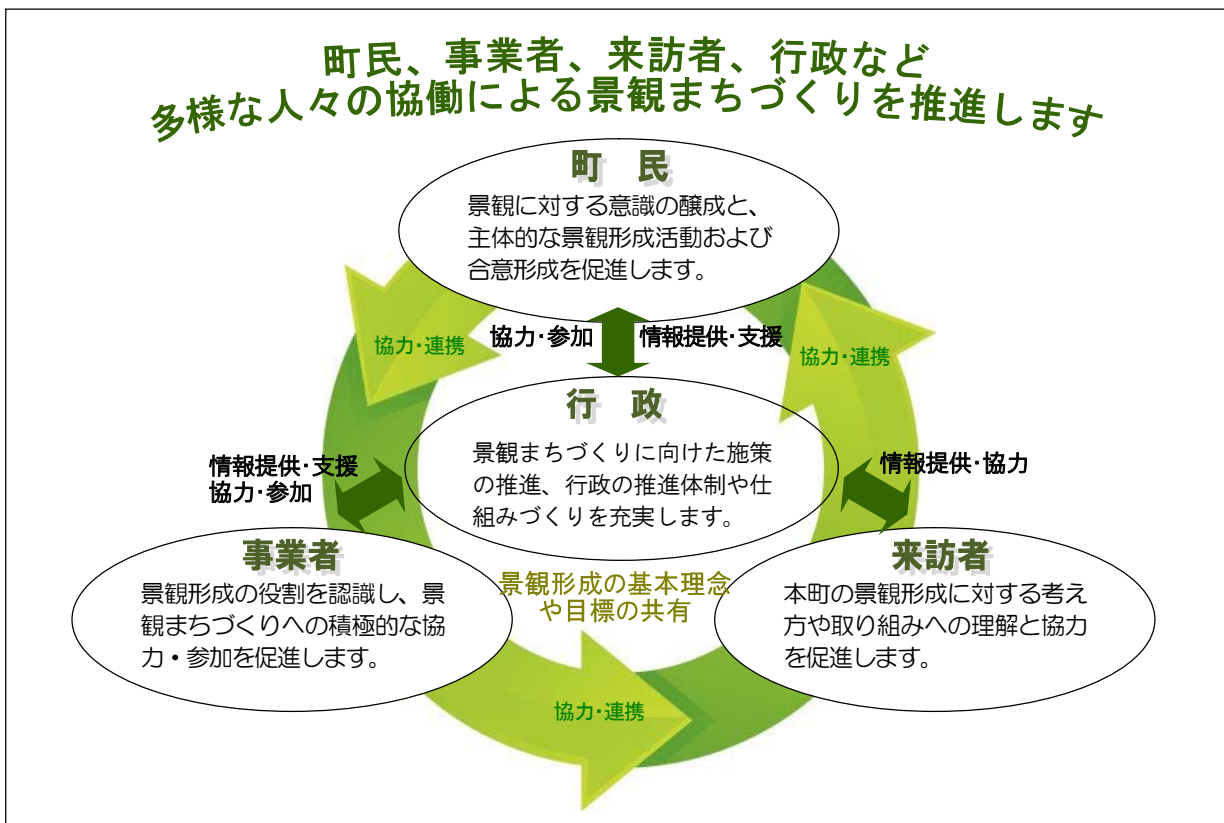
■行政は…

「景観計画」に基づき、良好な景観形成に向けた施策を率先して推進します。また、協働による景観まちづくりを積極的に推進するため、町民意向を踏まえることに努めるとともに、景観に関する啓発活動や情報提供、町民の景観形成活動に対する支援、行政の推進体制等の充実を図ります。



・風景づくり住民懇談会ワークショップ

■協働による景観まちづくりの考え方



〈参考〉提案の実現に向けた協働体制による行動指針 —風景づくり住民懇談会の提案から—

市川三郷町の風景づくりに向け次のような協働体制による行動指針を提案します！

●一緒に進めること

- 今すぐできる取り組みを進める
- 人まかせではない、みんなで力をあわせる風景づくりを進める
- 人材発掘と育成、ネットワークづくり
- 多様な活動情報を集め、効果的な発信の機会と場を創る

●私たち町民が進めること

- 地域の潜在資源をみだし、風景づくりへの意識を高める
- 地域が主体となった、楽しんで継続していく活動を進める
- 子どもたちなどへ地域の風景を受け継ぐ学びと啓発活動を進める

●行政が進めること

- 町民参加の機会と場を創る
- 町民の想いや活動に応える「支援」を充実する
- 今手だてを講じるべき課題に取り組む
- 風景を守る「景観条例」など、まち独自のルールを検討する

2. 景観計画の推進に向けた施策

「市川三郷町景観計画」の推進に向け、次のような施策の取り組みを図ります。

■景観計画の推進に向けた施策の体系



(1) 景観に関する町民等の意識の醸成

① 地域の景観資源の発掘と価値観の共有

「まちづくりは人づくり」と言われます。景観計画でめざす景観まちづくりを実現させるためには、どれだけ多くの町民が本町の美しい風景と景観まちづくりに関心を持ち、その一歩を踏み出せるかにかかっています。

景観に対する町民の関心を高めるためには、地域の多様な景観資源を町民の目線で発掘・収集し、その価値を共有し、育む気運を醸成していくことと、地域のお宝（景観資源）を町内外に広く発信していく必要があります。

本町では、市川地区中央部の「市川大門散歩マップ」づくり、地域の成り立ちや固有の歴史を知らしめる「市川まちづくり読本」の作成、また、わがまち再発見ツアーや里山さんぽ道ウォッチング、里山保全活動など、主体的な町民活動が盛んに行われています。また、風景づくり住民懇談会フィールドワークにおいても、新たな景観資源の発見が多くありました。

今後も、継続的なまち歩きや景観フィールドワークなどの多様な活動を通じて、地域の風景を見直す取り組みや風景の価値を共有しながら、ふるさと風景への愛着を育む機会の充実を図ります。

② 景観に対する意識啓発活動の促進

景観づくりにあたっては、風景に対する町民の関心を高める機会と場を創り、風景の価値を共有していくことが重要です。そのため、多くの人に本町の風景の魅力や景観形成に対する考え方を知ってもらい、景観に対する理解と関心を深めていくため、次のような啓発活動を促進します。

■主な意識啓発活動(例)

- 景観まちづくりに関するシンポジウム・講演会等の開催
- 「市川三郷町景観計画」のPR用パンフレットの作成
- 「(仮称)市川三郷ふるさと景観百選」、「(仮称)市川三郷八景」の選定とPR（公募による選定、観光PRへの活用など）
- 「市川まちづくり読本」等を活用した地域の歴史の周知、歴史文化の勉強会や講演会等の充実
- 景観コンクールの実施、町民参加による地域の景観マップの作成と既存マップの連携
- 小・中学校の総合学習と連携した景観教育の実施、市川アカデミー気軽に講座の充実
- 風景体験まち歩きイベントや景観懇談会等の開催
- 山梨フィルムコミッションの活用（映画やTVドラマの撮影場所誘致や支援） など

③ 景観まちづくりに関する情報の発信

景観まちづくりを推進するには、どこにどんな景観資源があるのか、どこでどんな人たちがどのような活動をしているのかといった、多様な情報を発信することが、重要なこととなります。

そのため、町民が主体となった景観まちづくりを支援する視点も含め、本町の景観に関する情報を誰もが気軽に入手できるよう、町の広報やホームページによる情報提供、景観専用のウェブサイトの開設、地区毎の活動・イベントカレンダーの発行など、情報発信の充実を図ります。

■主な情報提供(例)

- 本町の景観の紹介に関すること（景観マップ、特徴的な風景や景観資源、地域の歴史文化資源、景観まちづくりに関わる多様な活動など）
- 「市川三郷町景観計画」や「市川三郷町景観条例」に関すること
- 建築物等の届出手続き、景観形成基準に関すること
- 景観の行政窓口に関すること
- 景観まちづくり活動に対する助成などの支援に関すること
- 町内の景観形成に携わる団体やサークルの活動に関すること など

④ 景観顕彰制度の検討

町民や事業者等による主体的・積極的な景観まちづくり活動を促すため、「景観コンクール」等の取り組みとあわせ、景観形成に寄与していると認められる優れた取り組みに対する「景観顕彰制度」の創設を検討します。

また、その選定や表彰にあたっては、専門家のみではなく、町民の参画を得た審査委員会を設置するなど、町民参加による評価の仕組みについて検討します。

■ 顕彰対象となる主な景観形成の取り組み(例)

- 特徴的なまちなみ景観形成や伝統産業の育成と連携した景観形成活動
- 本町固有の歴史文化を周知啓発する活動
- 景観に配慮された建築物や工作物、屋外広告物
- 緑化活動（植樹、まちかど花壇の設置、花植え、生け垣、オープンガーデンなど）
- 里山保全活動や貴重な動植物の保全・育成活動（カタクリやミスミソウ等の保全、ホタルの育成など） など

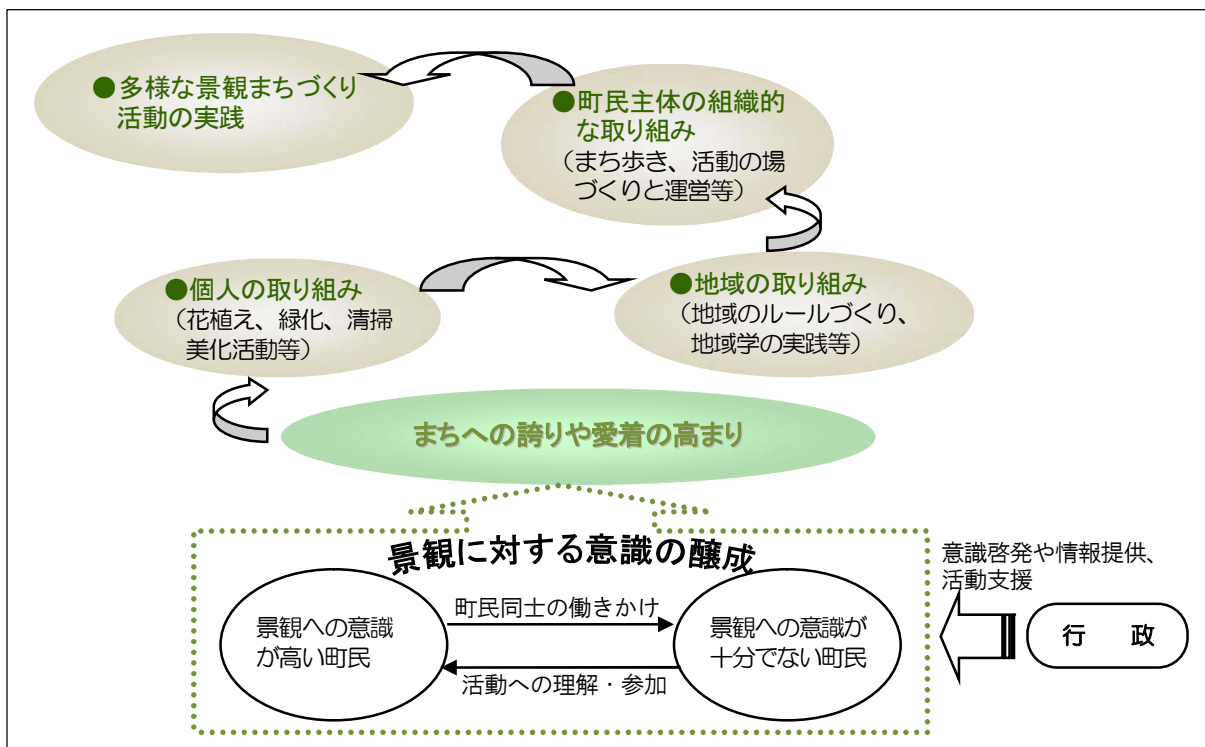
⑤ ふるさとの景観の選定と観光利用の促進

本町には、かつて地域の風物詩とともに、「市川八景」と「高田十八景」と呼ばれる郷土を代表する風景が、句会等の題材で用いられてきたとされています。

時代とともに景観も変化していきますが、郷土の農山村集落景観など先人により培われた本町の普遍的な風景や、将来に渡り継承すべき風景については、まちの共有財産としての認識を高め、風景への関心を醸成するよう、「(仮称)市川三郷ふるさと景観百選」や「(仮称)市川三郷八景」として、町民が愛着をもつ多くの推薦から郷土を代表する景観の選定に取り組み、本町らしい景観の保全・継承に努めます。選定にあたっては、景観顕彰制度と同様、町民参加による手法を検討するとともに、協働による身近な景観形成の一步となるよう、地域・地区による話し合いの場を検討していきます。

また、選定箇所については、景観マップへの掲載や写真コンテストの開催など、町民や来訪者等にに向けたPRを充実するとともに、選定地周辺の景観形成の推進や積極的な観光利用の促進を図ります。

■ 意識の醸成による町民主体の景観まちづくり活動の展開イメージ



(2) 町民の自発的な景観形成活動の促進

① 町民の話し合いの場や機会の提供

本町では、市川地区中央部のまちづくりをはじめ、(仮称)六郷IC周辺のまちづくりなど、町民参加によるまちづくり活動の芽が育ちつつあります。

また、本計画の策定においても、町民で構成された「市川三郷町風景づくり住民懇談会」の協議成果である「風景づくり住民プランの提案」を反映しながら計画立案を行いました。

景観まちづくりの実践段階においても、町民参加や協働による活動を推進するため、こうした住民懇談会やワークショップ、地区ごとの町民組織など、町民が景観形成やまちづくりに対して自由に話し合える場や機会の提供を積極的に図ります。



・風景づくり住民懇談会ワークショップ



・市川地区中央部まちづくり懇談会

② 熱意ある地域人材の育成

良好な景観形成を推進していくためには、町民の積極的な参加が不可欠であり、これを町民の主体的な活動へと継続・発展していくためには、景観に関する高い意識や情熱をもった人材を育てていく必要があります。

地域には、歴史文化を熟知する古老や伝統の技を継承する職人、桜守、まち歩きや花植えの達人など、景観まちづくりに関わる多様な人材が存在しています。

こうした身近な人材の発掘により、景観づくりの地域リーダー、まち歩きやフットパスガイド、景観教育や勉強会等への登用を図るとともに、町や地域に誇りをもって景観まちづくりを牽引する人材として育成し、景観形成における多様な場面での活用を図ります。

③ 町民等の自発的な景観形成活動の促進

町では、市川地区中央部のまちづくり活動をはじめとして、地域の歴史文化の勉強会、まち歩きイベントや散策マップづくり、花植えや植樹事業、遊休農地を活用したお花畑づくり、里山保全活動と散歩道づくり、桜の里づくり、ホタルの育成、小中学校等による環境教育、貴重な自然の保全活動、地区単位で行っている草刈りや清掃美化活動など、景観形成に関わる様々な活動が行われています。



・わがまち再発見ツアー

良好な景観形成を図るためには、こうした町民等による自発的な景観形成活動の小さな芽を伸ばし、活動の輪を広げていくことが重要です。

今後は、市川地区中央部のまちづくり活動など既存活動との連携や、地域住民、ボランティア団体やサークル、事業者、NPO など、それぞれが景観まちづくりの担い手となり、景観形成の一翼を担っていくことが期待されており、こうした主体による自発的な景観形成活動の育成や支援を図るため、次のような取り組みを促進します。

■町民等の自発的な活動への支援(例)

●「(仮称) 景観まちづくり懇談会」の設置検討

景観形成重点地区ごとに、良好な景観形成に向けて話し合いや景観まちづくり活動を行う町民組織として、地域住民を主体とする「(仮称) 景観まちづくり懇談会」の設置を検討します。

●景観形成活動団体の認定・登録制度の創設

町内で景観形成活動に関わる町民、ボランティア団体等が、どのような活動を行っているか、その活動状況を把握するとともに、情報交換の場の提供、町や他団体との協働、活動に対する支援や助成等を行なえるよう、一定の要件を満たす団体については、景観条例に基づき、「景観形成活動団体」として認定・登録する制度を創設します。

●景観アドバイザー制度の活用

「景観形成推進ゾーン」をはじめ、地域住民の自発的な景観まちづくりの取り組みに対しては、助言や活動支援を行う専門家の派遣を依頼できる「山梨県景観アドバイザー制度」の活用を図ります。将来的には必要に応じて、本町独自の「景観アドバイザー制度」の創設を検討します。

●景観サポーター登録制度の検討

景観まちづくりの促進を図るため、景観に対して知識やノウハウをもつ町民や事業者等を地域におけるリーダーとして登用する「景観サポーター登録制度」の創設を検討します。

●町民参加による公共施設の計画づくり

主要な公共建築物や公園、道路等の公共施設の整備にあたっては、地域の景観形成に対する先導的な役割が求められます。公共施設の計画や整備にあたっては、計画の初期段階から町民参加により、町民意向や地域性を考慮した公共施設の計画づくりに取り組みます。また、後述する公共施設デザインガイドラインについても、町民参加による取り組みを検討します。

●公園等の公共施設の維持管理に向けたアダプトプログラム（里親制度）の活用

地域に愛される施設づくりや環境美化、地域の良好な景観形成に向け、自治会やボランティア団体、事業者等と協力しあいながら公園や道路などの公共施設の継続的な清掃、美化、緑化などの活動を行うアダプトプログラム*（里親制度）の活用を検討します。また、この制度の導入が、町民の自発的な景観形成活動へと発展し、町民参加による公共施設の計画づくり等へも波及していくよう段階的な取り組みを検討していきます。

●景観に関するルールづくりの推進

地域景観と調和した良好なまちなみ景観を形成していくためには、土地の使い方、建物の建て方など、その地域に即した一定のルールが必要です。

景観に関するルールとしては、景観法に基づく「景観協定」をはじめ、各種法制度に基づく「地区計画」、「緑地協定」、「建築協定」などの他、町民同士で任意に定める「まちなみ協定」などがあり、これらを効果的に活用して地域にふさわしい景観に関するルールづくりを促進します。

注) * 施設を「里子」と見立て、これらを利用する町民が「里親」となり、協定を結び「里子」（公園や道路など）のお世話をしていく制度です。

④ 観光客等との交流を通じた景観形成の促進

本町では、神明の花火大会をはじめとして、グリーンツーリズムや収穫祭など年間を通じて様々な観光交流イベントが行われており、多くの観光客が訪れています。

今後も、こうした観光交流イベントに加え、農業体験、伝統産業に触れる体験、森林環境学習、グリーンツーリズム、エコツーリズムなどの地域交流の促進を図ります。

また、地域の再発見と潜在的景観資源の活用、町民の郷土の景観に対する意識醸成に結びつくよう、後述するフットパス等の地域交流に積極的に取り組み、身近なところからの良好な景観形成への波及のみならず、交流を通じた景観への理解やマナーの向上、さらには本町固有の歴史文化に培われた産業観光や地域活性化につながるような活動の展開を図ります。



・甘々娘収穫祭

(3) 景観に関する庁内体制や仕組みの充実

① 景観に関する行政窓口の充実

景観に関する相談や届出・審査の事務処理、情報提供など、町民や事業者等に対する行政窓口としての役割を担う担当部署の設置を行なうとともに、窓口機能の充実を図ります。

② 町職員の意識の向上と人材育成

町民をはじめ、多様な主体との協働による景観形成事業や活動の機会が増えることに伴い、景観行政を担う町職員には、協働主体間の調整や指導を行う能力が必要となります。そのため、町職員の意識の向上や人材の育成を図るため、景観まちづくりに関する職員研修や学習機会の充実、地域の景観まちづくりに対する職員の参画などを推進します。

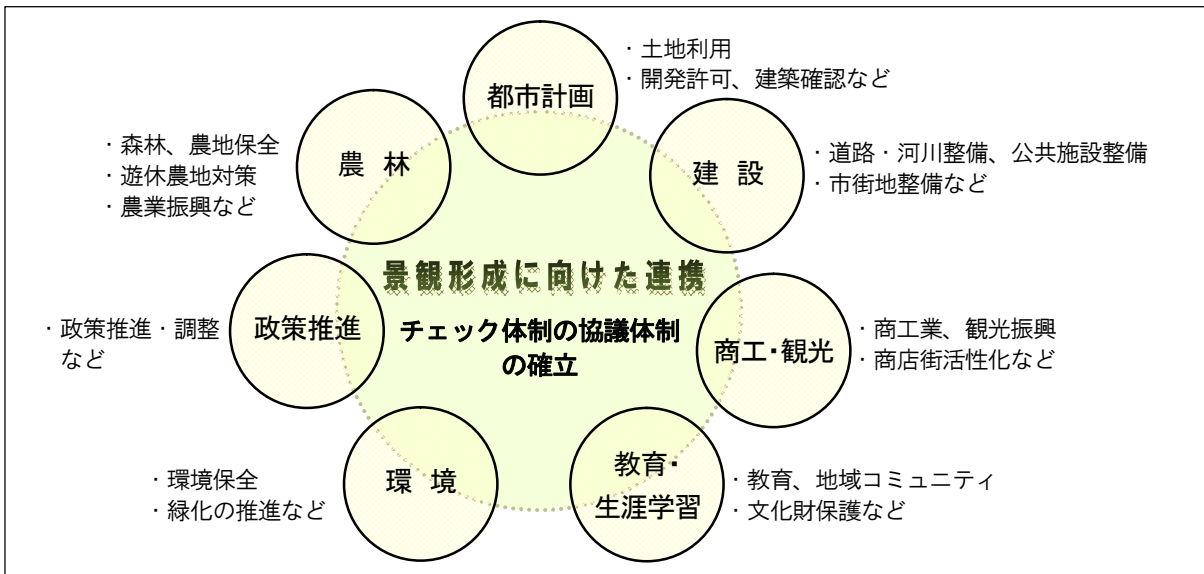
③ 行政の推進体制の充実と関係機関との連携

良好な景観の実現は、景観担当部署のみで取り組むものではなく、町の行政組織全体が、それぞれの担当業務の中で、良好な景観の実現を図っていくための施策展開が必要となります。そのため、景観計画に基づき、横断的かつ柔軟に景観行政に取り組むことができるよう、景観に関する庁内の連絡・協議・調整を行う場となる庁内連絡会議の設置を検討し、部署間の景観施策の連携・強化による総合行政としての景観まちづくりの推進を図ります。

行政が進める公共事業は、景観形成の規範となる役割を担っています。そのため、「(仮称)市川三郷町公共施設デザインガイドライン」等の運用や関連部署が連携したチェックや協議体制を整えるなど、景観に関して責任を持った取り組みを行なっていきます。

また、河川や緑など、景観は町域を超えて連続しています。そのため、隣接する市町や山梨県・国、その他の関係行政機関との円滑な協議および連携を図り、良好な景観形成を推進します。

■庁内連携のイメージ



④ 「市川三郷町景観審議会」の効果的な運用

「景観審議会」は、学識経験者、町民や各種団体等の代表、行政等で構成され、景観計画の策定および変更、景観条例の制定および変更、景観重要公共施設や景観重要樹木の指定、景観形成重点地区の指定、建築物等の行為に係わる勧告や命令など、本町の景観行政に関する事項を審議する組織です。

今後、景観行政を推進していくうえでは、町としても様々な運用上の課題や難しい判断を迫られる場合も想定されます。そのため、「市川三郷町景観審議会」において、景観計画に基づき良好な景観形成に関する事項について適宜・適切に調査・審議を諮るなど、効果的な運用を図ります。

(4) 協働による先導的な景観まちづくりの推進

① 町民参加による先導的な景観まちづくりプロジェクトの推進

協働による景観まちづくりを促進していくためには、町民誰もがわかりやすく、興味や関心を持って参加でき、さらに楽しみながら継続し、一歩ずつでもその成果が目に見える形にしていくことが大切です。また、地域の「宝物」となる資源を活用しながら地域を活性化したり、心豊かな暮らしを景観面から支えたりする取り組みが大切です。

本町では、市川地区中央部において、「住み続けられるまちを目指して～市川の歴史・文化・風景を活かしたまちづくり」を目標に協働によるまちづくりを進めています。この活動をひとつの成功の礎として、風景づくり住民懇談会の提案も踏まえ、次のような先導的な景観まちづくりプロジェクトを位置づけ、協働による取り組みを推進していきます。

■「(仮称)市川三郷町フットパスプロジェクト」の推進

本町には、四尾連湖、蛾ヶ岳周辺のハイキングコースや富士見ふれあいの森・仏舎利塔周辺の散歩道、宮原・上ノ平山周遊の里山さんぽ道などがあり、多くの人々に親しまれています。

また、市川地区中央部では、豊かな水と伝統産業に培われたまちの成り立ちや固有の歴史文化のまちなみ景観を継承するため、「市川大門散歩マップ」を作成し、水路とひやのまちなみや文化財、景観資源のPRと啓発に努めています。



・風景づくり住民懇談会フィールドワーク

こうした場所では、ウォッチングガイドやまち歩きガイドによるツアーなど、本町の魅力を知らしめる多様な町民活動が行われており、このような取り組みは、単に楽しみのためだけではなく、地域の魅力を再認識し、景観に対する意識を高める上でも効果的なものとなっています。

近年、地域住民が一体となり地域の魅力づくりやおもてなしに取り組む、新たな「観光」が地域活性化策として見直されており、そのひとつとして、自然や歴史、産業、さらには地域の暮らしに触れながら地域そのものを体感・実感するフットパスの取り組みが広まりつつあります。

フットパスは、もてなす側である地域住民にとっては、地域への愛着と誇りの醸成、景観を育むことへの動機付けともなります。また、本町においては、平塩の岡など風土の歴史を象徴する場や市川三郷町の成り立ちや歴史性を見直し周知啓発する機会、和紙・印章等の伝統産業や歴史文化に培われたまちなみの再興、産業観光の活性化、交流人口や定住人口の増加という効果も期待されます。

今後、地域でおもてなしによる交流を育むことから、身近な風景体験が全町をあげての良好な景観まちづくりへ波及していくことを目的に、次のようなフットパスプロジェクトの取り組みを推進します。

■フットパスプロジェクトの概要(例)

- ①プロジェクト実行委員会、ワークショップ等によるフットパス検討組織の立ち上げ
 - ・地域リーダーの育成、まちの成り立ちや歴史文化の語り部となるフットパスガイドの育成など
- ②フットパスコースの選定とフットパスマップの作成
 - 例)・市川の伝統と歴史文化の風土をたどるコース(市川地区中央部のまちなみ～平塩の岡周辺)
 - ・みはらしの丘と眺望の湯、里山を巡るコース(みはらしの丘・みたまの湯～里山周辺)
 - ・四季の彩りと山里を訪ねるコース(宮原周辺、ミスミソウ、カタクリの群生、桜の名所)など
- ③フットパス・サインの整備(サイン、ポケットパーク、植樹・花植えなど小径の修景整備等)
- ④フットパス・ウォークの開催(ウォークラリー、各種交流イベントの開催等)
- ⑤おもてなしの体制づくり(地域住民やNPO、支援団体、町や地域等の協働による運営組織等)
- ⑥フットパス拠点の整備(拠点の修景整備、休憩場所、トイレ、駐車場・駐輪場整備等)
- ⑦運営体制・企画づくり(行政の支援、ガイドの養成と認定、保全活動や維持管理の仕組み、ツアー企画、地域活性化の方向性の検討(商業、地場産業、地産地消との連携など))

■風景づくり住民懇談会「住民プロジェクト」の促進

本計画の策定にあたって設置された「風景づくり住民懇談会」では、「風景づくり住民プランの提案」が町に提言され、町民の先導的な取り組みとして、景観づくりを楽しむ身近に取り組むことのできる仕組みづくりが「住民プロジェクト」として提案されました。

本町では、このような住民提案について今後とも検討を進め、実現に向けた支援の取り組みを進めていきます。

プロジェクト1 シェアして育む風景づくりプロジェクト

考え方 ～共有し、わかち合うことを楽しむシェア・リンク・コミュニティの風景づくり！～

- 地域には「のっぴい」という、キメの細かい肥沃な土壌をさす独自の言葉があります。本町では、人々の営み・暮らしぶりが特徴的な地域景観をかたちづかっており、風景づくりにあたっては、その風景を育む営み・土壌づくりがとても大切であることを改めて認識しました。
- 本町は、宝箱のように自然や眺望、歴史文化等の風景が息づいています。地域が潜在的に抱えている多くの資源や情報を見直し、発信し、享受する流れやシステム（「シェア・リンク・コミュニティ」の仕組み）を創ることで、風景を守ることや交流・活性化につなげるとともに、地域への愛着や誇りを育み、自分たちの豊かな暮らしぶりを表す風景づくりへと結びつけることを提案します。

取り組みの方向

1.無関心に関心へ移す機会と場を創る

- 地域コミュニティのボランティアチーム
- 風景マップづくり、風景体験の実施、風への評価を還元する仕組みづくり

2.関わりを持つ「お互い様」の風景づくり

- 山林の所有者、農業従事者等の関係者との話し合いの場、関わりを持つ仕組みをつくる
- 各地区でのボランティアポイントカードを創り、ポイント数に応じた恵みを受取る
ex) 下草刈り→山の恵みの享受（山菜等）

3.「需要と供給の情報をシェア」する仕組みづくり

- 「風景づくりお宝フリーマーケット」の場とシェアの仕組みを創る（やって欲しい人・やりたい人のシェア、広報やHP、ネットの活用等）

■シェア・リンク・コミュニティの考え方



シェア・リンクの第1弾!!

- ポイントを絞り込んだ具体的な活動
 - ・ 先行的な実行エリアの選定、ボランティア派遣
- みんなで楽しみながら守り・PRする主体的な活動
 - ・ 地域の森（杜）づくり、森の樹木オーナー制度、よこそ市川三郷町！サイン整備、森の恵みのエコ活用

プロジェクトの実現に向けて

人もモノも場も、いろんな場面で、あるものをシェアすること！

1.人づくり～自然派生的に地域の風景づくりへ広げよう！

- ①好きな仲間が集まる
- ②活動をリードする「核（人材）」が必要（地域の先生、職人の技の発掘、匠の称号で人材確保）
- ③お宝の価値観を共有し、ゆっくり面白く広がる地域のシカケづくりを進める
- ④地域の「応援隊」の募集、コンパクトな単位から活動を広げる

2.あるものを活かす育む段階プログラム

第1段階

■価値観を共有する地域の人材発掘と育成！

- 身近なところからの自然派生的な活動を見逃さず、価値観を共有し活かす
- 地域の人材発掘と「匠の技」を活かす

第2段階

■みんなの資産をみんなで活かしていく！

- 小さな単位の核となる受け入れ組織づくり
- 既存組織の活用と連携（発信の窓口・アグリ甲斐（農業生産法人）、農業委員会など）

第3段階

■情報交流！ 風景をシェアするしかけづくり

- フィルムコミッションの活用
- チャンスを活かす！情報をシェアするメディアの活用（テレビ、インターネット、雑誌、地域の著名人等）

その先へ!!

3.アトラクション型農業から始めてみよう！

～四季を通した農作業の行程を「アトラクション」的に楽しもう！～

- ・ 体験して広がるシェアを進める
- ・ 子どもたちの体験活動
- ・ 行程を楽しむプログラムづくり
- ・ 「ゆるい農地バンク」の仕組みづくり（レンタル農地、サポート付農園等）
- ・ 活動機材のレンタルなど

プロジェクト2 祭り・イベントを通じた風景づくりプロジェクト

考え方 ～地域を元気にしながら小さな活動の芽を育て、輪を広げていく風景づくりを進めます～

- 市川三郷町は、若年層を中心に町外へ転出する人が増えています。それに伴い、地域のふれあいが薄れてきている現状があります。
- まちづくりは、それを支える人づくりであり、意識や情熱をもった人を育てて行くことが大切です。
- そのため、私たちは、住民の心の拠り所である祭りを復活・再生しながら、地域の絆を深めていくことから、景観まちづくりをはじめめることを提案します。
- また、本町では既にたくさんの人々が、身近なところから地域を慈しみ育む活動を進めています。住民プロジェクトでは、地域の絆を土台に、これらの小さな活動の芽を育て、その輪を広げ、地域が主体となって、楽しみながら更に活動を広げていく風景づくりを提案します。

取り組みの方向

提案1 祭りやイベントを通じて、地域の絆を深めます

- 3つの地域合同の「みさと祭り」を盛りあげる
- 3つの地域の特性を活かしたイベント等を一緒に開催する
- 伝統的な地域のお祭りを復活・再生する
- 町以外の人や転出者も参加できるような祭りやイベントを工夫する
- 子どもの頃から祭りに参加できるような仕組みを地域・組単位で創る →地域への愛着が生まれる
- 継続できるような仕組みを検討する（地域に根付いた無尽会の活用）
- 祭りにおける規制（道路交通法）の緩和の手だてを検討する

提案2 地域の絆を土台に風景づくりを進めます

○地域の活動をすくいあげ、参加の仕組みを創ります

- ・地域の活動を知る、3つの地域の活動・交流を深める場と機会を創る、環境美化活動の活用、花いっぱい運動の展開、高齢者参加の場と機会づくり

○子どもたちに地域の風景を受け継ぐ学びの場づくりを進めます

- ・地域を愛し、育む心と、地域に住み続ける仕組みづくり（総合学習等を通じた風景教育、まち歩きイベント、風景づくり体験の実施等）

○楽しみながら人を育て活動を継続するネットワークづくりを進めます

- ・楽しみながら活動する仕組みづくり、町と地域単位の風景ガイドの育成

○多様な活動情報を集め、発信する場を創ります

- ・町HPの活用、SNS等の活用、情報の場づくり（区単位の毎月イベントカレンダーの発行等）

○風景づくりの効果的なPRを実践します

- ・住民参加による地域単位の景観マップづくり

プロジェクトの実現に向けて

まず、こんなことから始めよう！

1.住民活動の核となる場を創ろう

～地域の活動を束ね、誰もが自由に参加できる話し合いの場を創る～



2.地域が競いあう仕組みを創ろう

～祭りや景観形成活動コンクールと表彰制度の創出～

- 祭りやイベントコンクール
- 景観コンクール

3.人を呼び戻そう・呼び込もう

- 定住を促す環境づくりが重要
 - ・定住を促す住宅地を増やす、代替えしやすい環境づくり（中心市街地）、若い人たちを呼び戻す
- （仮称）六郷ICを活用し、地域と町全体を活性化する
 - ・人を呼び込む方法を考える（観光や農業の6次産業化等による活性化）
 - ・定住の促進（他地区からの入居）

② 景観形成推進ゾーンの取り組みの推進

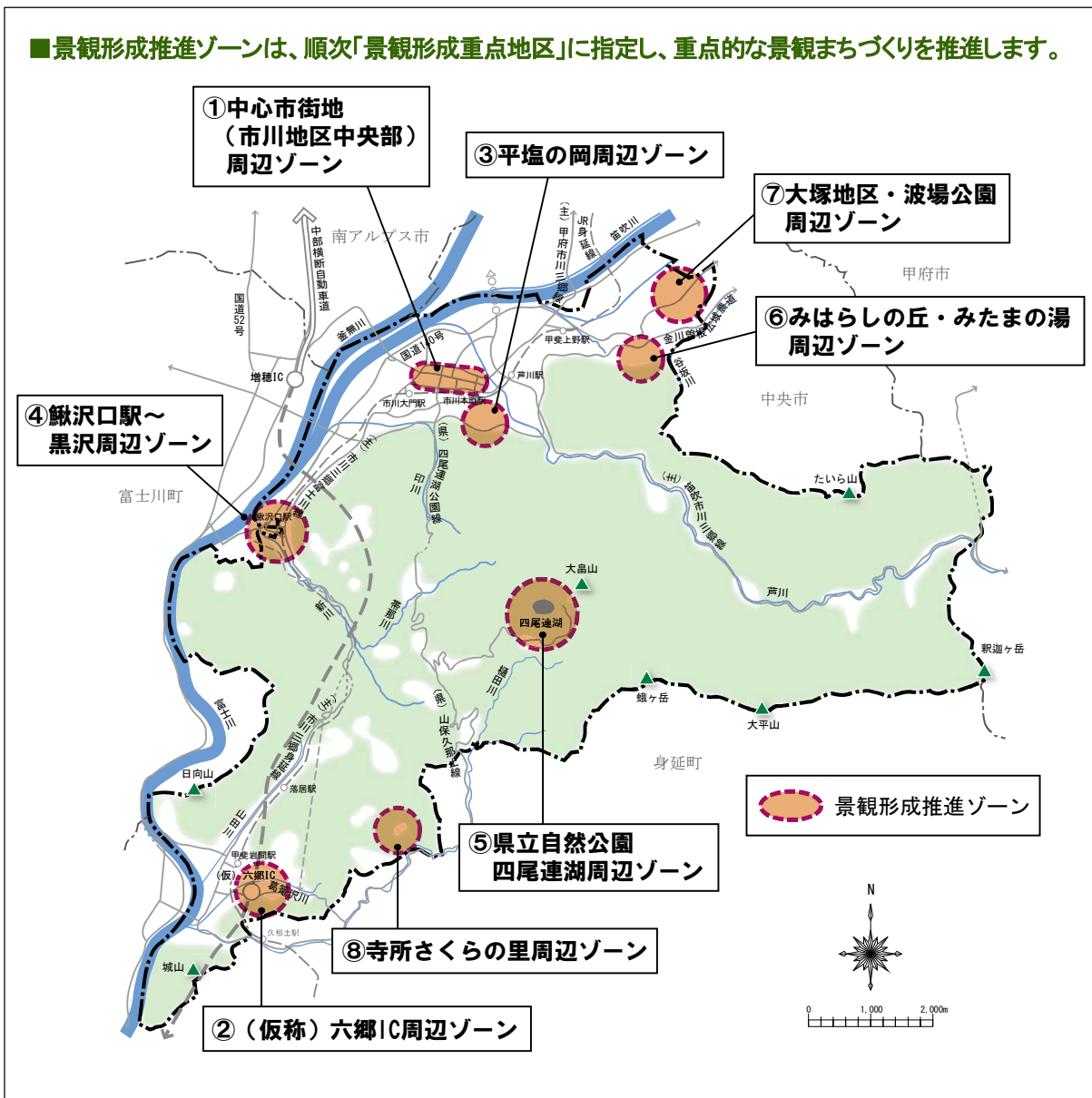
本計画では、先導的かつ重点的に景観形成を推進すべきところとして8カ所の「景観形成推進ゾーン」*を選定しています。

この「景観形成推進ゾーン」では、景観形成重点地区に指定していくことを前提として、町民参加により地区ごとの景観形成方針や行為制限（届出対象行為や景観形成基準）等の内容を定めた景観まちづくり計画を作成します。この景観まちづくり計画の内容について、町民等の合意形成が図られた段階で、市川三郷町景観条例に基づき「景観まちづくり計画」の認定と「景観形成重点地区」の指定を行います。これにより、地区独自の届出や景観形成基準に基づく適切な規制・誘導をはじめ、景観形成に係わる諸制度の活用など、重点的な景観まちづくりを推進していくものとします。

また、景観形成推進ゾーンにおいて、例えば中心市街地周辺と平塩の岡周辺など、景観形成の方向性に類似性があるゾーンや、一体的な景観形成を図ることにより、より効果的な景観形成が図れるゾーンについては、ゾーン相互の連携についても検討していきます。

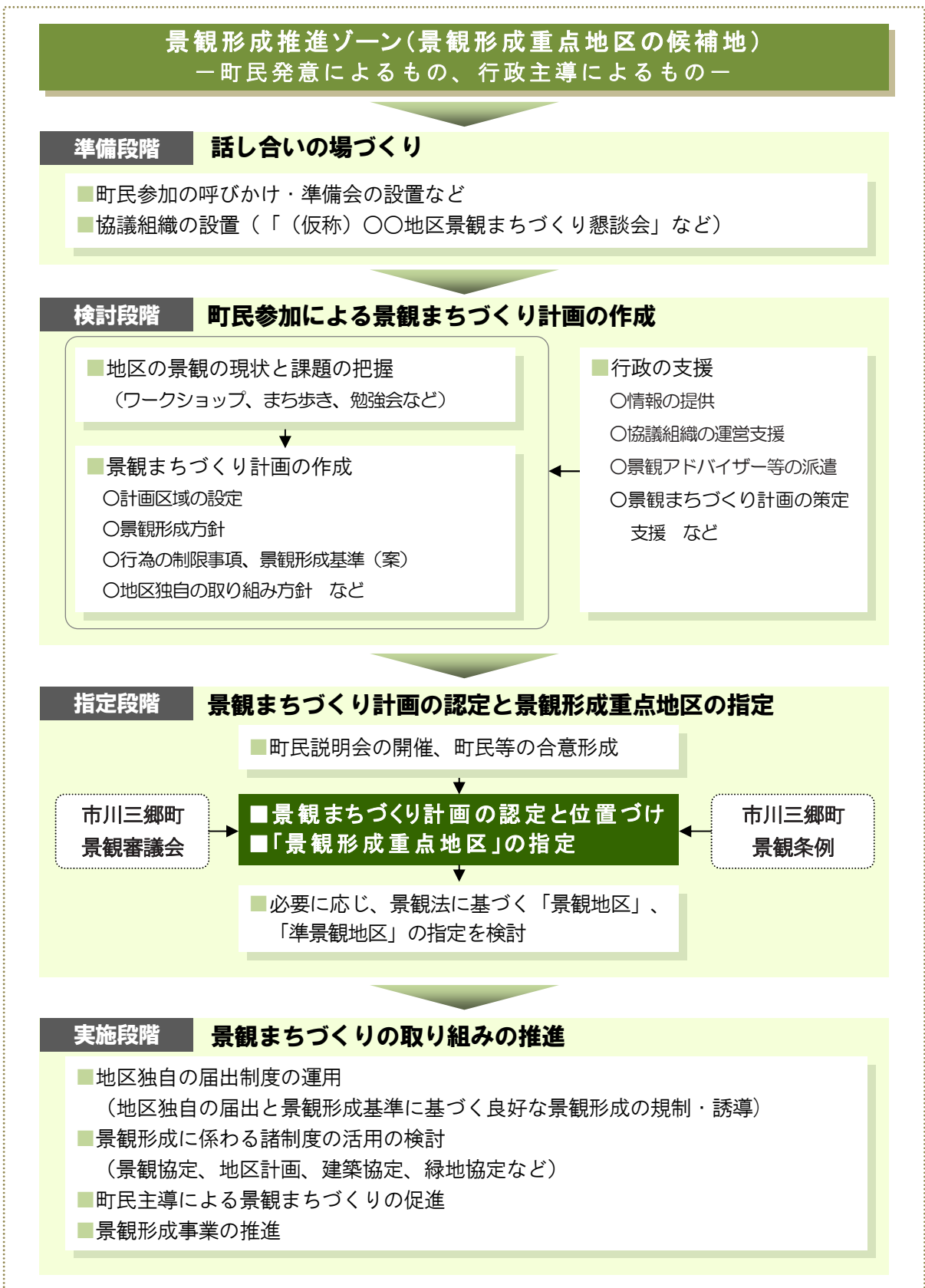
なお、景観形成推進ゾーンは固定的なものではなく、今後必要に応じて追加を検討していくものとします。

■景観形成推進ゾーン



注) * 「景観形成推進ゾーン」は、今後、地域の要請や景観を取り巻く状況の変化等により、適宜追加していくものとします。景観形成推進ゾーンについては、「第2章－3. 景観形成推進ゾーンの方針」を参照下さい。

■ 景観形成推進ゾーンの取り組みフロー



③ まちづくり事業と連携した景観形成の推進

町内で実施中あるいは計画・構想のある各種の公共施設整備や、市川地区中央部や(仮称)六郷IC周辺などのまちづくり事業については、本計画の景観形成方針や建築物等の行為に関する基本的方針等に則した事業推進を図るとともに、まちづくり事業と連携した良好な景観形成を図ります。

3. 景観施策の実現に向けて

(1) 景観施策の段階的な推進

本章で掲げた各種推進施策については、既に取り組みが行われているものや直ちに取り組み可能なもの、また、実施までに多くの検討期間や調整を要するものまで多岐にわたっており、本格的な景観行政が動き出すまでには一定の期間を擁し、様々な試行錯誤を伴うことが予想されます。

本町の景観まちづくりは、協働体制による取り組みを主眼としており、そのためには各主体の役割と責務において、できることから無理のない取り組みを一步一步積み重ね、その成果が着実に目に見えるものにしていくことを重視しています。

こうした考えに基づき、本町では次に示すように段階的な取り組みを推進していきます。

■主要な取り組み施策の段階的な推進

| 区 分 | I 期 (概ね2年以内に着手) | II 期 (概ね5年以内に着手) | III 期 (概ね10年以内に着手) |
|---------------------|--|---|--|
| 町民等の意識の醸成 | <ul style="list-style-type: none"> ●景観計画パンフレットの作成・普及 ●(仮称)市川三郷ふるさと景観百選の選定 ●景観シンポジウム・講演会等の開催 ●風景体験まち歩きイベントの開催 ●山梨フィルムコミッションの活用 | <ul style="list-style-type: none"> ●景観コンクールの実施 ●(仮称)市川三郷八景の選定 ●地域の風景・景観マップの作成と既存マップとの連携 ●景観顕彰制度の創設 ●景観教育の実施 ●景観専用ウェブサイトの開設等の情報発信の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●その他の啓発活動 |
| 自発的な景観形成活動の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ●景観形成活動団体の認定・登録制度の運用 ●観光客等との交流を通じた景観形成の促進 ●町民参加による公共施設の計画づくり | <ul style="list-style-type: none"> ●(仮称)風景づくり懇談会の設置検討、ワークショップ等の開催 ●景観サポーター登録制度の創設 | <ul style="list-style-type: none"> ●景観に関わるルールづくりの推進(景観協定、地区計画、緑地協定、建築協定など) ●市川三郷町景観アドバイザー制度の創設 |
| 庁内体制や仕組みの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ●町職員の意識の向上と人材育成 ●行政推進体制の充実と関係機関との連携強化 ●空き家バンク制度等の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ●(仮称)市川三郷町公共施設デザインガイドラインづくり ●新町サイン整備計画の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ●(仮称)市川三郷町屋外広告物条例の検討 |
| 協働による先導的な景観まちづくりの促進 | <ul style="list-style-type: none"> ●景観重要公共施設の指定 ●景観形成推進ゾーンの取り組み ●(仮称)市川三郷町フットパスプロジェクトの取り組み | <ul style="list-style-type: none"> ●景観重要建造物・景観重要樹木の指定 ●景観形成重点地区の指定 ●祭り・イベントを通じた風景づくりプロジェクトの取り組み ●シェアして育む風景づくりプロジェクトの取り組み | <ul style="list-style-type: none"> ●景観農業振興地域整備計画の策定 ●眺望景観ガイドプランの作成 ●歴史的景観保全の指針づくり |

(2) 総合的かつ実効的な景観まちづくりの推進

景観まちづくりを推進していくためには、様々な景観まちづくり活動や普及啓発の推進、制度の適切な活用や運用、規制・誘導の取り組み、関係機関等との連携や事業の実施等の総合的な施策の推進が必要となります。

「市川三郷町景観計画」の策定と「市川三郷町景観条例」の施行により、本町の本格的な景観まちづくりの取り組みがはじまりますが、今後、農地の保全や適正な土地利用の誘導、(仮称)六郷IC周辺整備やリニア中央新幹線整備等による開発圧力の高まりなど、景観に大きく関わる地域インパクトも想定されます。

そのため、景観の分野ではコントロールが難しい土地利用や開発調整の分野についても、町独自にまちづくり条例の制定を検討するなどし、都市計画の分野とも連携した総合的なまちづくりルールの運用を図ります。

このように、景観まちづくりの諸制度を的確に活用するとともに、都市計画をはじめとする他のまちづくり施策や制度との連携、さらに、市川三郷町にふさわしい制度の創設や拡充に努め、それぞれの強みを活かし、調整、補完しあいながら実効性の高い景観まちづくりを推進していきます。

(3) 景観計画の見直しについて

市川三郷町における景観まちづくりは、町民等の理解と協力を得ながら協働のもとで進めることを基本としていることから、景観に対する意識の成熟度に応じた手段を適切に講じていくことが必要となります。

そのため、本町の景観計画は、公共施設整備や計画づくりにおける町民参加組織、景観形成重点地区の景観まちづくり懇談会など、町民参加による協議・検討の成果が適宜反映されていく「成長型の景観計画」とします。

また、景観行政は、景観施策だけで実現していけるものではなく、都市計画や農政、林政など多様な部署との連携により総合行政として取り組むことが重要です。

そのため、景観やまちづくりを取り巻く環境や情勢に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて適宜計画の見直しを図るものとします。

なお、本計画は明確な計画期間を設けていませんが*、114ページの「(1) 景観施策の段階的な推進」に示した各段階ごとに景観施策の進捗管理を行っていくこととします。